

学位論文

知的障害支援施設における行動コンサルテーションの実践可能性と  
職員のバーンアウト・リスク軽減への応用

弘前大学大学院地域社会研究科

地域政策研究講座

16GR104

奈良 理 央

## 【目 次】

### 第1章 研究の背景と目的

#### 第1節 行動コンサルテーションの研究の背景

- 第1項 行動コンサルテーションの定義
- 第2項 伝統的コンサルテーションへの行動主義の影響
- 第3項 行動コンサルテーションの特徴
- 第4項 行動コンサルテーションの評価に関する議論
- 第5項 日本における行動コンサルテーション研究とその周辺の研究
- 第6項 行動コンサルテーションのモデル

#### 第2節 バーンアウト研究の背景

- 第1項 知的障害者施設職員の職務ストレスとバーンアウト・リスク
- 第2項 日本におけるバーンアウト・リスク研究の動向と議論

#### 第3節 研究の目的

#### 第4節 研究の方法

- 第1項 本研究の理論構造
- 第2項 論文の構成

#### 第5節 倫理的配慮

### 第2章 行動コンサルテーションの実践と効果

#### 第1節 行動連鎖に問題を抱える自閉症児への適用（研究1）

- 第1項 問題と目的
- 第2項 方法
- 第3項 結果
- 第4項 考察

#### 第2節 自閉症児のトイレでの排尿行動の形成への適用（研究2）

- 第1項 問題と目的
- 第2項 方法
- 第3項 結果
- 第4項 考察

#### 第3節 通勤しぶりを示した知的障害者の通所行動の再形成への適用（研究3）

- 第1項 問題と目的

第2項 方法

第3項 結果

第4項 考察

### 第3章 行動コンサルテーションのバーンアウト・リスク軽減に対する効果の検討

#### 第1節 知識・態度・バーンアウト・リスクから見た知的障害者支援施設職員への行動コンサルテーションの有効性に関する量的・質的分析（研究4）

第1項 問題と目的

第2項 方法

第3項 結果

第4項 考察

#### 第2節 テキストマイニングを用いた知的障害者支援施設職員の行動コンサルテーションの有効性に関する量的分析（研究5）

第1項 問題と目的

第2項 方法

第3項 結果

第4項 考察

### 第4章 結語

#### 第1節 行動コンサルテーション実施上の課題

第1項 行動コンサルテーション実践のバーンアウト・リスク軽減への応用

第2項 支援技法に関する課題

#### 第2節 行動コンサルテーションの有効性に関する課題

第1項 介入厳密性及び受容性の把握に関する課題

第2項 行動コンサルテーションの地域社会への応用

第3項 展望

### 文献

## 第1章 研究の背景と目的

### 第1節 行動コンサルテーションの研究の背景

#### 第1項 行動コンサルテーションの定義

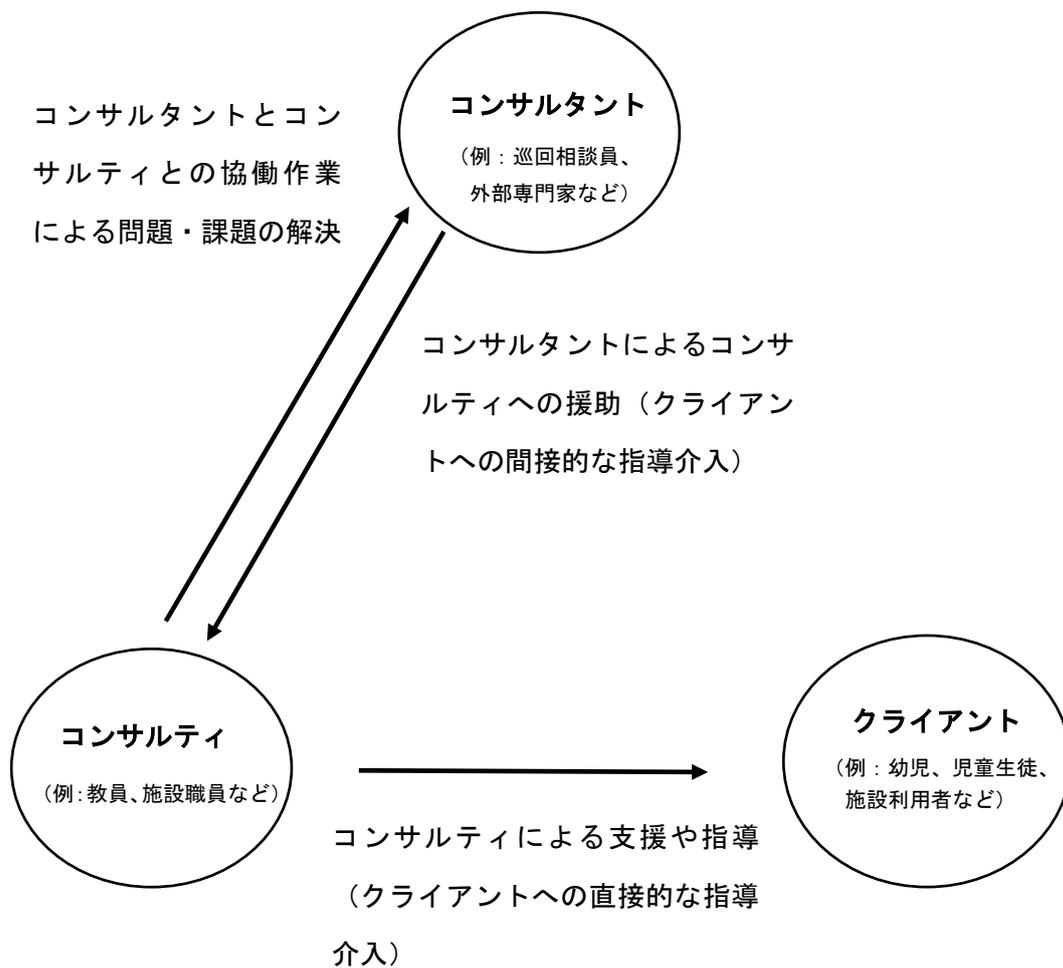
ヒューマン・サービス・コンサルテーションとしての最初の系統的取り組みは、1949年イスラエルにおいて、Caplan と彼の臨床スタッフが、精神衛生上の問題としてかなり難しい16,000人の青年移民に対する看護を担ったことから始まった (Caplan, 1970)。

コンサルテーション (consultation) とは、二人の専門家間の相互作用過程を指し、「相談」と訳されることが多い。すなわち、コンサルティがクライアントの抱える問題を、コンサルティの専門実務の中で効果的に解決することを目標としており、それがコンサルタントとコンサルティ及びクライアントの3者関係において、外部から専門的援助を提供する「間接的な手法」を通じて行われる (Caplan, 1963) ものと定義されている。このような役割や専門性、立場の異なる3者間では、具体的な支援技術や方法、内容について提供しあったり、それらを享受し合ったりする関係が重要視されている。

ここで、コンサルテーションの概念について簡単に説明する。

Figure 1 は、コンサルテーションの概念について示しているが、これは、Brown, D., Prywansky, W. B., & Schhlte, A. C. (1995) が紹介している、伝統的なコンサルテーション・モデルと言われているものを参考にしてしている。彼らのモデルにおけるコンサルテーションの定義の概要は、以下の通りである。

- ①コンサルタント (consultant : コンサルテーションによる支援や援助を提供する人) とコンサルティ (consultee : コンサルタントから、支援や援助などを受ける人) との間で問題や課題を解決する過程のこと。
- ②コンサルタントとコンサルティとの間において、様々なレベルを用いたコミュニケーションによって進められる共同作業のこと。
- ③コンサルタントとコンサルティには、双方において様々な領域における専門家や非専門家が含まれている。
- ④コンサルタントは、コンサルティ自身がコンサルテーションの技能を習得できるよう



**Figure 1** 一般的なコンサルテーションのモデル

に直接的な支援を行う。

⑤コンサルタントは、コンサルティを通じて、クライアント（client：援助やサービスなどを直接的に必要としている人）へ間接的な援助やサービスを提供する。

このことから、「コンサルタント・コンサルティ・クライアント」との間に3者関係が存在する。

しかし、このような関係の中で、コンサルタントがコンサルテーションを効果的に進めるためには、いかなる知識、技能及び資質を身に付けたらよいのかといった疑問が生じる。これまで、わが国で紹介されてきているコンサルテーション・モデルは、古典的なメンタルヘルス・モデルが中心であった（Caplan, 1970）。それ故、これらのモデルの提示や紹介だけでは、コンサルテーションの方法や、実践時に必要な具体的な技術などを身に付けるのは難しく、多分に経験的、試行錯誤的な習得が必要とされたと考えられる。そこで、経験的で職人芸的な知識や技能の習得に依存するのではなく、より科学的で合理的な方法論の提供が重要になった（加藤, 2004）。

ここで、より科学的で合理的な方法論の1つとして提案されたのが「行動コンサルテーション（behavioral consultation）」であった。これはコンサルテーション・モデルの一種とも言えるが、これまでの伝統的モデルとは異なり、以下の点でユニークな特徴がある。

すなわち、コンサルテーションという介入に際して、

- ①その効果をできる限り予測し補償するために、実証的なアセスメントを行う。
- ②直接的支援や間接的支援といった介入の途中や、介入の過程でアセスメントを行う。
- ③コンサルティへの介入方法は、操作的で促進的である。
- ④行動修正や、応用行動分析学の諸技法を駆使して、コンサルティが実行するクライアントへの介入が効果的な結果をもたらすようにする。
- ⑤介入の方法や技法は、追試や再現が可能な方法を選択し、また、提示する（Kratowill & Bergan, 1990; Williams, 2000）

というものである。

## 第2項 伝統的コンサルテーションへの行動主義の影響

前述の Caplan の定義に対して、Erchul & Martens（2002）は、その歴史的な意義と初期の発展への貢献を認めつつも、「実証的根拠に支持された介入法（empirically supported

intervention) 」を重視した、より現代的な定義を採用すべきであることを提案している。このような実証的方法は、行動論的アプローチの発展とともに 1970 年代に入り確立してきた (大石, 2004)。

心理学を背景とするコンサルテーションには、伝統的な精神衛生コンサルテーション (mental health consultation)、行動論的アプローチ (behavioral approach) 及びアドラー派コンサルテーション (Adlerian consultation) の 3 つがある (Brown, Pryzwansky, & Sshulte, 1998)。北米では 1970 年代以降、行動論的アプローチが精神衛生コンサルテーションにもたらした影響は甚大であった。行動を環境機能の顕れとみなすそのユニークな特徴は、自然な環境条件の下でクライアントの行動を理解しようとする際も、行動変化を引き起こそうと努力する過程で環境調整を図る際も重要な意味を持つとされる (Brown et al., 1998)。しかし、わが国では、行動論的アプローチが紹介されることはこれまで稀であった。例えば、専門書の中でも誤解が見られ、正確な理解や記述を見つけることがほとんどないという指摘さえある (杉山, 1993)。また、そのような行動論的アプローチの価値と効果に関する先行研究の紹介は、研究者及び実践家の絶対的不足という事情も手伝って、わが国では、今なお遅々として進まない現状にある。さらに、これら行動論的アプローチは、その修得に一定期間 (特別な学習と経験) を必要とすることから、わが国における受け皿 (学習機会や研修機関及び人材の確保) が未整備であるという問題もある (大石, 2000)。これらを総合的に考えると、このような状況は今後も継続することが予想される。

Table 1 に精神衛生コンサルテーションと行動論的アプローチの違いを示す。

さて、行動論的アプローチのもう一つの特徴は、伝統的な精神衛生コンサルテーションのモデルに比べて、コンサルタントとコンサルティの関係がより対等なものであり (その分だけコンサルティに高度の問題解決スキルを要求しており)、それ故に、コンサルテーションの作業過程においてコンサルタントの関与度が高いところにある (Brown et al., 1998)。このことに関して大石 (2000) は、1970 年代以降の行動分析学の先行研究を整理し、コンサルティ (教師) による問題同定・記述と、クライアント (児童生徒) の問題機能分析との間に行動分析家が深く関与しており、これらの作業過程に直接携わっていることを指摘している。それ故に、行動論的アプローチでは、伝統的に「クライアントの抱える問題の効果的な解決」の方に力点が置かれてきており、その初期段階では「コンサルティの専門実務の中での解決」に関する検討が弱くなる、あるいは検討対象から外される傾向が見られる (大石, 2004)。

Table 1 5つの標準的質問に対する回答による10のコンサルテーション・モデルの分析 (抜粋)

コンサルテーションのモデル	コンサルテーションに関連する理論	問題解決のための基本的知識	目標	ステージ/段階	責任の所在
メンタルヘルス・コンサルテーション (Caplan, 1970; Mayersら, 1979)	コンサルティは問題解決に十分な方策を持っており、また効果の範囲を広げること、コンサルティを援助できると推測できる。理論は、コンサルティがコンサルティをどのように扱うかという点に、新しいクライエント中心の心理学 (Rogers, 1942, 1951, 1959) やアドラー心理学 (Adler, 1964; Dreikurs, 1948, 1967) を含んでいる。コミュニケーションの単一理論は応用されていない。	精神力学; 臨床スキル; 危機概念; 特殊診断; 意思決定技能; テーマ干渉低減; 一丁上がりの才; 療法がないこと; 関係の構築	コンサルティは4つの可能性から1つ選ぶことができる: クライアント中心、コンサルティ中心、プログラム中心、管理的あるいは (目標) 達成は、コンサルティによって、コンサルティの診断範囲、対処が広がること、コンサルティまたはクライエントの感情的あるいは技術的な問題が解決されること、それらの度合いによって評価される。	コンサルティは介入に当たり、問題や初期の標的に対するコンサルテーションの種類を選ぶことができる。 例) 1. コンサルティは、問題の状態や見方、問題解決のためのコンサルティの能力、コンサルティが役立つ方法についての情報を検索する。 2. コンサルティは、コンサルティを、専門的見解の要請をしていること、分業していること、ストレートに前向きな問題解決を行っていることによって「処遇」する。	コンサルティには、問題に関する収集された情報、及び提供された解決法に対して責任が生ずる。コンサルティとコンサルティの関係は、平等主義的である (Gallessich, 1985)。
行動コンサルテーション (Bergan & Tombari, 1975, 1976; Kratochwill & Bergan, 1978; McNameara & Diehl, 1974; Tombari & Bergan, 1978)	コンサルティによる行動理論及び社会的学習理論の応用は、コンサルティの問題の解決を助けるものと推察する。行動理論は、問題解決のための方法に対する応用という点では、コンサルティとコンサルティの相互関係性を見ようとするものより、より一貫していると言える。	行動学の立場でのプログラムと社会学習理論及び応用行動分析の原理からの柔軟な知識	クライエントとコンサルティによる不適切行動の頻度を減らすこと。クライエントとコンサルティによる適切行動の頻度を増やすこと。	1. 問題の同定 2. 問題の分析 3. 指導介入の実施 4. 指導介入の評価 (Bergan, 1977)	コンサルティは専門家 (expert) として、コンサルティを受け止める側として機能している。クライエントの問題解決に当たっては、コンサルティとコンサルティの間の相互作用が重要視される。

※ F. J. West and L. Ido (1987). School Consultation: 1. An interdisciplinary perspective on theory, models, and research. Journal of Learning Disabilities, 20, 388-408. から T. R. Kratochwill and J. R. Bergan (1990). Behavioral Consultation in Applied Setting. 18-24に引用されたものを抜粋し、筆者が和訳した。

行動論的アプローチの全般的な特徴は、「クライアントである児童生徒や保護者などの行動変化を目標とする前に、コンサルティである教師や専門職などの指導行動やクライアントへの支援の取り組み方の修正や獲得を目的とした“行動的な指導介入”を行う」ところにある。そして、「コンサルティの行動変化に関する系統的評価を進めるとともに、クライアントの行動変化の実現を目標とする」段階へと順次作業を進めていく。そして、この行動論的アプローチは、行動療法と同様に、いくつかの理論的背景を持つことが指摘されている (Erchul, & Martens, 2002)。具体的には、オペラント条件付けやレスポナント条件付け理論、観察学習ないしモデリング理論、そして行動生態学及び認知行動理論などである。これらのいずれの場合にも共通しているのが、定量的な現象記述、対象や標的の特定化、及び実証的根拠に基づく妥当性の保障である。これらの特徴は、行動コンサルテーション (behavioral consultation) 固有のものであり、他の心理学的コンサルテーションにはないことから、ここに決定的な違いがあると言える (大石, 2004)。

このように、行動主義の立場でのアプローチは、伝統的コンサルテーションに対し強い影響を及ぼしたと言える。

### 第3項 行動コンサルテーションの特徴

#### 1. 行動コンサルテーションと行動理論

コンサルテーションは、様々な分野で実践され、これまで多くの成果を上げてきた。コンサルテーションが扱ってきた問題は、貧困や精神衛生、教育問題など多岐に渡っている。既に欧米では、1970年代からかなりの蓄積があり、例えば、Houts, Whelan & Peterson (1987) が行った子どもの夜尿治療に関する研究では、最大40家庭を対象にコンサルテーションが実施された。ここでは、保護者に対する直接指導とビデオ教材を使用した指導とが行われた。その結果、コンサルテーションが、特に直接指導に効果的であったことが示されている。先述したように、行動コンサルテーションは、「行動修正」「行動療法」「応用行動分析学」などで用いられる行動理論にその基礎を置いている (Cooper, Heron & Heward, 1987; Kazdin, 1989, 1994)。したがって、行動コンサルテーションについて学ぶためには、このような行動理論について理解しておく必要がある。特に、応用行動分析学においては、「行動」を「個体と環境との相互作用」の観点から捉え、Figure 2に示すように、分析の枠組みとして「先行事象—行動—結果事象」からなる「三項随伴性 (three-term contingency)」

を用いる (Skinner, 1953)。ここで、行動に先立ち、行動を引き起こしやすい刺激や環境条件を「先行事象」、行動の結果としてもたらされる環境の変化を「結果 (後続) 事象」と呼んでいる (松岡・加藤, 2004)。

簡単な例を挙げると、夜に帰宅した際、ふつう部屋には明かりはついていない。そこで、壁にあるスイッチを ON にすると明かりがつく。この場合、明かりがついていないことが「先行事象」、スイッチを ON にすることが「行動」、そして明かりがつくことが「結果事象」である。



Figure 2 ※三項随伴性の枠組み

※向かって左 (先行事象) から右 (結果事象) の方へ時間は経過する。先行事象は、行動の直前の刺激や出来事、結果事象は行動の直後の刺激や出来事を示す。また、先行事象よりも時間的には離れるが、行動に対して影響を与えるものとして状況要因やセッティング事象 (setting event) と呼ばれるものがある。

このような「行動」の枠組みの中で行動コンサルテーションの過程を進める事になるが、その特徴と過程を Table 1 から関係部分として抜粋したものを Table 2 に示す。

**Table 2 行動コンサルテーションの特徴と過程**

理論的背景	コンサルテーションの目標	実践の段階	関係者の役割と責任
行動理論や社会的学習理論	適切行動の増加および不適切行動の減少	問題の同定 問題の分析 指導介入の実施 指導介入の評価	クライアントの問題解決に当たっては、コンサルティとコンサルタントの間の相互作用が重視されるが、コンサルタントは専門家（expert）、コンサルティは受け入れ側として機能している。

**Kratochwill, T. R., & Bergan, J. R. (1990) *Behavioral consultation in applied setting: An individual guide*. New York, Plenum press.** を参考に松岡・加藤 (2004) が作成。

Table 2 には、行動コンサルテーション (Bergan のモデル) における、理論的背景、行動コンサルテーションの目標、コンサルテーションの実践における 4 つの段階、及び関係者の役割と責任について記述している (Kratochwill & Bergan, 1990)。特に、これらの過程においては、コンサルタントとコンサルティ、及びコンサルティとクライアントそれぞれの行動、さらに両者の相互作用を客観的に観察や記述することが可能でなければならない。このことは、コンサルテーションとしての指導介入の効果を実証したり、別の事例や問題解決のために用いたりするなど応用が可能であり、様々な科学的根拠に基づいて示された指導介入の効果の実証を可能にする。Bear ら (1968) は、応用行動分析学を行う者は、科学的な視点をもって社会に役立つ研究を行うべきだとしている。このように、応用行動分析学は科学性を重視し、実証的なデータに基づいた研究・実践を行うものである。そして、効果的な介入を見出すことに力が注がれる。同様に、行動コンサルテーションにおいても、コンサルティがクライアントに行うための効果的な介入方法を発見することに、究極の目標が置かれることになる。よって、Bear らの言う社会に役立つ研究の 1 つとみなすことができると考える。

## 2. 行動コンサルテーションのその他の特徴

Bergan & Kratochwill (1990) は、行動コンサルテーションには「行動理論をその基盤とする」といった特徴の他に、次のような特徴を有するとしている。

すなわち、「問題解決志向」という点であり、この考え方は、行動コンサルテーションの有力な特徴である。後に示す Table 3 の Bergan のモデルに見られるように、①問題の同定、②問題の分析、③指導介入の実施、④指導介入の評価という 4 段階の方法を通して、クライアントやコンサルティの抱える問題の解決を図るのだが、ここでコンサルタントは、クライアントに対して直接的な支援やサービスを提供するのではなく、コンサルティに対して間接的な支援やサービスを提供する。一方、コンサルティは、このようなコンサルテーションを受けることにより、その過程を通して習得した様々な技能を、似たような課題や子どもの行動に対しても、また、他の子どもたちに対しても応用することが可能になる (Kratochwill & Bergan, 1990)。このように、コンサルテーションの特徴である間接的支援やサービスの提供は、直接的に対象となった課題や行動、そして対象者のみならず、より多くにその効果が波及するものと考えられる。

### 3. 行動コンサルテーションで用いられる支援技法（松岡, 2011）

先述したように、行動コンサルテーションは、「行動修正」「行動療法」「応用行動分析学」などで用いられる行動理論に基礎をおいており、特に、応用行動分析学における「三項随伴性」の枠組みで行動コンサルテーションのプロセスが進められる。

行動理論による具体的支援技法は、9つある行動の原理（強化、弱化、消去、弁別、派生、復帰、部分強化、反発、分化）を応用したものであり、「行動変容法」（Miltenberger, 2001）として紹介されている。実際の行動コンサルテーション場面では、それらの原理を駆使し、クライアントの問題解決に当たることになるが、ここでは、使用頻度の高い支援技法について検討する。

#### （1）強化の原理・手続き

強化には、主として「好子出現による強化（正の強化）」と「嫌子消失による強化（負の強化）」があり、両者とも将来その行動が生起しやすくなるという共通した特徴がある。「好子」とは、行動の結果として起こる好ましい事態のことであり、正の強化子とも呼ばれる。反対に、「嫌子」とは、行動の結果として起こる好ましくない嫌悪事態のことであり、嫌悪刺激とも呼ばれる。また、「強化」とは行動が増えることを指す。

好子出現による強化（正の強化）とは、行動の直後に嬉しい物や嬉しいことが出てくる経験をすると、将来、その行動が生起しやすくなる原理・手続きのことを指している。Figure 2の三項随伴性の枠組みの例としてあげた「帰宅時の壁のスイッチ」で考えると、夜に帰宅した際、ふつう部屋には明かりはついていない。そこで、壁にあるスイッチをONにすると明かりがつく。行動としてのスイッチをONにすることによって、その結果として明かりがつくという事態が得られる。この場合、「結果事象」は、その人にとって明かりがつくという好ましい事態であるため、この行動が維持されることになる。

嫌子消失による強化（負の強化）とは、行動の直後に元々あった嫌な物や嫌なことが消失（あるいは減少）すると、その行動が将来生起しやすくなる原理・手続きのことを指す。例えば、ある会社で仕事している人が、自分のやり方に固執し、間違えて上司から説教されたとすると、謝罪すれば、説教されなくなる可能性は高い。したがって、次に仕事で間違えたときは、すぐに謝罪するという行動が増加する確率は高くなる。

#### （2）消去の原理・手続き

子どもがある行動を起こしても、行動後に状況の変化が生じない手続きのことを消去と呼ぶ。例をあげると、新しいおもちゃを泣きわめいておねだりする子どもがいたが、その

子どもの保護者は、いくら泣きわめこうがそのおもちゃを買い与えることはなかったとする。この場合、子どもは「自分が持っていない新しいおもちゃ」を見つけたので、「泣きわめく」行動が生起したが、保護者が買い与えなかったため、依然として「新しいおもちゃを持っていない」状況のままであった。このように子どもが泣いておねだりしても買い与えない対応を徹底すれば、その後この子どもは泣いておねだりすることはなくなる可能性は高い。ただし、消去の手続きを行う場合は、手続き導入直後に行動が一時的にエスカレートすることがあるが、そこで対応を変えないことが重要な点である。すなわち、子どもの泣き方が激しくなった（行動のエスカレート：消去抵抗、消去バースト）ため、結局買い与えてしまうような対応をすると、子どもは「今まで以上に激しく泣けば結局は買ってもらえる」ということを学習してしまうことになり、「泣きわめく」行動は収束しないという結果を招く。消去手続きを行う場合、この点に留意することが必要である。

### (3) 弱化の原理・手続き

弱化にも、「嫌子出現による弱化」と「好子消失による弱化」の2種類がある。「弱化」とは、行動が減少することを指す。

嫌子出現による弱化は、ある子どもが不適切な行動をした後に、子どもの嫌な物や嫌なことが提示される手続きである。例えば、子どもが悪いことをした後に、保護者に叱責されるのがそれにあたる。子どもにとって大人からの叱責や怒鳴り声は、普通は嫌な刺激（嫌子、嫌悪刺激）である。つまり、不適切な行動の後に嫌子を提示することによって行動を減らすのである。

好子消失による弱化は、不適切な行動をした直後に、元々ある子どもの好きな物を取り上げたり減らしたりして、将来の不適切な行動が生起する確率を減少させる手続きである。例えば、ある中学生が宿題をせずに、深夜までテレビを見ているとしよう。保護者は「そんなにテレビばかり見るのなら、おこづかいを減らします」と言っておこづかいを減らす。このような手続きのことを指す。

しかし、Richman（2001）が指摘するように、弱化の使用に関して、以下のような留意点がある。

- ①長期的に見た場合には効果がないことがある。
- ②不適切な行動の後、時間が経過してから使用すると、効力は弱くなる。
- ③不適切な行動の後に生起した適切な行動にまでも弱化の影響が及ぶことがある。
- ④弱化の手続きを使用した人に恐れと攻撃性を重ねて見てしまうことがある。

⑤大人がする弱化をまねて、他の子どもにしてしまうことがある。

このように、弱化にはいくつかのネガティブな面がある。しかし、不適切な行動であれば、短時間で減少させることができるという利点もあるので、緊急性の高い場面で用いるなどの配慮が必要である。

#### (4) 分化強化

分化強化とは、「適切な行動は強化し、不適切な行動は消去する」という、「強化と消去の組み合わせ」による手続きであり、教育場面における指導の基本である。

#### (5) プロンプト法

プロンプトとは、支援対象者の目標となる行動を生起しやすくするために用いられる「援助技法」のことを指す。プロンプトには、いくつかの種類があるが、ここでは言語的プロンプト、視覚的プロンプトについて述べる。

言語的プロンプトは、一般的に最も多用されるプロンプト法である。例えば、ある大人が「〇〇くんは何歳？」と子どもに尋ねたとする。すると、子どもの側にいた母親が「ほら、サ(ン)・・・」と援助し、それを聞いた子どもが「サンサイ(3歳)」と答えたならば、このやりとりの中での母親による「ほら、サ(ン)・・・」という言葉の援助が、言語的プロンプトに当たる。

視覚的プロンプトは、支援対象者の視覚に訴えることで標的行動を生起しやすくするプロンプト法である。例えば、ある子どもが苦手な算数の文章問題を解いていたとする。その文章問題の中のカとなる数値や単語にアンダーラインを引くなどして、「視覚的に」解答する際の援助を行うプロンプト法である。視覚的プロンプトは言語的プロンプトと違い、長時間にわたって支援対象者の行動を援助し続けることが可能なため、きわめて有効である。このような視覚的支援は既に一般的であり、買い物をする際のメモ書き、忘れ物をしないための注意書きなどがそれにあたる。

#### (6) モデリング

これは、対象者が行うべき望ましい行動のモデル(手本)を「やって見せる」援助方法である。

#### (7) タイムディレイ法

タイムディレイ法とは、プロンプトを行うと標的行動が見られるようになった後、これまで提示していたプロンプトを提示するタイミングを少しの時間遅らせて、標的行動の生起を待つ方法である。筆者が実施したある学校のクラスワイドでの行動コンサルテーショ

ンの事例の中にもこの方法を用いたものがある。それは、ある自閉症スペクトラムの生徒が清掃活動に使う清掃用具を用意する場面で、コンサルティであった担任教師の清掃用具を用意するための言語プロンプト「〇〇を用意してください」を時間遅延したら、指示がなくても標的行動であった用具を用意する行動が生じた事例である。もっともこの事例の場合、生徒には視覚的プロンプトとしての手順カードを持たせ、使い方についても別に指導していたことが成功要因の1つでもあった。

#### (8) 行動契約法

行動契約法は、支援対象者と契約（約束）を行い、それを文書で示すという方法である。「契約文書」には、対象者が行うべき行動、その結果がどうであったかなどについて、支援者（指導者）と対象者で十分な話し合いを行い、それを記述する。例えば、「1週間のうち4日以上忘れずに犬の餌やりができたなら、休日はスキーに出かける」「月曜日から金曜日まで忘れ物をせずに登校できたなら、金曜日の昼休みは学級のパソコンを優先して使える」などの契約があり得る。

#### (9) トークン・エコノミー法と基準変更デザイン

トークン・エコノミー法の定義は、求められる行動とその行動に対するリワード（褒美）との時間的隔たりをつなげるために、トークン（交換媒体）を用いる動機づけの方法である。トークンは、星印、スタンプ、ポイント等であり、これらの品目は、“支払う（与えられる）”ことと関連づけられることによってリワードとして機能する。トークンの機能は、私たちが社会の中でお金を使うのとほとんど同等であり、トークンを獲得した行動を繰り返すことで、即時に報奨物が与えられる。後で、トークンは自ら選択した褒美（バックアップ強化子）と交換される（Ayllon, 1999）ものと要約できる。人には興味・関心が必ずあり、ある行動の結果として、興味・関心に合致する事態が起これば、その行動は繰り返される可能性が高いと考えられる。これは、強化の原理（Skinner, 1953）によるものであり、トークン・エコノミー法は、この原理を組織的に具体化した方法であると言える。即時的な強化子を用いて強化された行動は、トークンを用いることによって時間的な間隔を生み、また、そのことによってモチベーションを高めることを目的としている。このことは、具体的で即時的な強化子による「外発的動機づけ」がなされると、抽象的で遅延的な強化子へと変化し、最終的には、自己決定による「内発的動機づけ」が可能になることを示唆している。

そして、人は社会性の発達に伴い、興味・関心が“具体的な物”から“抽象的な概念や思考”へと変化していくものである。換言すれば、興味・関心の対象を持つことが前述の定義

で言うところの“自ら選択した褒美”と解すことができ、人が人として社会の中で生きて行くための第一歩となるのである。人の高度な知識やそれを用いた文明は、こうした過程の中からで生まれてきたものである。

基準変更デザインは、介入期に、標的行動にいくつかの異なる基準（目標）を順次設定する研究計画法である。基準を変えるたびに標的行動がその基準まで増加（または減少）すれば、介入と標的行動に機能的環境のあることが実証される。例えば、このデザインでトークン・エコノミー法を実施することが考えられる。

#### (10) レスポンスコスト

レスポンスコストは、トークン・エコノミー法と対を成し、不適切な行動が起きるごとにトークンを取り上げ、そのことによって不適切な行動を減らす目的で用いられる技法である。トークンを取り上げられることは、支援対象者にしてみれば都合の悪いことが出現すること（嫌子出現に出現による弱化）であり、例えば、「交通違反をしたら点数が減る（反則金も支払わなければならない）」などがそれにあたる。

### 第4項 行動コンサルテーションの評価に関する議論

コンサルテーション活動は、専門的援助を広く普及させられるという利点が指摘されている（Brown, Pryzwansky & Schulte, 1998）。その一方で、行動分析家による直接介入と行動コンサルテーションのような「間接的な手法」との効果・効率性の比較検討や、行動コンサルテーションを実施するために必要な条件やその前提となる要因の同定が十分なされていないとの批判もなされている（大石, 2000）。

また、行動コンサルテーションの今後の展開についての議論は、2000年代初期における日本行動分析学会や日本特殊教育学会等を中心にして行われた。

議論の概要は、学校教育現場を取り巻く数々の問題を解決するために、スクールカウンセラーを始めとする学校外の専門職によるコンサルテーションの必要性が認識されつつある（加藤・大石, 2004）ということから、教育現場に即した実践結果のデータを駆使したコンサルテーションの効果の検証、コンサルティの行動変化に寄与できるような介入方法の検討、コンサルテーションに用いるツールの開発が必要となっていること。また、円滑な行動コンサルテーションを展開していくためには、行動論的手法の情報提供が重要であり、コンサルティとなりうる学校教員に対する行動原理や応用行動分析学に関する積極的教育が重

要であること。さらに、わが国においては、学校教育現場で行動論的な技術の適用を試みた実践が行われてきたが、その効果を客観的かつ行動論的にアセスメントし、行動コンサルテーションの枠組みの有効性についても検証した研究は皆無に等しいと言えること。最後に、学校場面でのコンサルテーションを実施する際には「行動的」である必要があり、コンサルテーションの持つ間接的支援に行動論的手法を付加させることで介入効果を同定し、教育実践を改善する根拠を明示できることなどであった。

しかし一方で、コンサルテーション自体間接的であるが故に、介入方法、介入頻度、介入整合性、コンサルタントやコンサルティの属性、学校や学級全体の文脈、及びクライアント（本人・保護者等）にかかわる問題など多くの影響変数が存在していることも指摘された。

さて、行動コンサルテーションは、実験心理学などの厳密な方法論に基づいて開発、発展してきている。特徴としては、先述してきたように、①問題解決のために4段階の標準化された過程を設定し、②行動アセスメントの方法を採用し、③行動論的介入方略を適用し、そして、④指導介入の結果や効果の評価には、行動論的方法（応用行動分析学や行動療法など）を用いている点がある。そのため、行動コンサルテーションの実施による臨床場面や指導場面では、介入を意図的かつ継続的に正確な形で実行することを、特に「介入厳密性（treatment integrity: Gresham, 1989）」または「介入忠実性（treatment fidelity: Moncher & Prinz, 1991）」と呼んでおり、学会等でもしばしば論点になり、重要視される。

ここでは、行動コンサルテーションを実施するために必要な条件やその前提となる要因に関する議論として、主に「介入厳密性（treatment integrity: Gresham, 1989）」と「受容性（acceptability）」を巡る問題について述べる。

前述の Figure 1に示したように、コンサルタントとコンサルティは相互関係を保ちつつ問題や課題の解決に向けての共同作業を進めることになる。また、コンサルティはクライアントに対して直接的な指導介入を実行する（Noell, Dunhon, Gatti & Connell, 2002）。一方、コンサルタントは原則としてクライアントに対して間接的な介入を行う（まれに問題解決の状況によってはクライアントに対して直接的な指導介入を行う場合もある：加藤・野口, 2004）。そのような関係の中で行動コンサルテーションは実施される。

Bear (1994) は、介入効果の検証に際し、クライアントの行動変化が介入の効果であることを実証する必要があり、そのためには、第一に介入厳密性を査定しなければならないとしている。また、介入厳密性の向上は、良好な結果と関連しており（Gresham, Gansle, Noell,

Cohen & Rosenblum, 1993)、クライアントの問題や課題の解決のためには、コンサルティの介入厳密性を促進・維持させることも重要になる。

介入厳密性は、具体的にはコンサルタントが中心となって計画したクライアントへの介入手続きを、コンサルティが確実に、しかも一貫して実行するかどうかの程度であると言える。行動コンサルテーションの介入効果の検証にあたっては、コンサルティが行うクライアントへの直接的な指導介入の効果の視点と、コンサルタントがコンサルティに行う間接的な介入（例えば、介入のための計画、方法や技法などの提供など）の効果という2つの視点が必要であると考えなければならない。しかし、コンサルタントによる行動コンサルテーションの介入効果の可否は、コンサルティのクライアントへの介入の正確さや厳密さに依存していることは確かであり、本研究の研究1、2、3においても、そのことを前提にして実施された。

介入厳密性を査定する1つの方法として、クライアントの行動変化が生じた場合、コンサルタントの提案とコンサルティの直接介入がクライアントの行動変化のプロセスと同期しているのかどうかを測定するといった方法（例えば、ベースライン法など）が考えられる。また、クライアントへの介入にあたって、計画の具体性や手続きの妥当性を介入の結果から判断することもある程度可能である。しかし、コンサルタントの提案やコンサルティの介入の程度を測定することは、厳密に言えば客観的基準が明確でない以上、正確な測定や定量化は容易なことではない。

さらに、Noell & Witt (1999) は、行動コンサルテーションにおける介入計画の策定にあたっては、コンサルティによる介入計画が正確に、かつ一貫して実行されることを目的として、多角的な視点からの熟考が求められるとしている。また、Reimers, Wacker & Koeppl (1987) は、多角的な視点の一つとして、介入計画の原理や観点に対するコンサルティの同意の程度である「受容性 (acceptability)」が重視であると指摘しているが、これもまた介入厳密性同様、測定や定量化することは容易ではない。

## 第5項 日本における行動コンサルテーション研究とその周辺の研究

欧米の知的障害者福祉は、ノーマライゼーション理念の浸透により、施設サービスから地域に根ざしたサービスへと変革を遂げた (O'Dell, Benlolo & Flynn, 1979)。「地域に根ざした」とは、志賀 (1990) によれば、「ノーマライゼーションの思潮を背景として、自然な環

境の下での生活を実現し、生活の質を向上させようとする考え方や方法論のこと」である。しかし、わが国ではサービスの提供主体の大半は施設であり、知的障害者更生や高齢者介護においては大規模入所型施設も多い。一方、住み慣れた自宅や地域で在宅のままサービスが受けられる居宅サービスが整備されてきており、地域に根ざしたサービスとしての存在感を示しつつある。このように施設が提供する居住サービスと地域に根ざしたサービスが併存する状況下にあっては、施設利用者の利益擁護に意を用いる必要があり、施設の専門的機能を拡充して当事者のライフスタイルを生かすことができるような方策の検討が急務であると考えられる。

施設福祉の有力な方法論であるソーシャルワークには、経験則に留まらない技術体系をもつ実行可能な理論は定着を見ておらず（望月, 1989）、臨床心理学にも、病院（医学）、学校（教育学）、施設（社会福祉学）のような固有の専門機関がないために、組織的援助という視点そのものがなかった（内田, 2004）。しかし、公認心理師法（厚生労働省, 2015）が2015年9月に成立し、臨床心理学の担い手としての国家資格化が決定した。このような背景から、徐々にではあるが施設利用者の利益擁護のための具体的方法論が構築される基盤は整いつつある。けれども、未だ探索的段階にあると指摘することもできる。

行動コンサルテーションは、心理学的コンサルテーションにおける行動論的アプローチと解することは先述した。わが国に行動コンサルテーションが体系的に紹介されたのは、2000年代初頭のことである（加藤, 2004）。それから10余年しか経ておらず、その価値の確認と効果の検証は今後の作業に委ねられている（大石, 2000）。

先述したように、行動コンサルテーションは、コンサルテーションにおける行動論的アプローチである。よってこの技法は、Baerら(1968)が提案した応用行動分析学の目的や特徴と合致しており（Williams, 2000）、応用性、行動的、分析的、技術的、効果的、一般性といった概念に基づいている。故に、行動コンサルテーションは、児童生徒や施設利用者などのクライアント、教員や施設職員などのコンサルティ、そして彼らを取り巻く人的環境にとって有益な介入の結果を重視するための有力な技術体系を備えている（加藤, 2004）。すなわち、問題状況の解釈や推定には価値を見い出さず、常に結果を重要視していると言える。介入の際に実施された手続きの効果は、行動科学の諸原理や理論に基づいて分析が可能であり、そのような客観的分析こそが応用行動分析学の本質と言える。

今後の障害福祉や特別支援教育を推進していくためには、ハードウェア面での機関や施設、組織やシステムを作るだけでなく、ソフトウェア面として、障害福祉や特別支援教育の

推進・普及に関与する人たちに対し、課題解決のための有効な方法を提示することが重要である。その方法としてのコンサルテーションの技法や技術が必要となると考えられる。そのような意味から、科学的な基盤に支えられている行動論的なアプローチ、特に応用行動分析学を駆使した技法をもつ「行動コンサルテーション」は有効であろう。

行動コンサルテーション周辺の研究として行動問題に関する研究が関連するものと考えられる。発達障害児が示す行動問題は、本人の社会参加の制約や社会的な孤立、家族における養育や家庭生活の困難をもたらし、本人及び家族の生活の質を低下させると言われる（藤原, 1999; Lucyshyn, et al., 2002）。また、行動問題は療育に関連したストレスと心理的な苦悩の大きな影響因として機能する（Floyd & Gallagher, 1997; Neece et al., 2012; Tervo, 2012）。さらに行動問題は、保護者に対する身体的な健康や抑うつ等の心理的な健康に関する問題を生み出しやすく（Gray et al., 2011; Weiss, et al., 2012）、そのため、行動問題を示す発達障害児の保護者は、社会的な孤立、否定的な生活上の経験を報告することがある（Donenberg & Baker, 1993; Embregts et al., 2010）。このような報告から、行動問題を示す発達障害児とその家族への支援は喫緊の課題と言える。さらに、長谷部・中村（2005b）は、ヒューマン・サービス従事者のうち、知的障害施設に勤務する職員のバーンアウト傾向が高いことを報告している。行動問題のある施設利用者に対する支援は、精神的疲弊を招き、バーンアウトの1つの要因になると考えられる。そしてまた、知的障害施設職員のバーンアウトは、クライアントに直接的に影響することが明らかにされている（Hastings, Horne & Mitchell, 2004）ことから、行動問題を解決するための有効な打開策が切望されるが、バーンアウトと行動コンサルテーションの関連を述べた研究は見当たらない。

例えば、教育現場における子どもの行動問題の1つとして不登校が考えられるが、不登校を行動問題とする理由は、その事例が多様な問題を雑多に併発することが少なくないためである（小林, 2003）が、原因は様々で特定は難しい。同様に、福祉現場においても、通所を拒否したり、渋ったりする行動（以下、「通所しぶり」とする）が見られる。このような通所しぶりを示す事例では、家族や施設職員が支援を行う上での精神的負担は大きいと推察される。このような行動を行動論の立場から捉えた場合、特定の行動の刺激性制御（stimulus control）や強化スケジュール（schedules of reinforcement）の観点から治療上の目標を絞ることができる。また、家庭での生活習慣、家庭や支援施設での人間関係など、通所に関する行動の背景要因（setting events）に焦点を当てた支援も可能である。さらに、不安や緊張などレスポナント行動をターゲットにしたアプローチも考えられる。不登校に関

しては、行動論的立場から具体的な行動目標を設定して、適切な行動形成がなされた実践的研究が多数ある（小野・小林, 2000, 2002; 志賀, 1990）。しかし、知的障害者の支援施設への通所する行動（以下、「通所行動」とする）の形成に関する福祉分野での研究はほとんどない。それでも、不登校に関する研究は、支援施設における通所行動の形成に参考になるものが多く、これらの先行研究を参照することで、この通所しぶりの問題を解決することができると考えられる。もっとも、不登校や通所しぶりの事例では、障害児・者本人が援助者の前に現れない場合が多い（小林, 2003）。そのため、カウンセラー等による本人に対する専門的かつ直接的（direct）な援助や相談が実施できないことが多くなる傾向があるため、対象児・者の保護者や支援担当者を介して行う間接的（indirect）な支援によるコンサルテーションが有効と考えられる（奥田, 2005）。

このようにクライアント、コンサルティおよびコンサルタントの三者関係に基づく間接的支援は、行動コンサルテーションでも同様である。コンサルタントによってクライアントの支援や指導を行うコンサルティに対し、行動論的な方法や技法、指導方法の提供がなされる。さらに、それのみにとどまらず、コンサルティそのものに対しても、行動論的方法を駆使し、効果的な間接的支援がなされる（松岡・加藤, 2004）。このような意味から、行動コンサルテーションの有用性は高いと考えられる。しかし、行動コンサルテーションの研究は絶対数が少ない上に、コンサルテーションの成功事例に特化して記述した研究が目立ち、成功要因を詳細に分析し、効果の要因について明確に言及した研究は少ない。その結果、参照できる研究知見やエビデンスは豊富に存在するとは言えない。特に、効果を検討する場合には、先述したようにコンサルタントの計画と、コンサルティの実行との間が“厳密であるかどうか”という意味での「介入厳密性」が重要になるが、これに関する研究は、研究の動向として紹介され、その重要性は十分指摘されながらも実践レベルでの研究は少ない。そのため、行動コンサルテーションの効果を規定する要因が、クライアントの問題の解決に特化される報告が多い。

## 第6項 行動コンサルテーションのモデル

先述したような特徴と背景を有しながら、行動コンサルテーションにはいくつかのモデルが存在する。すなわち、

### ① 問題解決モデル（problem-solving model）

- ② 行動変容モデル (application of behavior modification in natural settings)
- ③ Bergan のモデル (Bergan's model of behavioral consultation)
- ④ 社会・対人影響モデル (social power and interpersonal influence bases)

である。

問題解決モデルは、他の心理学的コンサルテーションよりも、とりわけコンサルティの問題解決能力を重視する。そして、他の3つの行動コンサルテーションのモデルの全てに共通する考え方となっている (大石, 2004)。

各行動コンサルテーションのモデルの特徴を、Table 3に示す。

問題解決モデルでは、コンサルティの全般的な問題解決スキル (専門的知識と支援技能) を高めることにより、様々な具体的問題が解決できるようになることを想定している。実際には、①問題の概観、②問題の同定、③問題解決の選択肢の生成、④問題解決方法の選定、⑤効果評価という5段階を通じて進められる。

行動変容モデルは、行動変容法ないし行動療法の考え方や諸技法を、治療室を越えて自然環境にまで波及させるため、サービス提供者を協働治療者ないし“仮の”行動療法家とみなす。したがって、これらスタッフに対する教育・訓練は必須のものと考えられている。そうすることで、家庭や学校、地域・社会といった自然な環境の下でも治療室と同様の行動変容がもたらされることが期待できる。実際には、サービス提供を具体的に行う仲介者の役割が重要視され、この仲介者 (例えば、コンサルティ) がクライアントの強化子を操作したり、行動の随伴性を制御したりすることになる。

問題解決モデルと行動変容モデルは、行動コンサルテーションの技法確立の草創期には組み合わせられ、相補的に用いられることが多かった。したがって、これら2つのモデルを峻別することは難しい。しかし、その後 Bergan の登場により、行動コンサルテーションの最も有力な構造化されたモデルが案出されることになった (大石, 2004)。

Bergan のモデルは、それまで断続的に行われてきた行動コンサルテーションの実践を理論化し、構造化された実践法としての一型を完成させた。従来モデル以上にコンサルティの積極的役割や主体性・自律性を重視し、クライアントが抱える様々な問題を解決する方法を漸次発展させ、その守備範囲を拡げることを目的としている。それは実際には、4段階の方法からなる。すなわち、

- ① 問題の同定
- ② 問題の分析

Table 3 行動コンサルテーションのモデルの特徴

モデル	問題解決	行動変容	Bergan	社会・対人影響
視点	コンサルティの問題解決能力に注目する	サービス提供者を行動療法家と見なす	コンサルティの問題解決の積極的役割重視	共同的关系を確立する伝達方略を重視
目標	コンサルティの全般的問題解決スキルの向上をはかる	自然な環境下で実験室と同様の行動変容をもたらす	構造的問題解決法で、クライアントの問題解決を発展	コンサルテーションにおける望ましい結果をもたらす
方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 問題の概観</li> <li>② 問題の同定と操作的定義</li> <li>③ 問題解決の選択肢の生成</li> <li>④ 結果の予測と問題解決方法の選択決定</li> <li>⑤ 効果評価と仮説検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行動分析の専門性をもつコンサルタント</li> <li>② クライアントの強化子を制御する仲介者</li> <li>③ 特定の問題を有する対象者</li> <li>④ 三者関係調整のための訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 問題同定聴取（行動的記述）</li> <li>② 問題機能分析（目標設定・計画立案）</li> <li>③ 計画導入（コンサルティの解決支援）</li> <li>④ 問題解決度・計画効果評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① コンサルタント自身が影響力を分析・適用方法を検討</li> <li>② 影響力として専門性、指示、情報等を想定</li> <li>③ 「倫理的基準」を絶えず意識しながら活動</li> </ul>

Erchul, W. P., & Martens, B. K. (2002) Bases of an integrated model of school consultation. *School Consultation: Conceptual and Empirical Bases of Practice*. Kluwer Academic/Plenum Publishers, New York. をもとに、大石（2004）が作成したものを引用。

### ③ 指導介入の実施（計画の導入と実行）

### ④ 指導介入の評価

であり、わずかな支援を得て成功裡に問題解決を進める実践や取り組みが可能である。しかし、わが国ではそのような取り組みは特殊な場合に限られるようである。むしろ、必要に応じてコンサルタントとコンサルティが適宜協働して問題解決を進める実践や取り組みの方がより現実的で、そういった試行例も多いと予想される。このことは、例えば学校現場にコーディネーターの役割を担う教員や職種が位置付けられた場合に、どのように教育実践を進めていくかという比較対照枠になると考えられる。

この「協働性」の部分強調しているのが社会・対人影響モデルである。このモデルでは、コンサルティの問題解決過程よりもコンサルタントが行うコミュニケーション方法と、その影響や所産が検討対象とされる。

各モデルの長所・短所をまとめると、次のようになると考えられる。

問題解決モデルは、コンサルティの全般的な問題解決スキルを高めることを目標としている点では具体的だが、クライアントの問題解決という点からは、若干実験的である。

行動変容モデルは、コンサルタント及びコンサルティを行動療法家と見なすため、行動変容を焦点化している点では、専門性は高いが、コンサルティを支援するという観点では、実験的であり、研究のみが目的となる傾向がある。

社会・対人影響モデルは、共同的关系を確立するためにコミュニケーションを重視している点からは、コンサルタント中心であり、コンサルティの役割が曖昧である。

Bergan のモデルは、構造化された実践法としての精度が高い。よりコンサルティの積極的役割や主体性・自律性を重視し、問題解決法を発展的に考え、その守備範囲を拡げることが目的にしているため、実際場面に応用できる柔軟なモデルと言える。そこで、これらの理由から研究 1、2、3 では、このモデルを採用した。

## 第 2 節 バーンアウト研究の背景

### 第 1 項 知的障害者施設職員の職務ストレスとバーンアウト・リスク

バーンアウトは、ヒューマン・サービス従事者にとって不可避のストレス症状とも言わ

れており、心身の激しい消耗感を伴い、仕事への意欲や達成感が低下することで知られている。その症状は、ヒューマン・サービス従事者がクライアントへ積極的に関わることを避けるようになるなど、いわゆる“焼き切れてしまう”現象である（上野・山本, 1996）。その定義は、「長期間にわたり人を援助する過程で、心的エネルギーが過度に要求された結果、極度の心身の疲労と感情の枯渇を主とする症候群」（Maslach, 1976）とされる。

本章第1節でも若干触れたが、ヒューマン・サービス従事者のうち、知的障害者支援施設職員のバーンアウト・リスクは、他のヒューマン・サービス従事者同様に高いことが示されている（長谷部・中村, 2005b）。そのことについては、知的障害者支援施設は、社会福祉基礎構造改革からスタートした様々な変革の渦中にあり、環境的要因によりバーンアウトが起こりやすい状況にあると考えられる。また、重度障害者の比率の増加（日本知的障害者愛護協会, 1998）、高齢化の進行（日本知的障害者福祉協会, 2004）、強度行動障害への対応や地域生活移行への取り組みなど、支援が困難な状況が増していることも要因と考えられる。

Hastings, Horne & Mitchell (2004) は、知的障害者支援施設職員のバーンアウトは、クライアントに直接的に影響することが明白であり、バーンアウトの兆候症状を示す脱人格化の状態に陥ると、クライアントを不適切または厳しく扱う可能性があることを指摘している。そして、Mitchell & Hastings (2001) は、脱人格化は利用者に対して人格を無視したかわりをもたらし、情緒的消耗感は、利用者との触れあいを避けさせると指摘している。さらに、離転職・欠勤の増加やモラルの低下と関連することから、施設サービスの全体的な質を維持するためにも、関係機関や管理職によってバーンアウトに対する適切な対策を講じる必要がある（増田, 1999）。これまでの研究において、バーンアウト・リスクの測定には Maslach & Jackson (1981) によって開発された MBI (Maslach Burnout Inventory) が圧倒的に多く用いられている（久保, 2004）が、その詳細については第3章で述べる。

## 第2項 日本におけるバーンアウト・リスク研究の動向と議論

これまでのバーンアウトに関する研究は、看護師などの医療従事者や教師を対象とした研究が多数で、社会福祉専門職を対象とした研究はほとんど蓄積されていないのが現状である。わが国における研究に至っては、欧米と比較し10年ほど遅れているとされる。また、欧米におけるバーンアウト研究においても、Solderfeldt, M., Solderfeldt, B. & Wang (1995)

は、社会福祉専門職に関する実証的研究はほとんどないと指摘している。さらに、社会福祉専門職は、施設利用者との関係が強く、複雑な社会背景に巻き込まれ、仕事の評価の基準は明確でなく、役割葛藤が大きいことを指摘している。

知的障害者支援施設職員のバーンアウトを検討する際には、出現率、バーンアウト傾向を高める属性、バーンアウト傾向を高める個人内要因、バーンアウト傾向を高める環境要因の4つのカテゴリでの検討・考察が必要とされている。

このように、これまでの研究及び今後は、バーンアウトの関連要因に関する研究が主になるだろうが、佐藤・中嶋(1996)は、要因を個別に検討したものは見られるものの、要因間の因果関係を特定の理論モデルによって検討した研究はほとんど見当たらないとしている。さらに、バーンアウトの発生や発生後の問題にどのように対応すべきかといったことについても、検討できる資料が不十分であると指摘している。しかし、バーンアウトを引き起こす要因に関する先行研究の中に、要因の特定には至っていないものの注目すべき研究がある。長谷部・中村(2005, 2009)は、バーンアウトを規定する要因としてソーシャル・サポートを挙げ、その中の1つとして職場におけるスーパービジョンに着眼し、職場ストレスと関連させた要因分析を行っている。この要因は「教育的」支援との関連が高いことが示唆されている。さらに長谷部・中村(2009)は、「ストレス」「スーパービジョン」「精神的健康」「バーンアウト」の4変数による共分散構造分析を行い、職場ストレスがバーンアウトと精神的健康に有意に影響すること、精神的健康はバーンアウトに有意に影響すること、そして、日頃の職務上のストレスの蓄積は職員の精神的健康の悪化を招き、その状態が持続するとバーンアウトに陥りやすくなることを示唆した。さらに、スーパービジョンは、職場ストレスを介してバーンアウトや精神的健康に影響するとした。これらの研究と本研究との関連では、行動コンサルテーションは、コンサルティへのスーパービジョンの1つであり、「教育的」効果が期待できるものと考えられる。

また、別視点での研究として、支援提供者(保育者や療育者、教師、障害者支援施設職員など)にスタッフ・トレーニングを行い、知識・態度の変容に及ぼす効果を検証した先行研究は多数あるが、そのことがスタッフのバーンアウト・リスクの軽減や、自尊感情の高揚に結びつくことを示した研究は皆無である。さらに、行動コンサルテーションの実践研究ではこの種の測定は対象とされてこなかったが、短期的に見たクライアントの行動変容に加え、長期的に見たコンサルティの変容・成長発達は、その影響が長期に及ぶため、極めて重要である。

### 第3節 研究の目的

以上の経緯をふまえ、本研究の目的を以下のように設定した。

すなわち、1つは、著者が実施した行動コンサルテーションの成功事例（研究1、2、3）から、その有効性について検討するとともに、行動コンサルテーション実施後のコンサルティの支援行動に対する意識変化（研究4、5）を調査し、支援の効果との関連性を検討すること。もう1つは、行動コンサルテーションの教育的効果がコンサルティのバーンアウト・リスク軽減に関与するかどうかを検討することである。

### 第4節 研究の方法

#### 第1項 本研究の理論構造

Figure 3 に、本研究の理論構造を示す。

図中、研究1、2、3は、筆者が行った行動コンサルテーションの Bergan のモデルによる成功事例であり、クライアントの行動変容までの因果関係を記述している。

前述したが、研究1、2、3で Bergan のモデルを用いた根拠は、それが行動コンサルテーションの最も有力な構造化されたモデルであったことによる。すなわち、Bergan のモデルは、コンサルティの役割を重視しつつ問題解決を発展的に展開させるため、コンサルティへの教育的効果が期待でき、クライアントへの実際の支援が成功することによりバーンアウト・リスクが軽減することが期待された。

研究4、5は、成功事例に基づくコンサルティの知識、態度の変容把握の関係を記述している。

この理論構造では、バーンアウト・リスクの軽減に関して、行動コンサルテーションの成功が不可欠であることを前提にしている。加えて、このことについては、ヒューマン・サービスとしての行動コンサルテーションには、教育的効果があるという仮説に基づいている。

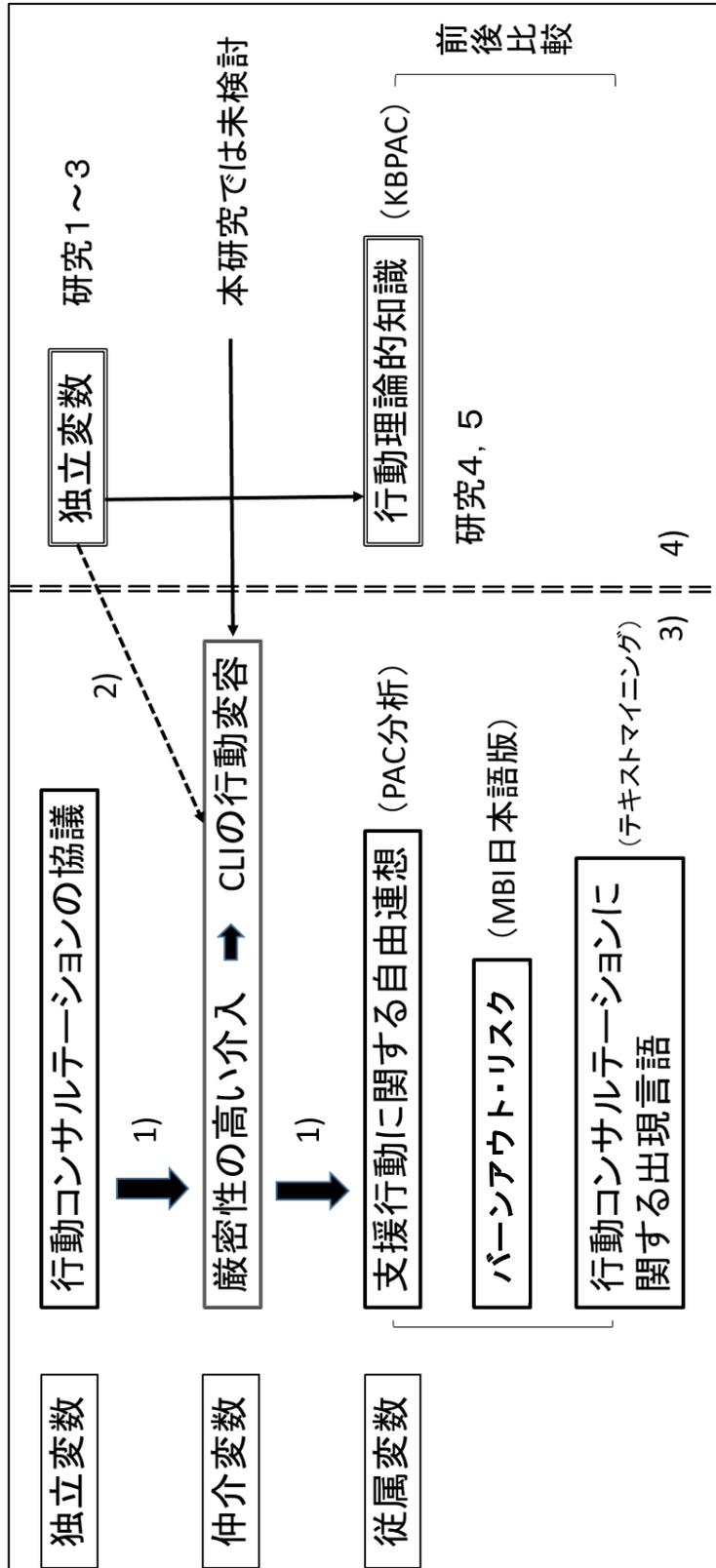


Figure 3 本研究において検討した因果関係の模式図

註記：研究1～3では、CLI（クライアント）の行動変容について、研究4、5では、CTE（コンサルティイ）の知識・態度の変容、バーンアウト・リスクの変化及びインタビューによる出現言語の変化について検討した。行動コンサルテーションにおける協議（臨床講義と演習を含む）の前後で、KBPACの得点、PAC分析の結果、MBI日本語版の尺度得点及びテキストマイニングによる出現言語の内容の変化を分析した。

- 1) : 独立変数から従属変数までのそれぞれの関係と方向性
- 2) : 臨床講義と演習はCLIの行動変容に影響があると考えられるが未検討である。
- 3) : 二重線の左側は、CTEの態度及びバーンアウト・リスクの把握
- 4) : 二重線の右側は、CTEの知識の集積度の把握

## 第2項 論文の構成

Figure 4 に、論文の構成を示す。

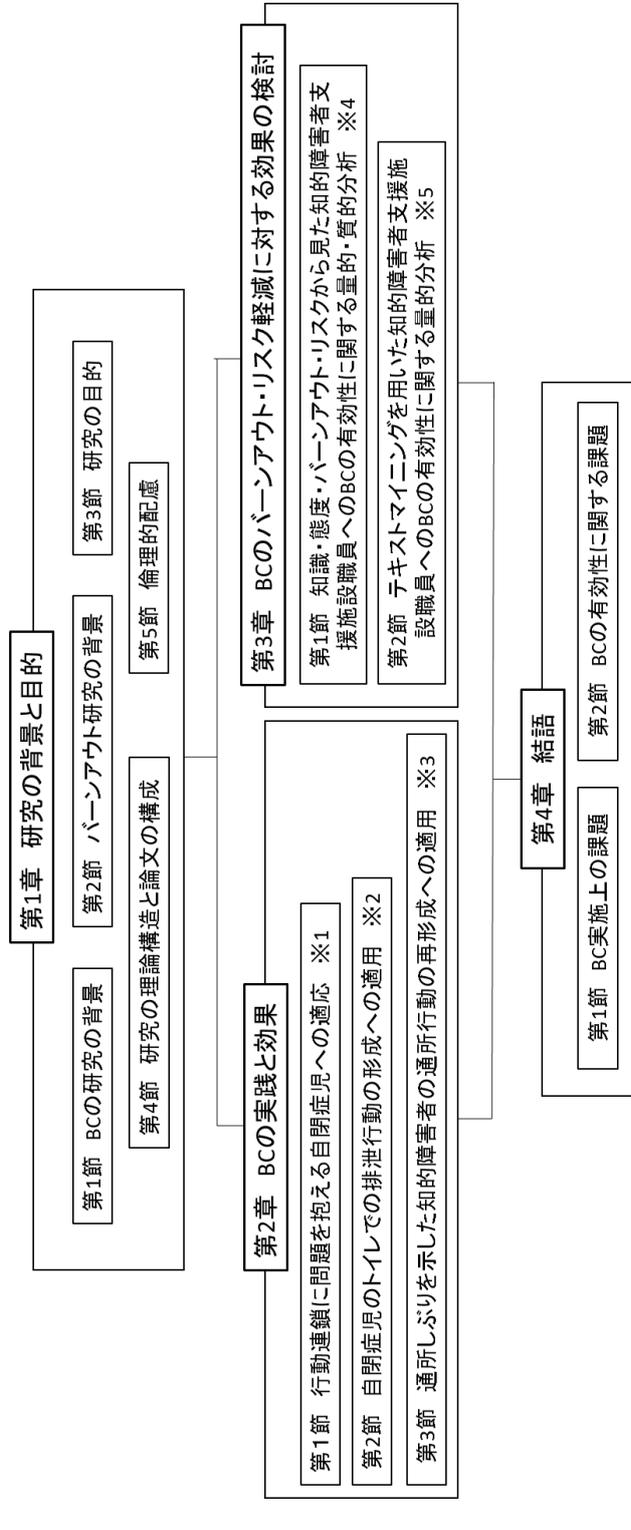


Figure 4 論文の構成

- ・BC:行動コンサルテーション
- ※1:認知発達に起因する問題の解決
- ※2:レスポナント行動に関する問題の解決
- ※3:※1、※2とは異なるコンサルティによる問題解決
- ※4:知識・態度の量的・質的評価
- ※5:テキストマイニングによる量的評価
- ※1、※2:同一のコンサルティ
- ※1、※2、※3:それぞれことなるクライアント

Figure 4 に示した※1、※2 は同一のコンサルティであり、※3 は異なるコンサルティであった。この3事例をあげた理由は、行動コンサルテーションの有効性を検証するためにはほかならない。すなわち、研究1と研究2とでは問題の種類が異なり、研究1は、行動変容における認知発達に対する学習の重要性を示唆しており、課題学習を通じての物の名称や行動の仕方を習得する過程への支援、いわばオペラント行動を問題にしている。研究2では、人にとって生きていくために必要な生理的な行動に対する支援、いわばレスポナント行動を問題にしている。言い換えれば、研究1は、行動が生じた後の結果に強化されて起こる行動としてのオペラント行動に対する行動コンサルテーションであり、研究2は、行動の前の弁別刺激に誘発されて起こる行動としてのレスポナント行動に対する行動コンサルテーションとすることができる。これらの質の異なる問題に対する支援技法として、トークン・エコノミー法や基準変更デザインが有効に機能するかどうかを注目した。そのため、行動コンサルテーションの実施は、同一のコンサルティによるものとし、コンサルティが異なることによって生ずる支援技能や支援態度などのバイアスを回避した。研究3は、研究1、2とは異なるコンサルティを設定し、質の異なる問題を扱う事例であっても、支援方法が有効に機能すれば問題解決は可能であろうという考えの基に、支援技法を重要視して設定したものである。研究4、5は、これまでの先行研究から得た知見を基に、行動コンサルテーションの教育的効果が、バーンアウト・リスクの軽減に対し有効に機能するかどうかを検討したものである。特に、研究4においては、KB PAC や MBI などの客観的評価による量的分析を行い、研究5においては、テキストマイニングを用いたコンサルティの内省を測る質的分析を実施した。

## 第5節 倫理的配慮

本研究すべてにおいて、倫理的配慮として、本研究に用いる個人データの扱いに関し、研究の目的、データの管理と扱い等を記した同意文書をコンサルティ及びクライアントの保護者に配付し、同意したとする意味での署名捺印をもらった。論文記述の際は、年齢、性別、コンサルテーション実施年などの記載を避け、個人が特定されないようするとともに、個人名はその立場の名称で、所属施設名はアルファベットで代用するなど、研究結果に影響のない範囲での個人情報保護のための配慮をした。

## 第2章 行動コンサルテーションの実践と効果

本章では、コンサルティの支援行動に対して生ずるコンサルティ自身のポジティブな意識変化には、行動コンサルテーションの成功が必須条件であると考えられることから、前章で示した、実施された行動コンサルテーションの成功事例を挙げ、検討するものである。

コンサルテーションの結果（成功か不成功か）は、コンサルティの抱える問題の種類や大きさに関わらず、その後のコンサルティの支援意識に影響し、支援意欲が増加したり、あるいは減少したり、バーンアウト・リスクの増減にも関与すると考えられる。そこで、行動コンサルテーションの教育的効果を検討するにあたり、成功事例の提示が必要なことから、以下に、行動コンサルテーションによる事例を記載する。事例それぞれの問題の種類は異なるが、早急な解決が望まれたという点において共通しており、コンサルティにとっては精神的負担の大きいものであった。したがって、何よりも問題解決が重要であり、それが解決されれば、支援への意欲、自信につながることは予見でき、バーンアウト・リスク軽減に対する行動コンサルテーションの教育的効果が期待できた。

### 第1節 行動連鎖に問題を抱える自閉症児への適用（研究1）

#### 第1項 問題と目的

自閉症児の行動は、環境の文脈とうまく適合して生起していない場合が多く（杉山, 1987）、それ故に指導者が自閉症児の反応型のみ注意到注意を払っていると、その行動の機能を理解することが難しくなることが指摘されている（有川, 2003; 廣瀬・加藤・小林, 2003; 野口・園山・大塚・長畑, 1987; 島田・京極・中野, 1997）。このことは、自閉症児がなぜそのような行動するのかという点での理解が困難になるという、1つの重要な指摘である。

自閉症児の指導を効果的に行うためには、行動の機能を特定し、その行動が生起する要因を理解し、指導すべき標的行動を明確に定める必要があるが、Alberto & Troutman (1986) は、指導の際、標的とする行動に詳細に照準を当てる重要性を述べている。したがって、理解することが困難であったとしても、自閉症児の行動は何らかの方法によって分析される必要がある（太田・青山, 2012）と考える。

その方法として、三井・熊谷（2007）は、指導目標となる領域を決定するために、エコロジカルなアセスメントを行い、対象児の行動とそれに起因する環境を評価する取組を行っている。そこでは、対象児の生活を環境の文脈で捉え、現在の状況を正確に把握することによって、短期での指導効果を得ている。自閉症者の行動の般化や維持の困難性を考慮すると、1つの刺激や反応のみを分析の対象にするのではなく、場全体を分析対象にすることが大変重要だといえる（園山・小林, 1994）。

一方、放課後等デイサービスが2012年4月の障害者自立支援法と児童福祉法の法改正によって創設されたことによって、児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりと生活能力を向上させ自立を促すことを目的した事業所の開設が見られるようになった。かつての老人介護や保育同様に民間参加が促されている新しい事業分野であるが、それ故に一定の実践経験を重ねた職員の養成が急務の課題となっていることも指摘されている（厚労省, 2014）。このことは、放課後等デイサービス施設で児童等の支援に当たる職員は、その支援にあたって専門的であるに越したことはないが、現実的に専門性を有する者は多くないことを示唆したものとも言える。

学校教育の中では、発達障害児が示す行動問題が高い割合で教師のバーンアウトを引き起こすこと（Hastings & Brown, 2000）、特に、行動問題を示す自閉症児を担当する教師は、より多くの挑戦すべき事項に直面する（Buschbacher & Fox, 2003）ことが指摘されている。学校においてこれらの行動問題への介入は喫緊の課題であり、それらの問題解決がその教育的支援を充実させることにつながると考えられている（Domina, 2005）。これを放課後等デイサービスに置き換えて考えれば、自閉症児等が起こす行動問題は施設にとっては深刻な問題になる場合が多く、特に、職員のバーンアウトに発展するケースも少なくないことが予想される。

そこで、行動問題の解決のための方策が必要となるが、現在、学校においては「専門家チーム」や「巡回相談」といった、外部からの専門的支援資源を活かした支援体制が、都道府県や市町村の各教育委員会を中心として整備されつつあり、問題解決のための方策の提案がなされるようになってきた。また、福祉分野においても訪問支援など、体系化されたものは少ないが、ある機関が他の機関を支援するといったコンサルテーション活動がなされるようになってきた。しかし、コンサルテーションの実施を考えた場合、施設内部に専門性を有するコンサルタントを雇用する施設は極く稀であり、そのためコンサルタントを外部に求める傾向が増えている。その場合、外部のコンサルタントはクライアントに対する直接支

援が実施できないことが多いことから、クライアントの担当者（コンサルティ）に間接的な支援を提供することになる。

本研究では、登園後の活動において、「カバンを棚に入れる」や「上着をフックに掛ける」などの単位行動の遂行は可能であるが、行動の一つ一つを指示しなければ行動が生起しない状態の自閉症児を対象として、この状況の改善を図ることを目的とした。これらの一連の行動は、施設利用の際のルーチンとして求められるものであったが、対象児は行動遂行においてことごとくスタッフの指示が必要であり、加えて学校への登校しぶりを示したため、この状況の改善を図ることは急務であった。そこで、対象児の支援ツール自体の理解が十分でないことを推定し、使用していた「絵カード」や「写真カード」の意味理解の促進と、ある活動から次の活動への行動連鎖の生起に焦点を絞り、トークン・エコノミー法（token economy system: Ayllon, 1999；この方法については、第4章で述べる）の導入に関する行動コンサルテーションを施設職員に実施した。また、実際の行動コンサルテーションの活動においては、コンサルタントが対象児を直接支援しながら臨床講義を行い、実施した行動コンサルテーションの効果を検討した。

## 第2項 方法

### 1. 参加者

#### (1) コンサルタント

著者が担当した。A 県 B 市知的障害者支援施設のコンサルタントとして行動コンサルテーションを実施してきた。本コンサルテーションでは、月 1～2 回、1 回につき約 1.5～2 時間、コンサルティと関わった。

#### (2) コンサルティ

A 県 B 市知的障害者支援施設の放課後等デイサービス事業所の指導員（主任）であり、当該施設に勤務して 4 年になる。201X+1 年 4 月から対象児を担当した。

#### (3) クライアント

同施設を利用する児童である。クライアントは自閉症を有し、B 市内小学校の知的障害特別支援学級に在籍している。また、B 判定の療育手帳を所持している。201X 年 11 月から同施設の児童デイサービスを利用している。201X+1 年に小学校入学、知的障害特別支援学級に在籍し、現在に至っている。

## 2. 行動コンサルテーション開始までの経緯

### (1) クライアントの学校での様子

在籍する特別支援学級では、担任との個別での授業が中心であり、201X+1年4月中旬頃からは音声言語がみられるようになった。しかし、教室以外の通常学級では話すことはなく、押し黙った状態であった。トイレの利用は他の児童がいる時は行きたがらず、授業中担任と一緒になければならなかった。また、学習活動の中で、やりたくないことなどがあると、隣接学級まで聞こえるような大きな奇声をあげることがあった。それから間もなく、学校へ送った母の車から降りるのを嫌がり、玄関の外で「嫌だ、嫌だ」と路上に寝っ転がり、側による担任に「あっちに行け」と叫ぶことがあった。

### (2) クライアントの施設内での様子

児童デイサービス施設での学習プログラムは、日常生活行動や学習態度の形成を狙い立案していたが、クライアントは、若干の笑い声はあるものの、ほとんど音声言語を発せず、また、カードなどの視覚的な方法を用いても、クライアントの思いや要求を把握することが困難であった。とりわけ、単位行動の遂行にあたっては一つ一つ指示がないと行動できないため、自発的な行動のつながりは見られず、行動が停滞することが多く、排泄の失敗もあった。

## 3. 行動コンサルテーションの開始

### (1) 事前アセスメント

このようなクライアントの状況がコンサルティより報告され、行動コンサルテーションを開始した。最初の介入は、アセスメントとして行動観察から始め、コンサルタントとコンサルティがコラボレートするスタイルで行った。

コンサルティ以外のスタッフの報告では、クライアントは小学校入学前には、施設でのスケジュールを Figure 5 のスケジュールボードのイラストカードを手がかりに、スタッフの指示によりひとりで遂行していたとのことであった。そこで、登園の際イラストカードが貼ってあるスケジュールボードの前に立った時の行動観察を行った。

そして、クライアントがスケジュールボードの前に立った時、コンサルティには何も指示を出さず、15秒間待つように依頼した。15秒の経過後、音声言語による指示をし、行動の水準によってプロンプト（援助）を段階的に適用するようにした。しかし、コンサルティの指示に応じることはほとんどなく、プロンプトレベル（援助段階）も身体援助に依存するこ



Figure 5 イラストカード (左) とスケジュールボード (右)

とが多かった。その後の2週間、この手続きを必ずクライアントの登園時に行い、VTRに撮影し記録するように依頼した。その結果はTable 4の課題分析表に示した通りである。

Table 4 課題分析表

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
<b>登校時の活動「カバンを下ろす」</b>					
ステップ1へのつながり	○	○	○	○	○
ステップ1: 棚（すぐ隣の壁面にスケジュールボード）の前に立つ	○	○	○	○	○
ステップ2へのつながり	×	×	△	×	△
ステップ2: カバンの肩掛けに手を掛ける	×	×	×	×	×
ステップ3へのつながり	×	×	×	×	×
ステップ3: カバンを下ろす	△	×	×	△	×
ステップ4へのつながり	×	×	×	×	×
ステップ4: カバンを棚に入れる	×	×	×	×	×
ステップ5へのつながり	×	×	×	×	×
<b>学習活動「部屋に移動する」</b>					
ステップ5: スケジュールボードから移動 先が描かれているカードをとる	×	×	×	×	×
ステップ6へのつながり	×	△	×	△	△

プロンプト段階 ○：自立的にできる、△：言葉かけ、×：身体プロンプト

## (2) 標的行動

クライアントは、「カバンを下ろす」「連絡帳を出す」「カバンをロッカーに入れる」などの1つ1つの行動はコンサルティや他のスタッフのプロンプトによってできるものの、行動の始まりから次の行動へとつながる連鎖行動がとれない状況にあった。これを Table 4の結果から考察してみると、イラストカードやスケジュールボードの意味自体が理解されていないことが推定された。このことは、単位行動同士の連鎖以前に、行動とそれを表しているカードの絵が一致しているかどうかであり、認知面での課題と考えられた。そこで、a. 「活動内容の意味の理解」、b. 「活動場所への移動の理解」のための個別指導を行うことにし、イラストカードを使用しての行動を標的行動として設定した。

行動的指標として、a と b の個別指導におけるイラストカードの絵の内容に沿った行動ができた回数を採用した。これらから、従属変数としてその週の1日あたりの正答率を求めた（正答率 = その週のイラストカードの内容通りに行動できた回数の総数 ÷ その週に提示したイラストカードの総枚数 × 100）。また、他の客観的指標として、登園してすぐ行う活動への取りかかりのまでの時間を15秒を基準にして、それより早かったか、遅かったを測定した。

## 4. コンサルテーション手続き

本研究では、「問題の同定」「問題の分析」「指導介入の実施」「指導介入の評価」の4段階で行われるバーガン・モデルの手順を使用した。手続き及び行動コンサルテーションの内容を Table 5 に示す。また、201X+1年6月から201X+10月までの約5ヶ月間を週に分け、①週から⑳週とした。

本コンサルテーションにおけるクライアントに対するコンサルティの介入は、以下の通りであった。

- ・ベースライン期：201X+1年6/2～6/19（①～③週） ・介入期：201X+1年6/23～8/28（④～⑭週）
- ・フォローアップ期：201X+1年8/31～10/10（⑮～⑳週）

### (1) ベースライン期

ここでのクライアントへの介入は、イラストカードの内容理解についての個別指導であった。クライアントに対する指示は、音声言語の意味が概ね分かるので音声言語で行った。

コンサルティは、10枚のイラストカードを用意し、その中から第1試行として5枚選択

Table 5 手続き及びコンサルテーションの内容

【手続き】

	内 容	記録期間	consultation
・事前アセスメント 201X+1年5/30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Dの問題について検討する。</li> <li>・今後必要になる考え方や方法について講義した。</li> <li>・データ集積の方法について協議した。</li> </ul>	・120分	・ア ・イ
・ベースライン期 201X+1年6/2～6/19 (①週～③週)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VTRの記録から、登園時の状況を把握する。</li> <li>・原因の特定と学校の様子を確認する。</li> <li>・支援方法を決定し、その方法について確認した。</li> </ul>	・6/13(120分)	・ウ
・介入期 201X+1年6/23～8/28 (④週～⑭週)	<p>[介入1] 6/23～7/4</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イラストカードを写真カードに変更し、コンサルティとコラボレートしてDに支援した。</li> </ul> <p>[介入2] 7/8～8/28</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティや他のスタッフの付き添いを中止するように助言した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6/23(120分)</li> <li>・7/11(120分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エ</li> <li>・エ</li> </ul>
・フォローアップ期 201X+1年8/31～10/10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録されたデータを確認した。</li> <li>・強化子の効果を再確認した。</li> <li>・介入の効果を確認した。</li> <li>・指導介入の評価をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9/5(60分)</li> <li>・9/19(60分)</li> <li>・10/10(60分)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エ</li> <li>・オ</li> <li>・カ</li> <li>・キ</li> </ul>

【コンサルテーションの内容】

consultation	所要時間	内 容
ア	60分	・インフォームドコンセント（問題の同定） （行動問題の定義、環境の調査）
イ	60分	・アセスメントの方法の説明 （臨床講義：記録方法、ABC分析、ベースライン法）
ウ	120分	・支援方法の検討（問題の分析） （臨床講義：強化と強化子、分化強化、トークン・エコノミー法）
エ	120分	・標的行動と支援方法の決定 （行動観察記録とABC分析から標的行動を決定、トークン・エコノミー法の再確認、強化子、バックアップ強化子）
オ	60分	・行動記録の確認及びVTRの視聴（指導介入の実施） （介入の整合性と厳密性の確認）
カ	60分	・介入の効果の確認及びフォローアップ期の見通し（指導介入の評価） （出勤率の確認、強化子の効果）
キ	60分	・VTRの視聴及び介入の効果の確認（指導介入の評価） （訪問率と出勤率の関連）

し、クライアントの前に並べた。そして、音声言語で任意のカードを1枚手渡すように指示した。指示したカードを選択し、コンサルティに手渡すことができたると褒めるようにした。次に、手渡したカードの内容通りの場所への移動やカードの指示する行動を求めた。できた時には言葉で褒めるようにした。残ったカードを第2試行として、同様の手続きで実施した。

使用したイラストカードは次の通りである。

- 1.手洗い・うがい
- 2.はじまりの会
- 3.連絡帳（を出す）
- 4.ぬり絵
- 5.パズル
- 6.勉強
- 7.トイレ
- 8.そうじ
- 9.連絡帳をかごに入れる
- 10.帰りの準備

## (2) 介入期

### a. 介入1（④～⑥週）

クライアントへの介入にあたって、イラストカードへの反応が芳しくなかったことから Figure 6 のように、写真カードへ変更した。また、クライアントがカードを手渡したらコンサルティや他のスタッフがクライアントの側に付き添い、カードが示す場所や内容の行動をとるための手がかりになるようにした。そして、これらのことが上手くできた時にトークン（token：交換媒体）を与えるようにした。さらに、トークン・エコノミー法、及び強化基準変更（トークンやリワード「reward：ご褒美」を与えるための条件を変える手続き）を導入した。トークンとして、クライアントが好きなキャラクターがプリントされたシールを用いた。ベースライン期と同様の手続きで、シールが5枚貯まる（当初は3枚）と、クライアントが大好きなポテトチップス（バックアップ強化子としてのリワード）をその日の帰りに1枚貰えるようにした。



Figure 6 イラストカードから写真カードへの変更

## b. 介入2 (⑦～⑭週)

介入1ではクライアントがカードをコンサルティに手渡したら側に付き添うようにしていたが、コンサルティやスタッフが複数の児童生徒を掌握しなければならないことが多くなり、クライアントの側に付き添うことができなくなった。そこで、正答率及び移動率の向上が見られたことから手続きを変更し、介入2として、スタッフの誰でもクライアントからカードが手渡しされた際、クライアントが動けなかった場合、カードの示す場所や内容を指さしや音声言語でプロンプトし、クライアント自身が行動できるように促した。

### (3) フォローアップ期

この時期になると、写真カードについてはほとんど完全に近いくらいの理解を示していたので、登園の際の行動連鎖に焦点を当てるようにした。

登園した際、それまでは行動連鎖しない場合、スケジュールボードに貼ってある写真カードを見るように言葉かけしたり、指さしたりしてプロンプトを与えていたものを、挨拶の後、何も言わず手渡しするようになった。

## 第3項 結果

ベースライン期におけるクライアントのイラストカードの理解の状況は、Figure 7に示したように、正答率と移動率から見て、①週から③週の3週ともカードの理解はできていなかった。

介入1では、コンサルティや他のスタッフがカードを手渡した後、側に付き添うためクライアントにとって行動の手がかりとして大きく正答率は向上したが、登園時の玄関での停滞は改善までには至らなかった。個別指導場面では、コンサルティの指示に対応できるようになって、カードの選択も間違えなくなっていた。

介入2では、前述したように、スタッフの配置の関係から複数の児童を掌握することが多くなり、クライアントに付き添うことができなくなったための、やむを得ない手続き変更であった。しかし、Figure 7が示すように、カードの理解が進むにつれて、玄関からの移動が連鎖し始め⑫週では100%に達した。また、新しいスタッフが支援した⑧週から⑪週は移動率は下がったが、カード選択課題の正答率は上がった。その後向上し続け、⑬週からは70%に達した。

フォローアップ期では、正答率は80%を超え、⑱週からは100%に達した。

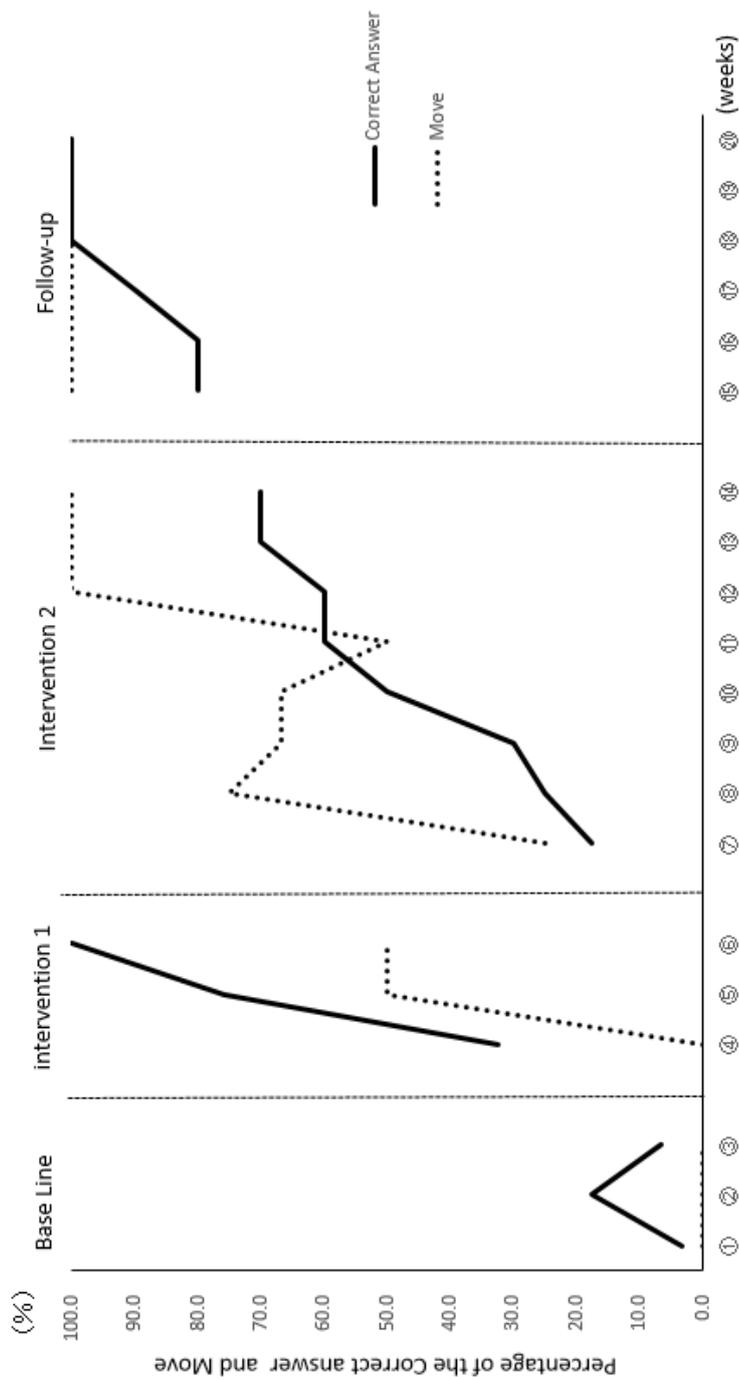


Figure 7 カード選択の正答率と玄関での移動率の推移

#### 第4項 考察

クライアントのベースライン期以前の行動は、スケジュールボードのカードを手がかりに、一人で行動できていたとみられていた。しかし、記録された VTR を確認してみると、スタッフが頻繁にプロンプトを出していることを、スタッフ自身が認識していないことがわかった。このことはクライアントに限らず、児童の実態の把握を正確に行う点において課題となった。

クライアントのベースライン期におけるカード選択課題の正答率は、芳しいものでなかった。このまま机上でコンサルティの指示するイラストカードを選択するという課題で個別指導を継続しても効果は期待できない状況であったため、介入1を実施した。

介入1では、まず弁別刺激としてのカードをイラストから写真に変更した。これに関しては、イラストは描かれてある絵の意味が分かる場合は使用できるが、実際のものに比べると、余計な刺激が描かれない分、対象物や事象がデフォルメされているため、抽象的になり易いきらいがあったことが根拠である。また、クライアントにとっては、より具体的な園の施設内にある実物の写真が有効であった。さらに、トークン・エコノミー法と強化基準の変更を行ったが、このことに関しては、ベースライン期では、適切な行動に対する褒め言葉が、あったり、なかったりと強化の基準が一定しておらず、特に、スタッフが交替した時などは意外に実行されていない場合が多かった。そこで、トークン・エコノミー法を導入し、適切な行動が見られた場合にトークン（シール3枚）を与え、その日の帰りにはリワード（ポテトチップス1枚）が与えられるようにした。その後、カード選択課題数が増加するのに合わせてハードルを上げ、トークンを5枚に増やし、強化基準変更を行った。トークン・エコノミー法では、トークンを与えるという点において、誰が行っても同様であり、副次的に褒め言葉が出るという効果も見られ、実施しやすく継続できた。トークンを貰う側にしても、決められた分トークンが貯まると、バックアップ強化子としてのリワードを貰えるという予測ができ、反応努力も得やすかった。

介入1に入ってからすぐに効果が出始め、⑥週目ではカード選択は100%に達したが、トークン・エコノミー法の導入が有効であったと推察する。一方、玄関先からの移動については、向上はあったものの50%程度であった。これは、いつも支援者が付き添い、実際の行動を一人で行った経験の少なさが影響しているものと推察する。

経験の少なさを影響因にしたことについては、介入2で明らかになった。このことは、玄

関からの付き添いの中止や、⑧週から⑩週での支援スタッフの交替などの新しい事象が起こることによって正答率や移動率が下がったこと、また、学習が進むにつれて次第に向上していったプロセスによって裏付けられるが、自閉症特有の初体験の事柄に対する弱さによるものも影響していると考えられる。

介入2の⑫週からフォローアップ期に入ると、移動率は100%になったが、玄関先からの行動は常時変化することはないので、定着をみたものと推察する。また、正答率も介入2からは下がることなく向上し続けた。学習状況を見ると、行動が速くなり、答え方も自信に満ちているようで、コンサルティや他のスタッフにも笑顔も見せるようになった。さらに、学校への登校しぶりも見られなくなった。

## 第2節 自閉症児のトイレでの排尿行動の形成への適用（研究2）

### 第1項 問題と目的

排泄行動の未自立は、知的障害児・者の基礎的な問題であり、彼らの生活の質（QOL: quality of life）に重要な影響を与えるものとされてきた（Dalrymple & Ruble, 1992; McCartney & Holden, 1981）。

排泄行動に問題のある知的障害児・者を対象にしたトイレット・トレーニングの研究は、行動論に基づくアプローチとしてEllis（1963）によって始められた。その後、完全自立排泄行動を形成するための包括的な短期集中トレーニング・パッケージがFox and Azrin（1973）によって開発された。それは、①膀胱訓練、②自発的開始訓練、③定着指導、で構成されている。その手続き上の特徴は、①水分摂取を増やす、②30分を1クールとした排泄行動の訓練を反復する、③適切な排泄行動には正の強化を随伴させる、④不適切な排泄に対して過剰修正あるいは積極的練習などの嫌悪手続きで対応する、というものであった。このパッケージの効果に関する集中的検証は1980年代中盤まで行われ、その結果、簡単な言語指示理解が可能であるなどのいくつかの条件を満たし、生活年齢2歳半以上の重度の知的障害児・者においても、完全自立排泄が可能であることが示された（大友, 1986）。この知見は、知的障害児・者の生理的かつ能力的な障害に起因するとされてきた排泄の未自立という問題（Tredgold & Stoddy, 1956）が、実は適切な援助技術や機会の

不足という社会的な問題であることを示した点において重要であった。その後のトイレット・トレーニングの研究も、Foxx & Azrin (1973) の手続きに基本が置かれた。

しかし、近年、以下のような新たな研究が展開されている。すなわち、嫌悪的手続きを使用せず、対象児・者の排泄行動に対する現時点での弁別刺激を詳細に分析し、無誤学習 (errorless learning) によって適切な排泄行動の確立手続きを導入していくというプログラムが採用されつつある (Hogopian, Fisher, Piazza & Wierzbicki, 1993; Luiselli, 1996a, 1996b; Taylor, Cipani & Clardy, 1994; Wilder, Higbee, Williams & Nachwey, 1997)。また、手続きの中に、嫌悪性の段階が想定され、より嫌悪性の低い手続きから導入していくという配慮がなされている (Issenman, Filmer & Gorski, 1999; Luxem & Christophersen, 1994; Luxem, Christophersen, Purvis & Baer, 1997)。さらに、施設での集中トイレット・トレーニングではなく、家庭での親参加で実施されるホーム・デリバリー型の援助方法が検討されている (Houts, Peterson & Liebert, 1984; Houts, Peterson & Whelan, 1986; Houts, Whelan & Peterson, 1987; Whelan & Houts, 1990; 武藤・唐岩・岡田・小林, 2000)。

このような研究動向は、知的障害児・者の抱える排泄に関連する行動問題に対して、その行動を生じさせる環境要因を機能的にアセスメントし (functional behavioral assesment: Neef & Iwata, 1994)、基本的な援助手続きのパッケージを「個別化」し、対象児・者の日常生活文脈を可能な限り生かすというものであると要約できる (Mace, 1994)。

昨今、知的障害や発達障害などの児童のための支援施設・事業所では、今なお利用者の排泄行動の支援で苦慮する事例が少なくない。このような事例が、施設等で扱われる問題のどのくらいの割合になるのかの詳細な実態把握はないが、筆者の行動コンサルテーション対象施設を含むいくつかの施設では散見される。そして、そのような状況下においては、スタッフの支援技法の理解や経験の不足などから、適切な支援が提供されていない実態が指摘される。日常生活行動の中で排泄行動が形成されず、問題として残ってしまう原因については、現代社会の多忙さからの保護者の育児状況の変化など様々考えられるが、子どもの成長に伴い、人権上の観点からも放置できない緊急性を要する問題に発展すると考えられた。また、本研究の対象児童においても緊急性を要し、早期の解決が望まれた。

以上のことから、障害児・者の排泄行動の形成にあたっては、嫌悪刺激によらない彼らの生活文脈に即した方法で実行されることが望ましく、そのような方法はより多くのコンサルティに対する普及・啓発、教育的意義などの視点から社会的価値は高いと考えられた。

そこで、本研究は、今なお知的障害支援施設や学校などの現場では支援に苦慮することの

多い排尿行動の形成を1つの事例とし、自閉症児のトイレでの排尿行動の形成において、事業所指導員へ実施した間接援助技法としての行動コンサルテーションによる効果の検討を目的とした。

## 第2項 方法

### 1. 参加者

#### (1) コンサルティ

X 県 Y 市知的障害者支援施設 Z 園の放課後等デイサービス事業所の指導員（主任）である。201X 年 7 月から本研究クライアントを担当した。

#### (2) クライアント

同施設を利用する児童である。クライアントは自閉症と診断されている。Y 市内小学校の知的障害特別支援学級に在籍している。また、療育手帳（B 判定）を所持している。201X 年 7 月から Z 園の経営する児童デイサービス事業所を利用している。

#### (3) コンサルタント

著者が担当した。X 県 Y 市知的障害者支援施設 Z 園のコンサルタントとして行動コンサルテーションを実施してきた。本コンサルテーションにおいては、月 1～2 回、1 回につき約 1.5～2 時間実施した。

### 2. コンサルテーションに至る経緯

クライアントは、児童デイサービス利用当初から、指示に対する反応に差があり、対人関係に問題を抱えていた。もっとも、知的障害を伴う自閉症というクライアントの実態を考えれば当然であり、音声言語でのコミュニケーションが少なからず困難であった。思いどおりにならないことや急な予定変更があると切り替えができず、スタッフを叩いたり、蹴ったりするなどの、攻撃性が見られた。また、感覚的な問題としては、手洗いの際、水道の蛇口から流れる水に固執し、制止が難しいこともあった。

排泄に関する状況は、常時紙パンツを着用し、事業所に来た時点で、既に排尿し取り替えなければならない状態であった。しかし、不快であるという様子もなく、平然としていた。担当スタッフが取り替えようと声かけしても、「嫌だ」といって拒否した。トイレに連れて行こうとすると、床に寝転がって泣き叫んだ。また、大便も紙パンツにしており、スタッフは臭いで気づくという状況であった。時々、大便が紙パンツから漏れ出し、ズボンを汚すこ

ともあった。そのため、友達から「〇〇さん、くさい～」と嫌がられていた。学校の状況も、事業所内とほぼ同じ状態であり、教師も困惑していた。しかし、排泄の問題を積極的に解決しようとすることはなかった。

家庭では、朝食を摂る習慣がなく、クライアントの体調には気を配る様子は見られなかった。また、どちらかと言えば放任的で、排泄の問題を解決しようという要望はあったが、事業所からの促しには消極的で、応えることはなかった。ただ、早く布パンツに替えようという希望はあった。このような状況の中、コンサルティからコンサルタントに報告があり、放置できない緊急性があると捉え、201X+1年の2月から行動コンサルテーションを開始した。

### 3. 事前アセスメント

#### (1) 排泄に関する生態学的アセスメント

初めに、ベースライン期を設定し、2週間にわたって事前アセスメントを行った。

コンサルティはスタッフ全員に対し、クライアントに対しトイレに行くことを促さず、訴えがあった時だけ対応するよう依頼した。また、臭いがしたり、クライアントが下半身を気にし始めたりした時、トイレに連れて行くようにした。

クライアントは事業所に来所すると、その日の事業所内での活動スケジュールに従って行動するようになっていたが、初めに入室した部屋に固執し、次の活動場所への移動に強い抵抗を示すことが度々認められた。スタッフが移動を促そうとすると泣き叫び、スタッフを叩いたり、蹴ったりし激しく抵抗した。クライアントが指示に従えたのは、スタッフ全8人中コンサルティを含む2名のみで、他のスタッフの指示や依頼に対しては、概ね拒否的な行動を示した。しかし、コンサルティともう1名のスタッフが支援した際には、カードや音声言語で「おしっこ」と伝えることがあった。そのような場合には、自分からトイレに行つてズボンとパンツを下げ、便器に座り排尿できたが不確実であり、拭きとることはできなかったため援助を要した。一方、学校においても事業所とほぼ同じような状況であった。家庭においてはトイレに行くように促すことはなかった。そのため、常時紙パンツを着用している状態であり、ただ時間だけが過ぎ、指導のタイミングが見出せない状況であった。

#### (2) スタッフの対応

クライアントはコミュニケーションに課題があったため、活動への補助的手段として、Figure 8 に示すイラストや写真によるスケジュールボード（ボードから外すとバラバラにして単独のコミュニケーションのためのツールとしても使用できる）を用い、クライアントの



Figure 8 イラストカードと写真カードによるスケジュールボード

コミュニケーションのツール (Augmentative and alternative communication: 以下、AAC と記述) としていた (黒田・東・津田, 2002)。

クライアントのカードの使用は、事業所内の活動全般において行い、その使用方法について、コンサルティや他のスタッフがその都度教示した。クライアントからトイレの訴えがなくても、コンサルティや他のスタッフがトイレに連れて行かなければならないと判断した時点で、トイレのカードは使用された。しかし、クライアントはスタッフにカードを用いて尿意を訴えることはなかった。支援態度について、先述のコンサルティを含む2名以外のスタッフは、クライアントに対し訓練的な態度で臨むことが多く、否定的な態度や声かけが先行していた。そのため、クライアントの適切な行動を強化するための支援行動はなく、賞賛することもほとんどなかった。したがって、クライアントについてスタッフが語る実態は、ほとんど否定的な言葉であった。

#### 4. 標的行動

本研究では、標的行動を達成するための一連の行動について Table 6 のような課題分析を行った。

Table 6 CLI の標的行動の課題分析

- 
1. スタッフにトイレの訴えをする
  2. トイレに直行する
  3. 便器のふたを上げる
  4. ズボン・パンツを下げる
  5. 便座に座る
  6. 排尿 (排便) する
  7. 拭き取る
  8. ズボン・パンツを上げる
  9. 水を流す
  10. 便器のふたを下げる
-

その結果、①クライアントが尿意を伝えられるスタッフはコンサルティと他のスタッフ 1 名であること、②伝えることさえできれば自発的にトイレに行き、排尿が可能であること、③パンツ・ズボンの上げ下げ、拭き取りなど、排尿行動にかかわる下位行動のほとんどが可能であること、以上 3 点の確認ができた。そこで、「スタッフにトイレの意思を伝え、トイレに行って排尿すること」を標的行動にした。事業所での排泄の成功・不成功を記録するために、クライアントが来所した時点で、紙おむつの状態を確認し、既に排尿していれば紙おむつを取り替えるようにした。事業所では、15:00（活動前）、15:50（おやつ後）、16:35（帰宅前）の 3 回を定時排泄の時刻として設定した。

行動的指標として、来所後 1 回でも失敗があればその日は未達成とし、事業所内での成功・不成功の日数を採用した。そして、それらから従属変数として週ごとの達成率を求めた（達成率 = その週における達成した日数の合計 ÷ その週の日数 × 100）。

#### 5. コンサルテーション手続き

本研究では、「問題の同定」「問題の分析」「指導介入の実施」「指導介入の評価」の 4 段階で行われるバーガン・モデル (Bergan & Kratochwill, 1990; Kratochwill & Bergan, 1990) の手順を使用した。介入手続き及びコンサルテーションの内容を Table 7 に示す。

201X+1 年 2 月下旬から 201X+1 年 10 月上旬までを週に分け、1 週から 33 週とした。また、便宜上、週を w と表記した。

本コンサルテーションにおいて、クライアントに対するコンサルティの介入は以下の通りであった。

- ・ベースライン期 I : 201X+1 年 2/22～3/5 (1w～2w)
- ・介入期 I : 201X+1 年 3/7～5/7 (3w～11w)
- ・介入期 II : 201X+1 年 5/9～7/2 (12w～19w)
- ・ベースライン期 II : 201X+1 年 7/4～7/23 (20w～22w)
- ・介入期 III : 201X+1 年 7/25～9/10 (23w～29w)
- ・フォローアップ期 : 201X+1 年 9/12～10/7 (30w～33w)

(1) ベースライン期 (I : 1w～2w、II : 20w～22w)

本研究においてベースライン期は 2 期あるが、1w から 2w では、事前調査としての生態学的アセスメントを行った。その結果は、先述した通りだが、コンサルタントは本事例の問題は何にあるのかを、行動問題の定義に照合し、同定するようコンサルティに提案した。そ

の後、問題の分析を経て、標的行動の決定に至った。この期間の介入手続きは Table 7 に示した。20w から 22w では、介入Ⅱでの達成率の低下が何によるものなのかを判断し、介入手続きの変更をするために、一旦介入を中止した。そして、クライアントの状態をアセスメントし直すための期間として、最初のフラットな状況であるベースライン期を再度設定した。

#### (2) 介入期Ⅰ (3w~11w)

この期間は、①クライアントの専任スタッフを設けること、②トークン・エコノミー法 (Alvord & Cheney, 1994; Ayllon, 1999) を参考にした強化の指導介入を行った。具体的には、トークンを理解させるための補助としてチョコレートを用い、Table 7 の手続きをとった。もっとも、クライアントの専任スタッフを設けるかどうか、結果に大きな影響を与えることについてコンサルティも深く考えてはおらず、介入手続きのみを他の指導員たちに周知したに過ぎなかった。コンサルティのほか、クライアントへの支援が比較的熟練した指導員 1 名が介入する機会が多く、その 2 名の支援者が偶然固定化されていたと言える。

#### (3) 介入期Ⅱ (12w~19w)

介入期Ⅰでは好結果を得たので、担当者を専任化せず、強化基準の変更を行った。しかし、介入手続きの曖昧さが災いし、クライアントの達成率の低下を招くことになった。

#### (4) 介入期Ⅲ

介入期Ⅱの後、介入手続きの修正を行うために再度ベースライン期 (20w~22w) を急遽設定した。その後、修正した手続きを、専任スタッフを設けた中で実施した。定時排泄の時刻を、10:30、12:50、15:00、17:00、18:00 にし取り組んだ。この時期は、クライアントの夏休みとも重なり、事業所や家庭での介入を集中的に実施できた。家庭では、母のほか祖母も介入に参加し、紙パンツを布パンツに替え定時排泄に取り組んだ。排泄時刻を、6:00、7:00、19:30、21:00 にした。また、コンサルタント及びコンサルティから家庭に対し、成功したら賞賛を与え、仮に失敗しても次に成功すれば良いことを話すこと、加えて、決して叱るなどの嫌悪刺激を与えないように依頼した。この時期から家庭ではクライアントに朝食を与えるようになっていた。

#### (5) フォローアップ期

介入期Ⅲでの介入手続きを継続し、達成率の推移を観察した。また、これまでの指導介入についての評価を行った。

Table 7 介入手続き及びコンサルテーションの内容

## 【介入手続き】

w: week、(○/○) : 日付

	内 容	記録期間	コンサルテーション
・ ベースライン期I (1w~2w) 201X+1年2/22~3/5	・初めからトイレに行くことを促さず、訴えがあった時だけ対応する。また、臭いがしたり、CLIが下半身を気にし始めたりした時、トイレに連れて行く。	・ 2週間 (12日)	・ 1w (2/27) ・ 2w (3/5)
・ 介入期I (3w~11w) 201X+1年3/7~5/7	・ トイレに行けた日に、トークンを理解させるための補助としてチョコ1個と金のシールがもらえることをあらかじめ予告しておく。 ・ 来所日数6日間の内、金シールが5枚貯まったら、最終日の土曜日にポテトチップス(小1袋)を与え賞賛する。	・ 9週間 (37日)	・ 6w (3/28) ・ 8w (4/16) ・ 11w (5/7)
・ 介入期II (12w~19w) 201X+1年5/9~7/2	・ チョコの交換媒体となる金シールを取り入れる。5枚貯まったら、最終日の土曜日にポテトチップス(小1袋)を与え賞賛する。	・ 8週間 (40日)	・ 13w (5/21) ・ 18w (6/25)
・ ベースライン期II (20w~22w) 201X+1年7/4~7/23	・ 当初のベースライン期の支援方法に戻し、アセスメントを行う。	・ 3週間 (13日)	・ 20w (7/9) ・ 22w (7/23)
・ 介入期III (23w~29w) 201X+1年7/25~9/10	・ 担当指導者を固定化し、排泄ができれば、金シールを与える。できなくても赤シールを与え、どのシールでも5枚貯まれば、最終日の土曜日にポテトチップス(小1袋)を与え賞賛する。	・ 7週間 (28日)	・ 25w (8/8) ・ 29w (9/10)
・ フォローアップ期 (30w~33w) 201X+1年9/12~10/7	・ 介入期IIIでの介入を継続する。	・ 4週間 (20日)	・ 31w (9/24)

## 【コンサルテーションの内容】

コンサルテーション	所要時間	内 容
・ 1w ・ 2w	120分 180分	・ インフォームドコンセント(問題の同定:行動問題の定義、環境の調査) ・ 生態学的アセスメントについて(行動観察、家庭・学校からの情報) ・ 機能的行動アセスメントの方法の説明(ABC分析、記録方法、ベースライン法) ・ 標的行動の検討(問題の分析:行動観察記録とABC分析から標的行動を決定) ・ 支援方法の検討(嫌悪刺激を用いない指導方法、トークン・エコノミー法)
・ 6w ・ 8w ・ 11w	各60分	・ 行動観察記録の確認 ・ VTR視聴(指導介入の実施:介入の整合性と厳密性の確認)
・ 13w ・ 18w	各60分	・ 行動観察記録の確認 ・ VTR視聴(指導介入の実施:介入の整合性と厳密性の確認、強化子の確認)
・ 20w ・ 22w	60分 120分	・ 行動観察記録の確認 ・ 介入の修正(強化子の確認、バックアップ強化子、スタッフの支援の確認)
・ 25w ・ 29w	各60分	・ 介入の効果の確認及びフォローアップ期の見通し(指導介入の評価:達成率の確認、強化子の効果) ・ 強化基準変更手続きの方法
・ 31w	各60分	・ VTRの視聴及び介入の効果の確認(指導介入の評価:支援場面と達成率との関連)

### 第3項 結果

ベースライン期Ⅰの1w、2wにおけるクライアントの排尿行動は、Figure 9に示したように、全く達成されなかった。介入期Ⅰの3w、4wでは、指導介入の効果があり、達成率が60%を示した。5wでは75%を示したため、そのまま向上し続け、達成基準の80%に達するものと推測したが6wに入り50%に低下した。その後、40%まで低下したが11wで100%に達した。介入期Ⅱからはクライアントの健康面への配慮、及び強化子が多くなることによる飽和の回避から、チョコレートから他のトークンであるシールに変更できるように強化の手続きを変更した。しかし、手続きの理解の不十分から達成率は次第に低下し、20%に落ち込んだ。コンサルタントはコンサルティから相談を受け、一旦ベースラインに戻すことを提案し、20wから22wまでをベースライン期としてクライアントの状況をアセスメントした。その結果、クライアントには介入期Ⅱの手続きが難しかったこと、担当するスタッフの支援が一定化しないこと、強化子の変更の意味が理解できなかったことなどが重なり、混乱が生じたものと判断した。

そこで、介入期Ⅲを設定し、強化子と強化基準の変更を行った。23wでは30%だったものが24wでは50%、25wから29wまでは100%に向上した。フォローアップ期では、達成率は100%を維持した。また、学校では、定時に誘導しなくても、自分からトイレに行くようになった。

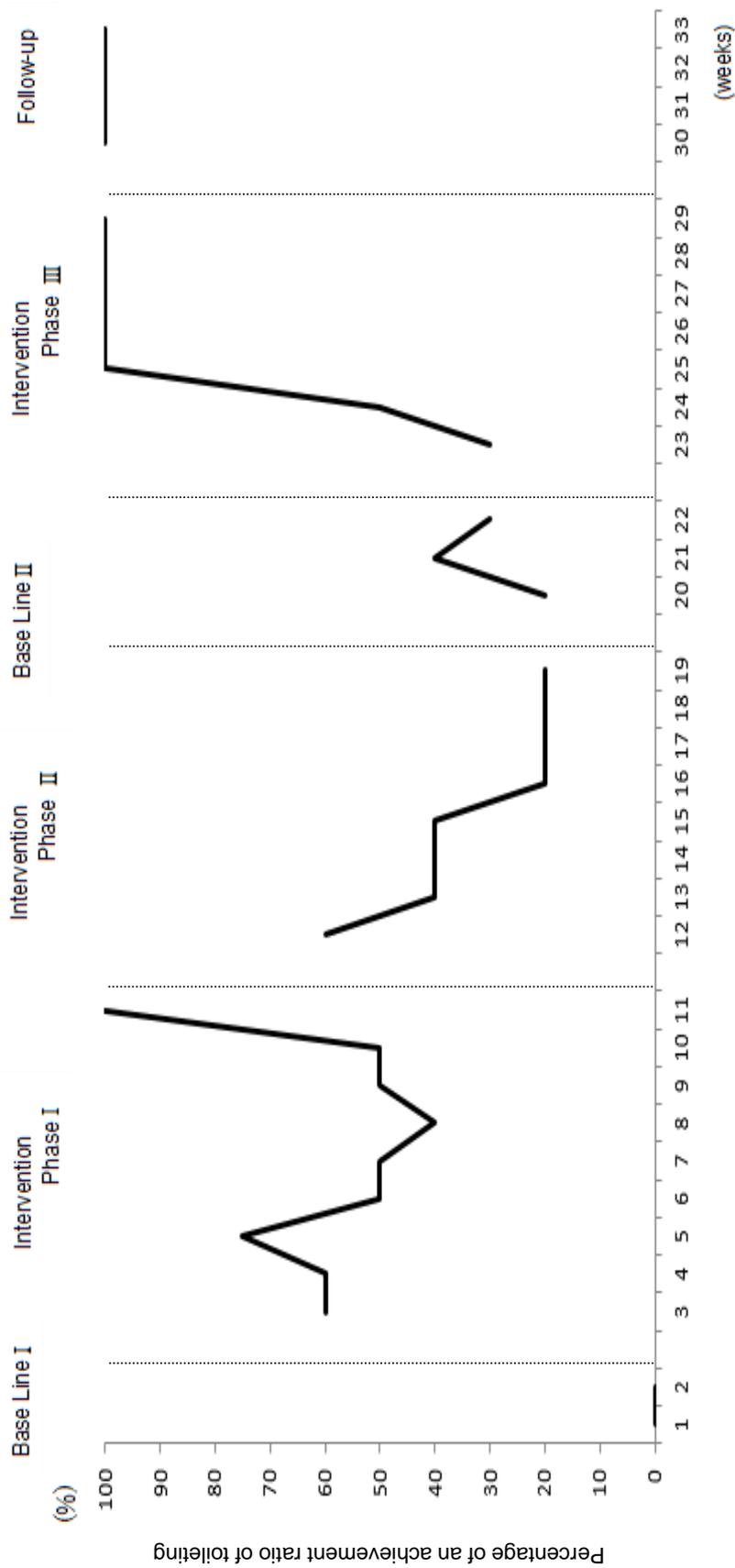


Figure 9 CLI の排尿行動の達成率の推移

#### 第4項 考察

クライアントのベースライン期における達成率は、芳しいものでなかった。クライアントにとって排尿することはしてもしなくても、周囲に与える影響が理解できないため困ることはなかった。このような場合、本人が行動することによって本人にとって有益な事態が随伴しなければ、行動の生起と維持は困難である。

そこで、介入期を設定し、トイレでの排尿行動に随伴して起こる事態（良いこと）を出現させることにした。介入期Ⅰでは、トイレで排尿できれば直接的な強化子としてのチョコレートが毎回のように出現し、それが繰り返されれば、バックアップ強化子（トークンと交換できる、後の強化子）としての大好きなポテトチップスがもらえるといった設定であった。指導介入の効果は見られ、達成率の向上が認められた。

しかし、介入期Ⅱにおいては、強化子としてのチョコレートをそのトークンとなる金シールへと変更手続きを行ったが、クライアントの理解力や支援に当たるスタッフの力量を考慮しなかったこと、及びクライアントとスタッフの関係への配慮が不十分であったことが要因となり、達成率の大幅な低下を招いた。すなわち、トークンと強化子が混在していること、不成功のときにもシールを与え、クライアントの混乱を招いたこと、また、クライアントと関係のとれるコンサルティ及び他のスタッフ1名と、関係が上手くとれないその他のスタッフを比較し、「なぜ関係がとれないのだろう？」「何が違うのだろう？」という疑問が生じたにもかかわらず、その理由を明らかにしなかったことなど、指導介入上の稚拙さがあったように推察する。さらに、生態学的アセスメントにおいて、クライアントの周辺の環境面からの情報ばかりが重視され、個体の認知力の査定が不十分であったことも、介入方法が曖昧になった要因の1つとして考えられる。

このような事態から、一旦介入を中止し、再度ベースラインを設定せざるを得なくなった。この期間でのアセスメントによって、クライアントと関係のとれる支援スタッフを専任化して実施することが重要であると判断し、介入期Ⅲを設定した。

介入期Ⅲでは、支援スタッフをコンサルティとスタッフ1名に専任化した。そして、毎回の強化子であったチョコレートをトークンとしてのシールに変更し、トイレで排尿できれば賞賛して金シールを与え、不成功であっても、決して嫌悪的な刺激を与えるのではなく、頑張ったことを賞賛し、赤シールを与えることにした（成功と不成功をシールの色で分けた）。どの色のシールでも5枚貯まれば、バックアップ強化子としてのポテトチップスが貰

えることは介入期Ⅱと変わることはなかったが、毎回の強化子がチョコレートやシールなど、刺激が交絡するような誤ったトークン・エコノミー法の使用が改善され、クライアントにとって理解し易い本来想定した指導介入になった。さらに、この時期は、夏休みと重なったこともあり、事業所での滞在時間が長かったことや、家庭ではクライアントの祖母が協力し、集中的な定時排泄が可能であったことが、達成率の向上に貢献したと考えられる。27wからは布パンツにしても失敗しなくなった。

フォローアップ期においても達成率は100%を維持し、学校や事業所での排尿の間隔も長くなり、問題はなくなっていた。また、クライアントの専任スタッフ以外のスタッフの指示にも従うようになった。このように、指導介入は有効に機能したものと推察する。

### 第3節 通所しづりを示した知的障害者の通所行動の再形成への適用（研究3）

#### 第1項 問題と目的

発達障害児・者が示す行動問題は、本人の社会参加の制約や社会的な孤立、家庭養育や地域生活の困難をもたらし、本人及び家族の生活の質を低下させる（藤原, 1999; Lucyshyn et al., 2002）。また行動問題は、家族や療育者にとり療育関連のストレスや心理的な苦悩の影響因として機能するとともに（Floyd & Gallagher, 1997; Neece, Green & Baker, 2012; Tervo, 2012）、保護者の身体的な健康や抑うつ等の心理的な健康を阻害すると言われる（Gray, Piccinin, Hofer, Mackinnon, Bontempo, Einfeld, Parmenter & Tonge, 2011; 望月, 1989）。

教育現場における子どもの不登校は、行動問題の1つと考えられる。それは、不登校のケースが多様な問題を雑多に併発し、健康的な生活や社会的な利益の享受を脅かすことが少なくないためである（小林, 2003）。原因の特定は難しいが、福祉現場においても同様のケースが散見される。本研究のクライアントも、知的障害者支援施設への通所を拒否したり、しぶったりする行動（以下、「通所しづり」とする）が見られた。このような通所しづりを示すケースでも、上述の不登校の場合と同じように、支援施設へ通所する行動（以下、「通所行動」とする）の支援を家族や施設職員が行う上での精神的負担は大きい。

上記の通所しづりを行動論の立場から捉えると、通所に関連する行動の刺激性制御（stimulus control）や強化スケジュール（schedules of reinforcement）の観点から介入目標を

絞ることができる。また、家庭での生活習慣、家庭や地域、支援施設での人間関係など、通所に関連する行動の背景要因 (setting events) に焦点を当てた支援も可能である。さらに、不安や緊張など生理的条件を含む反射的な行動を標的にしたアプローチも考えられる。不登校については実践的研究 (小野・小林, 2000, 2002; 高下・杉山, 1993) が多数あるが、知的障害者支援施設での通所しづりへのアプローチは、わが国では数例しかない (野口, 2008; 小笠原, 2008)。

ところで、不登校や通所しづりのケースでは、障害児・者本人が教師や施設職員の前に現れない場合が多い (小林, 2003)。そのため、学校や支援施設にカウンセラーやソーシャルワーカーのような対人援助職が配置されていても、本人に対する専門的で直接的 (direct) な相談や援助の提供ができない。ゆえに、障害児・者の保護者と連携しながら教師や施設職員を支える間接的 (indirect) な援助によるコンサルテーションの技法が有効であると考えられる (奥田, 2005)。

これらのことから本研究では、行動問題として通所しづりを示した知的障害者 1 名に、通所行動の再形成をはかる行動コンサルテーションを実施した。本ケースへの支援経過を記述し、その中で生じた行動変容を分析して、行動コンサルテーションの効果について検討することを目的とした。そして、今後の障害福祉や特別支援教育を推進するために、行動コンサルテーションの有用性について示唆を得るものである。

## 第 2 項 方法

### 1. 参加者

本研究では、行動コンサルテーションの主要な参加者は以下の通りである。

#### (1) コンサルティ

X 県知的障害者支援施設 Y 園が管理・運営する就労継続支援 A 型事業所に勤務する指導員であった。地元の福祉系短大卒業後、別の施設に勤務し、その後 Y 園に 7 年勤務した。201X 年+2 年 4 月から前任者を引き継ぎ、クライアントの担当になった。同事業所ではクリーニング部門の担当者であった。コンサルティは、何事にも誠実に取り組み、責任感や使命感の強さが顕著であった。クライアントに対しても根気強く支援し、クライアントからの信頼を得ていた。また、本研究に関連して、コンサルタントの臨床講義 (行動論の立場に基づくアプローチの理論と実践) での内容を積極的に学習し、クライアントへの介入も厳密に

行う努力を惜しまなかった。

## (2) クライアント

就労継続支援 A 型事業所に通所する利用者 1 名であった。クライアントは知的障害であり、療育手帳を所持していた (B 判定 : A は《重度》、B はそれ以外)。クライアントは日常生活に支障がなく、必要な事柄を自発的に伝達できるくらいの理解力と表現力があつた。特別支援学校高等部を卒業後、200X 年 4 月に事業所の利用が決定し、当初は自宅から事業所の送迎車で通所した。その後、201X 年 6 月から 201X+3 年 4 月まで Y 園が経営するケアホームに入所し、事業所の送迎車で通所した。さらに、201X+3 年 5 月からはグループホームに入所し、現在に至る。クライアントは同事業所で、主にクリーニング作業で衣服のたたみや、リンゴのネット返しの作業 (リンゴ等の果実を保護するためのネット状のポリエチレン製緩衝剤であり、通常フルーツネットと呼ばれ、果実にキャップのようにかぶせて使用する。ネット返しの作業は使用しやすいように 1 枚ずつ半分に折り、5 枚 1 組にして輪ゴムで束ねる) に従事した。この作業は、午前 9 時から 12 時までと午後 1 時から 3 時まで (途中 10 分の休憩あり) であつた。クライアントはネットサーフィンやビデオ視聴を好み、余暇活動としていた。しかしこれら活動はしばしば深夜に及び、グループホームの管理人に指導を受けることがあつた。

## (3) コンサルタント

著者が担った。X 県知的障害者支援施設 Y 園のコンサルタントとして依頼を受け、Y 園が展開する 5 事業所で行動コンサルテーションを実施している。本研究におけるコンサルテーションは、月 2 回、各 2 時間程、コンサルティと関わった。また、コンサルティに対して行動論的立場に基づくアプローチの理論と実践について、臨床講義も行った。

### 2. コンサルテーションに至る経緯

クライアントは、事業所利用開始当時から作業中の私語があつた。指導員はその都度注意が与えたが、Y 園側は行動問題とは捉えていなかった。担当指導員がコンサルティに変更になった時期 (201X 年+2 年 4 月頃) から、作業中「〇〇死んだ」という独り言 (以下、おしゃべりとする) を頻発し、作業中の集中を欠いた。また、このおしゃべりによりパニックを起こす他の利用者も出てきた。おしゃべりにいくら注意を与えても、消失することはなかった。このような場合、集団から離れ、コンサルティが個別対応を行った。

コンサルタントは、おしゃべりはコミュニケーションの機能を持つと考え、それが生起し

た際、「なあに？ どうしたの？」とだけ対応する手続きをコンサルティに提案した。その後、言葉を発した時の場所、時間、指導員、周囲の利用者等の条件について記録・分析した結果、発した言葉は「要求」や「注目」の機能を有すると推定した（Durand, 1990）。そこで、クライアントの要求は何かを尋ねるようコンサルティに依頼した。その際、文字カード等を用いることをコンサルティに提案した。その結果、クライアントの要求が自発され、コンサルティにより充足されることで、頻繁なおしゃべりは減じた。この頃から通所しづりが出現し始め、起床時刻（午前6時）になっても起床せず、送迎車が来る時間に間に合わない状態が見られた。管理人の促しにも応じず、放っておくと昼まで床の中にいる状態であった。また、この時間帯は管理人の交替時刻と重なるため。管理人もクライアントと深く関わることはなかった。コンサルティが訪問すると居室から出てきて、しづしづ出勤することもあった。しかし、コンサルティはクライアントのおしゃべりにのみ注目し、通所しづりは「そのうち収束するだろう」と楽観視していた。そのため、この時点で通所しづりに関する行動コンサルテーションは、未実施であった。

通所しづりを憂慮した保護者からコンサルティに相談が持ちかけられたことに端を発し、通所しづりが行動問題として認識された。通所しづりを標的行動とする行動コンサルテーションが201X+3年9月からおよそ月1回の割合で開始された。

ちなみに、同事業所では、利用者全員に作業従事への意識付けを図るために、普段からタイムレコーダーを使用し、タイムカードに出勤・退勤時刻が打刻された。これにより、利用者も自分の出勤・退勤時刻の確認が可能であった。本研究では、出勤・遅刻・欠勤の定義を次のようにした。午前9時までに出勤できた場合を出勤とした。午前9時を過ぎても、事業所に通所できれば遅刻として出勤扱いとした。訪問支援による通所もその扱いは変えなかった。また、出勤が午後になっても遅刻（出勤）の扱いは同様であった。訪問支援を行っても事業所に通所できなかった場合は欠勤扱いとした。行動コンサルテーションの実行に先立ち、クライアントの欠勤状況を把握するためにタイムカードの出勤時刻の打刻がない箇所を、Figure 10に示したように月ごとにまとめ、欠勤率（欠勤率＝その月の欠勤日数／事業所開所日数×100）を求めた。すると、月ごとの変動は大きかったものの年度ごとの平均（201X+1年度：4.1%，201X+2年度：12.0%，201X+3年度4月～8月：25.2%）は増加傾向を示していた。そのため、保護者が申し出た通所しづりは、取り越し苦勞などではなく、放置できない支援課題であるとの認識が強まった。

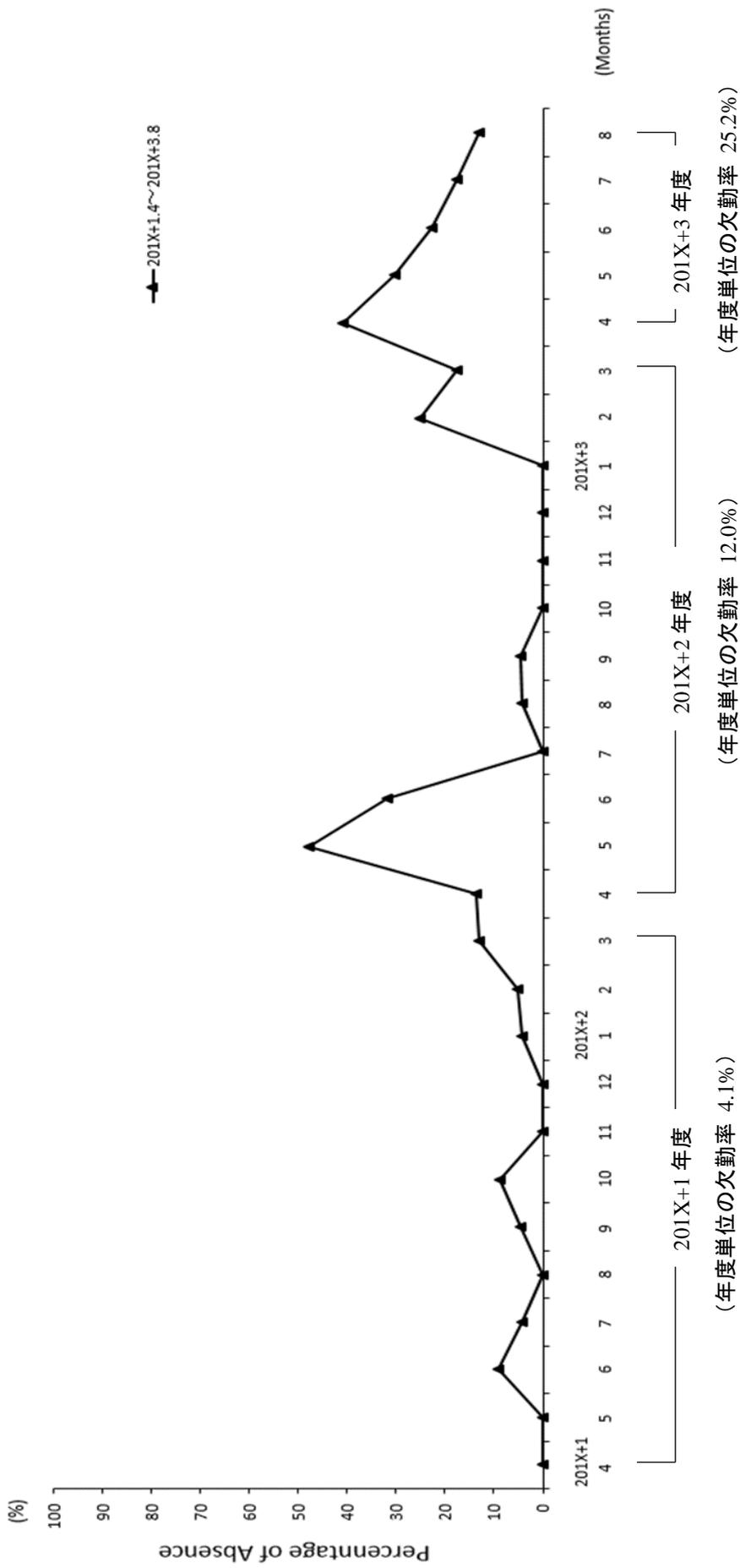


Figure 10 CLI の欠勤率の推移

### 3. 研究計画

#### (1) 標的行動

コンサルティに対し、クライアントの通所行動の推移を表やグラフなどの数値で示すように依頼し、観察・記録や支援が継続して行なわれているか否かをコンサルテーション実施時に確認し、その都度フィードバックした。そして、標的行動はクライアントの自力出勤（通所行動）に定めた。

行動的指標として、その週や月の「出勤」「遅刻」「担当指導員のグループホームへの訪問」回数を採用した。クライアントは一旦出勤すると、ほぼ早退はなく、他の利用者と同じように作業を行うことができたため、退勤は標的行動としなかった。行動コンサルテーションの介入期において、コンサルティが出勤を電話で促したり、朝や昼に状況確認のため訪問して出勤を直接促し出勤した場合にも通所達成とした（「プロンプト付きの行動自発」と考える）。このような基準により、従属変数として出勤率（Figure 11 に Attendance と表記）を求めた（出勤率＝その月の出勤日数／事業所開所日数×100）。また、出勤率だけを求めても支援の具体的な状況が分からないことと、支援がなくても自力出勤できることをクライアントの目標にしたことから、コンサルティが通所を促すために訪問支援した日を支援率（Figure 11 に Prompts と表記）として求め（支援率＝その月の訪問日数／事業所開所日数×100）、出勤率と比較した。

#### (2) コンサルテーション手続き

本研究では、「問題の同定」「問題の分析」「指導介入の実施」「指導介入の評価」の4段階で行われるバーガン・モデル（Bergan & Kratochwill, 1990; Kratochwill & Bergan, 1990）の手順を使用した。手続きおよびコンサルテーション（Figure 10 に Consultation と表記）の具体的内容を Table 8 に示す。また、201X+3年4月から201X+5年3月までの24ヶ月を1ヶ月1セッション（Figure 11 に sessions と表記、以下、セッションを ses.とする）と見なし、研究期間を ses.1 から ses.24 までの全24セッションとした。

**Table 8 手続き及びコンサルテーションの内容**

【手続き】

ses : session

	内 容	記録期間	コンサルテーション
・事前評価期 201X+3年4月～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ses 1から5は、定時に出勤していない場合、電話で促す。促しても出勤できない場合は、昼に訪問し、午後からの出勤を促す。</li> <li>・ アセスメントの手続きは、欠勤日の記録と、管理人からの電話や面談による聞き取り調査であり、通所行動が生じた場合と生じなかった場合のその前後のエピソードを記録した。</li> </ul>	・ 5ヶ月 (113日)	
・ベースライン期 201X+3年9月～12月 (ses.1 ～ ses.9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ses 6から9は、ses 1～5の手続きを継続し、CTEへのコンサルテーションを実施する。</li> </ul>	・ 4ヶ月 (90日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ses.6 : ①</li> <li>・ ses.7 : ②</li> <li>・ ses.8 : ③</li> <li>・ ses.9 : ④</li> </ul>
・介入期 201X+4年1月～10月 (ses.10 ～ ses.19)	<p>[介入1]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月曜日と木曜日の朝に訪問する（月・木の欠勤率が高いため）</li> <li>・ トークン・エコノミー法を実施した。手続きは、出勤時間の午前9時までに出勤できた場合、強化子として出勤後すぐに担当指導員（5分間）と好きな会話ができ、それが3日間連続でできた場合、3日目の昼休み（食事に要する時間を除いた約30分間）にバックアップ強化子としてのパソコンでネットサーフィンをできることにした。なお、3日以上連続して出勤できた場合は、継続出勤できている限り、毎日ネットサーフィンできるよう定めた。</li> </ul> <p>[介入2]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 月曜日の朝に訪問する（木の欠勤率が低くなったが月の欠勤率が比較的高い）</li> <li>・ トークン・エコノミー法は継続した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5ヶ月 (111日)</li> <li>・ 5ヶ月 (113日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ses.10 ～ ses.14 : ⑤</li> <li>・ ses.15～ ses.19 : ⑥</li> </ul>
・フォローアップ期 201X+4年11月～ 201X+5年3月 (ses.20 ～ ses.24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手続きを訪問から月曜日の朝の電話による状況確認に変更する</li> <li>・ 電話での状況確認を2週間に1回の月曜日の朝のみに変更する</li> <li>・ 事後観察</li> </ul>	・ 5ヶ月 (111日)	・ ses.20～ ses.24 : ⑦

【コンサルテーションの内容】

コンサルテーション	所要時間	内 容
①	120分	・ インフォームドコンセント（問題の同定） （行動問題の定義、環境の調査）
②	60分	・ アセスメントの方法の説明 （臨床講義：記録方法、ABC分析、ベースライン法）
③	60分	・ 支援方法の検討（問題の分析） （臨床講義：強化と強化子、分化強化、トークン・エコノミー法）
④	120分	・ 標的行動と支援方法の決定 （行動観察記録とABC分析から標的行動を決定、トークン・エコノミー法の再確認、強化子、バックアップ強化子）
⑤	60分	・ 行動記録の確認及びVTRの視聴（指導介入の実施） （介入の整合性と厳密性の確認）
⑥	60分	・ 介入の効果の確認及びフォローアップ期の見通し（指導介入の評価） （出勤率の確認、強化子の効果）
⑦	60分	・ VTRの視聴及び介入の効果の確認（指導介入の評価） （訪問率と出勤率の関連）

以下に示す行動コンサルテーションの効果検証のプロセスで、ケアホーム職員からクライアントに対して、事業所への通所に関する他の利用者と異なる個別かつ積極的な介入などはなされなかった。

ア. 事前評価期 (Assessment) : 201X+3 年 4 月～201X+3 年 8 月

この期間では、「出勤」「遅刻」「担当指導員のグループホームへの訪問」などのデータを記録した。アセスメントの手続きは、欠勤日を記録することと、管理人からの電話や面談による聞き取り調査であり、通所行動が生じた場合と生じなかった場合のその前後のエピソードを記録した。

イ. ベースライン期 (Baseline) : 201X+3 年 9 月～201X+3 年 12 月

データが安定するかどうかを観察しつつ、介入の必要性の予測と準備を ses.6 より始めた。そして、ses.9 までデータの推移を観察しつつ、介入の際に必要な知識・技能についてコンサルティに臨床講義を行った。出勤率が不安定になる原因を、以下の3点にあると推定した。

- a. 行動問題ばかりに注目し、標的行動を度外視した。
- b. 行動推移を観察する記録方法を知らなかった。
- c. 行動の諸原理をコンサルティ及び他の施設職員が理解しておらず、強化子の選定や与えるタイミング等が組織的に行われていなかった。

これらを解決するために必要な事柄を介入の対象とし、コンサルティに提案した。具体的には、「行動問題の同定と分析」「アセスメントの方法」「支援方法」であり、具体的には Table 8 の「コンサルテーションの内容」に示した。

コンサルテーション① (ses.6) では、行動問題を定義し、コンサルティに対し個人資料や行動観察記録を基にクライアントを取り巻く環境の調査を指示し、想定される支援方法について書面を示しながら、口頭でのインフォームド・コンセントを行った。

コンサルテーション② (ses.7) では、現在生じているクライアントの行動問題を取り上げ、「問題の同定と分析」の演習を行った。標的行動の出勤率は上昇しつつも、支援者の支援率も上昇したため、自力で出勤する状態とはなっていないことが推測できた。そこで、ABC 分析 (行動機能のアセスメント法 : Bijou, Peterson, & Ault, 1968; Repp, & Karsh, 1994) の使用方法を教示し、コンサルティと実施した結果、強化子が適切に機能していない様子が窺われた。そこで、この機能推定に対して確証を得るための記録方法としてベースライン法を説明した。

コンサルテーション③ (ses.8) では、強化の意味と強化子の利用、分化強化の種類と使用法、トークン・エコノミー法 (Alvord, & Cheney, 1994) の手法と効果の解説を行い、実効性の高い支援方法の検討を行った。

コンサルテーション④ (ses.9) では、コンサルティの行動観察記録と ABC 分析の結果を基に、標的行動を決定した。また、介入期でのトークン・エコノミー法におけるトークンやバックアップ強化子の使い方を再確認した。具体的には、出勤時間の午前 9 時までに出勤できた場合、強化子として出勤後すぐに担当指導員と 5 分間の会話ができ、それが 3 日間連続した場合、3 日目の昼休み (食事時間外の約 30 分間) にバックアップ強化子としてパソコンでネット・サーフィンができることにした。なお、3 日以上継続した場合は、毎日ネット・サーフィンができるよう定めた。Assessment のパイロット観察に基づく Baseline では、支援者との会話を強化子に想定したが、やったりやらなかったりしており、強化子としての効力は不十分であった可能性があった。

ウ. 介入期 (Intervention) : 201X+4 年 1 月～201X+4 年 10 月

a. 介入 1 (Intervention 1 : ses.10～ses.14)

コンサルテーション③④で決定したトークン・エコノミー法を実施し、直接観察を行った。その手続きは、午前 9 時までに出勤するとコンサルティからの賞賛と同時にトークン (交換媒体) としてのシールが与えられ、それがカレンダー上で連続 3 個 (休日を挟んだ場合でも、連続とする) になると 3 日目の昼休みに、その後出勤が継続すれば毎日バックアップ強化子としてのネット・サーフィンができることにした。Assessment と Baseline の ses.1 から ses.9 (201X+3 年 4 月～12 月) では、月 (57%) ・木 (29%) ・金曜日 (26%) の訪問支援が高い傾向にあった。休日は作業 (生活指導や余暇支援なども含む) がないため、週明けと週末とでは行動の様子が変わることから、介入を行う支援曜日の設定が問題になることがある。そうした事情を考慮し毎週月・木曜日に訪問支援することをコンサルティに提案した。

コンサルテーション⑤では、コンサルティと介入の整合性をローデータやグラフなどから確認したが、介入の整合性は維持されていたと判断した。

b. 介入 2 (Intervention 2 : ses.15～ses.19)

Intervention 1 で行った支援の効果を確かめた上で、欠勤の一番高い月曜日のみにした。

コンサルテーション⑥では、ses.14 までのデータを提示し、介入効果の確認、及びフォローアップ期の出勤率維持の見通しについて検討した。出勤率のデータについては、ses.15 か

ら1ヶ月ごとに確認した。

エ. フォローアップ期 (Follow-up) : 201X+5年11月~201X+6年3月

Follow-up の ses.17 から ses.19 の状況は、コンサルティがグループホームを訪問する直前に電話連絡すると、クライアントは既に出勤準備ができていたことから、ses.20からは月曜日のグループホームへの訪問支援を止め、朝の電話確認のみにし、ses.22からは曜日を定めて2週間おきの電話による状況確認のみの低頻度支援に変更した。なお、この期間もトークン・エコノミー法は継続した。

コンサルテーション⑦は、ses.19までのデータを分析して介入効果のを確認し、支援率と出勤率の関連を説明し、コンサルティに介入全体の感想と行動コンサルテーションの評価についてインタビューした。

### 第3項 結果

トークン・エコノミー法による支援を実施した結果、Figure 11に示すように ses.12(201X+4年3月)から支援率 (Prompts) が下降し始め、以降、介入する曜日 (月・木) 以外のグループホームへの訪問支援が減じ、コンサルティの訪問なしでも通所可能になった。

Assessment の ses.1 から ses.5 では、出勤率 (Attendance) が上昇し、支援率が下降したが、Baseline の ses.6 から支援率は不安定な状況になり、Intervention 1 では ses.11 まで増加傾向を示した。この時期は、クライアントが信頼する担当指導員の退職、コンサルティの休暇による支援手続きの不徹底、同僚によるメガネの破損、作業場所の変更、グループホーム管理人の短期間での変更など、クライアントの周囲に環境的な変化が続いた。訪問支援は月曜日と木曜日が多かった。

次に、Intervention 1 では、ses.10 から ses.11 で支援率の一時的上昇を見たが、それ以降は下降し始め、ses.14 には 8% 台になった。この時期は、トークン・エコノミー法に手続きを変更し、ses.12 からは月・木以外の訪問支援は減少した。

Intervention 2 では、訪問支援を月曜日に変更したが、ses.15・16 で支援率が 8% 台に、ses.17 から ses.19 には 4% 台に減少した。そこで、月曜日は訪問支援前にグループホームへ電話し、クライアントの状況を確認の上訪問することにしたが、既に出勤の準備ができていた。出勤後の担当指導員 (5 分間) との好きな会話も毎回確実に行われた。また、バックアップ強化子としてのネット・サーフィンも同様に実施した。さらに、コンサルティとのインタビュー

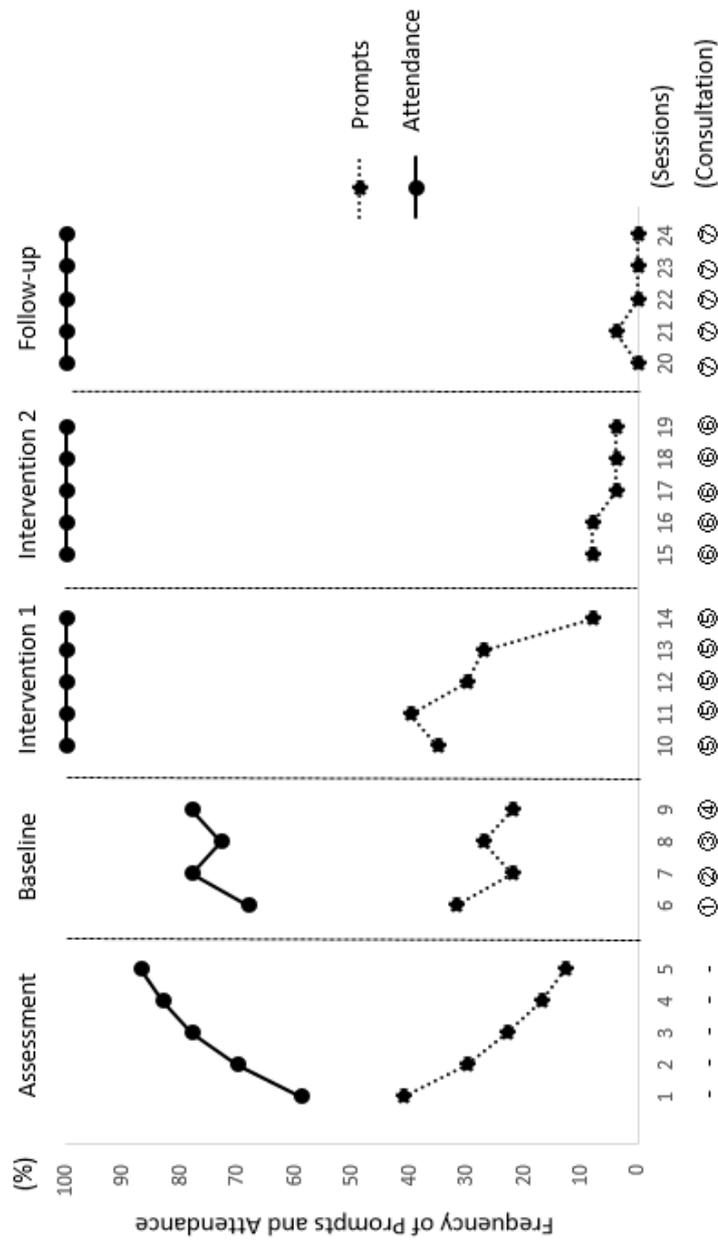


Figure 11 支援率と出勤率の推移

<註記>

グラフの横軸はセッション数（1ヶ月ごと）とコンサルテーションの内容、縦軸は支援率と出勤率の頻度を示している。

では、おしゃべりは継続したが、以前のように周囲の人の作業を妨害することなく、事業所内での衣服のたたみや、リンゴのネット返しの作業の停滞が減少した。

その後の Follow-up では、Intervention 2 の ses.17 から ses.19 の 4%台の支援率（最小限のプロンプトで通所行動が確立する様子）が維持され、訪問支援の必要性が認められなかったので、ses.20・21 では、訪問支援を止め、月曜日の朝、出勤直前の電話による状況確認に変更した。ses.21 の 3 週目の金曜日に訪問支援が必要になった他は、グループホームの管理人に電話確認するだけで、クライアントへ出勤を直接促すことはなくなった。さらに、ses.22 からは曜日を定めず 2 週間に 1 回の電話に変更したが、支援率は 3 ヶ月間 0%になり、通所しぶりは収束した。その後は若干の欠勤はあるものの、通所しぶりがなくなることがコンサルティからの報告で確認された

#### 第 4 項 考察

クライアントの通所行動の再形成に当たっては、Figure 10 の Intervention 1 で見られる支援率下降の状況から行動論的立場に基づくトークン・エコノミー法を利用した介入が功を奏し、間接的な援助技法としての行動コンサルテーションの効果が示されたと言える。この効果は、行動コンサルテーションを通じて、必要な介入の手立てがコンサルティに適時的に提供されたことによると考える。例えば、ses.1 から ses.5 の事前評価の期間では、コンサルティはクライアントの欠勤状況を調査しており、欠勤は休日の翌日や週の半ばの木曜日に集中した。また、金曜日にレンタルしたビデオを日曜日と水曜日の夜に視聴するという事実を把握した。さらにその間、出勤率が上昇し、支援率は下降しているが、クライアントの事業所における行動を詳細に観察することにより、ネット・サーフィンがクライアントにとって強化子となり得ることが推察された。これは好みの同定が十分になされた上でトークン・エコノミー法が導入されたことによる効果と考える。このことから、クライアントの出勤率向上の背景には、コンサルタントの臨床講義によるコンサルティの支援に関する知識・技能の向上が考えられる。

ses.1 から ses.5 で見せていた通所行動が ses.6 から一時的に崩れ出勤率が低下したが、コンサルティのエピソード記録を参照すると、先述したように、201X+5 年 3 月頃 (ses.1 の直前) からのクライアントの周辺環境変化に起因しているものと推定される。それらの変化が連続的に起きたことが、環境への不適応を助長し、心理的不安を引き起こした可能性が考

えられた。

また、トークン・エコノミー法の実施については、訪問支援がクライアントが出勤しなかった時にのみ行われたこと、強化子やバックアップ強化子の提示が不安定であったことが大きく影響し、クライアントがこのシステムを十分に理解するには至らなかったことが失敗要因の1つであったと言える。さらに、先述したこの時期のクライアントの周囲の環境変化の重なりも失敗要因として作用した。

介入期に入って、コンサルタントの管理下で、厳密にトークン・エコノミー法が実施されたが、ses.10（1月23日）では、出勤を促すのに2時間を要したり、ses.11（2月3日）では1時間40分だったり不安定な日もあった。しかし、ses.12からは毎週月・木曜日に必ず訪問支援が実施され、出勤すれば強化子としての担当指導員との会話や、バックアップ強化子としてのネット・サーフィンが必ず保障されたことも、ses.12以降の支援率下降の要因と考える。ただし、担当指導員との会話は強化力が十分でなかった面もあり、会話に交絡する別の刺激や要因の作用を示唆するものである。その後、訪問支援を月曜日のみにフェードアウトしても通所しぶりは見られなかった。さらに、間欠強化に手続き変更した Follow-up でも通所しぶりは生じておらず、通所行動は再形成されたと考えられる。

不登校支援で効果的なトークン・エコノミー法導入の前提条件として、奥田（2005）は学校でいじめなどの深刻な問題がない、保護者に再登校への強い意志がある、安定した記録が可能である、生態学的調査に基づくバックアップ強化子が同定できる、仮想場面で不安の評価と事前介入などを挙げた。この前提条件が満たされない場合は、他の介入を検討すべきとしている。

本研究においては通所しぶりの改善にあたり、奥田（2005）の指摘する条件に留意した。すなわち、保護者や施設職員が安定した通所を強く望むか否か、介入期での通所しぶりが安定して減少するかどうか、事前の調査でバックアップ強化子が選定できているかどうか、クライアントの周囲で起こる出来事に対し対応が可能かどうかである。支援する側としての方法論の学習を含む周到な準備を行い実施した。このことは、知的障害者支援施設における行動コンサルテーションの成否に係る重要な条件の1つになると考えられる。ただし、トークン・エコノミー法実施の現状として標的行動にバックアップ強化子を与えるだけの適用例が散見され、標的行動がいかなる環境との相互作用のもとで生じているかという、行動の生起条件の理解を踏まえた介入手続きとならないケースもある。この点については特に留意する必要がある。

### 第3章 行動コンサルテーションのバーンアウト・リスク軽減に対する効果の検討

本章では、バーンアウト・リスクの軽減のための行動コンサルテーションの有効性について検討するものである。

前章で示した成功事例のコンサルティを対象に、独立変数として想定した行動コンサルテーションにおける協議によって生ずるコンサルティの意識変化を分析した。第1節では、従属変数として想定したコンサルティの知識、態度、バーンアウト・リスクの変化を行動コンサルテーションの実施前後で比較検討した。前後比較の分析方法として、KBPAC簡易版、PAC分析、MBI日本語版を設定し、量的・質的分析を実施した。加えて、第2節では、行動コンサルテーション実施前後の出現言語も重要な分析対象と捉え、テキストマイニングによって量的に分析を行った。

#### 第1節 知識・態度・バーンアウト・リスクから見た知的障害者支援施設職員への行動コンサルテーションの有効性に関する量的・質的分析（研究4）

##### 第1項 問題と目的

行動コンサルテーションは、行動論的アプローチの1つの技法（Brown et al., 1998）であることは既に第1章で述べたが、問題解決モデルに立脚する心理学的な間接的援助技法と換言することもできる。behavior education や behavior therapy in school settings (community) など、わが国に行動コンサルテーションが体系的に紹介されたのは、2000年代初頭のことである（加藤, 2004; 大石, 2004）。それから10余年が経過し、今後はその価値の確認と効果の検証を推進しなければならない。

さて、行動コンサルテーションは、クライアントの行動問題の改善のみならず、コンサルティの課題解決力向上にも、その効果が立証されている（小林, 2003）。それは、行動コンサルテーションの問題解決過程で知識・技能の蓄積が図られ、コンサルティの行動や態度・意識が変容するためであると考えられている。しかし、コンサルティの変容に特化して行動コンサルテーションの効果を論じた研究は、わが国では報告例が少ない。クライ

アントの行動問題の改善に、いかにコンサルティの介入が効果的であったかを基盤とする「効果」検証の立場からすると、コンサルタントの計画と、コンサルティの実行との間に“厳密性 (treatment integrity) が認められるか” (Bergan & Kratochwill, 1990) が重要になる。

けれども、「介入厳密性」を評価した研究もわが国ではまだ少ない。例えば、知的障害支援施設職員のバーンアウト・リスクは、ヒューマン・サービス従事者の中でも特に高いことが示されている (長谷部・中村, 2005b)。それを軽減する意味からも、この技法が応用されている障害福祉や特別支援教育の領域における効果の検証作業を急がなければならない。そして、障害福祉や特別支援教育の推進・充実のために、行動コンサルテーションが有用であることを客観的に示すとともに、知的障害施設職員のバーンアウト・リスクの軽減など、喫緊の課題を解決する必要がある。

以上の経緯をふまえ本研究では、行動問題を示す知的障害者 1 名に対して実施した行動コンサルテーションの効果評価を行った。分析の対象として注目したのは、コンサルティの変容である。仮説は、行動コンサルテーションを実施することにより、コンサルティの知識面・態度面に肯定的な変化がもたらされ、その結果としてコンサルティのバーンアウト・リスクが軽減するであろうというものである。この仮説を検証するために調査研究を行った。

ただし、本研究においては、実施された行動コンサルテーションとコンサルティの心理的变化を検討している。したがって、クライアントの行動変容を検討するものではなく、コンサルティの知識・態度の変容とバーンアウト・リスクの変化に限定し検討した。行動コンサルテーションにおける協議 (臨床講義と演習を含む) 実施の前後で、KB PAC の得点、PAC 分析の結果及び MBI 日本語版の尺度得点に変化したかを検証した。

## 第 2 項 方法

### 1. 調査対象者

調査対象者は、X 県知的障害者支援施設 Y 園が運営・管理する就労継続支援 A 型事業所に勤務する指導員 1 名であった。本研究の研究 3 のコンサルティと同一人物である。

この指導員を、行動コンサルテーションのコンサルティとした。地元の福祉系短大卒業後、現職とは別の施設に就職し、同施設に 7 年勤務した。その後現職に移り、現在はクリーニング部門を担当している。コンサルティは、何事にも誠実に取り組み、責任感や使命感の

強さが顕著であった。利用者に対しても根気強く支援し、信頼を得ていた。また、本研究の手続きと関連して行われたコンサルタント（本研究の著者）による臨床講義の内容を積極的に学習し、利用者への介入も厳密に行う努力を惜しまなかった。

## 2. 調査期間とデザイン

本研究では、約2年間に及ぶ行動コンサルテーションの効果としてコンサルティの知識・態度とバーンアウト・リスクに関する影響を調査した。研究期間が長期に及び、その間一貫して研究協力を得ることができたのは前記の調査対象者1名のみであった。

(1) 事前調査：201X年+3年6月～7月（6月PAC, 7月KBPAC, MBI）

(2) 事後調査：201X年+5年3月～4月（3月PAC, MBI, 4月KBPAC）

いずれの調査も、事業所内の相談室を使用し、コンサルタントとコンサルティがテーブルを挟んで向かい合う形で実施した。コンサルティの支援行動への意識を調査するPAC分析およびバーンアウト・リスクを調査するMBIはパソコン上で即時にデータを処理する必要があるため。コンサルタントは質問時にパソコンを操作して入力しながら調査を行った。

## 3. 使用した調査尺度

(1) コンサルティの知識面の評価に用いた評価尺度：簡易版KBPAC（志賀, 1983）

KBPACは、Knowledge of Behavioral Principle as Applied to Childrenの略称である。対象を障害児に限定せず、子ども全般に応用する行動原理の知識を測定するための1方法として、O'Dellら（1979）が開発した質問紙である。できるだけ専門用語を排した形で集約した50項目からなるものである。志賀（1983）は、この簡易版（25項目）を作成している。本研究では、この簡易版を用いて、行動コンサルテーション実施前後でのコンサルティの支援のための行動理論的知識の習得度について測定した。

(2) コンサルティの態度面の評価を行うために用いた調査尺度：Personal Attitude Construct（以下、PAC分析と記述；内藤, 1993）

認知やイメージの構造を測定するための方法としてPAC分析を用いた。人間の隠された意識を顕在化させ、心理的な問題を解決しようという意図で、内藤（1993）によって開発された。この分析法は、当該のテーマに関する自由連想（アクセス）、連想項目間の類似度評定、類似度距離行列によるクラスター分析、被験者によるクラスター構造のイメージや解釈の報告、実験者による総合的解釈を通じて、個人ごとに態度やイメージの構造を分析するもの

である。行動コンサルテーションの実施前後の所感を、コンサルティに連想してもらい、コンサルティの支援行動に対する認知やイメージの構造がどのように変化したかを分析した。連想にあたり、次のような連想刺激文を作成し、コンサルティに質問した。

(a) 行動コンサルテーション実施前での連想刺激文

「あなたは、行動コンサルテーションを受ける前、利用者に対する支援行動はどのようなものでしたか。連想できる事柄をランダムでよいので話してください。」

(b) 行動コンサルテーション実施後での連想刺激文

「あなたは、行動コンサルテーションを受けた後で、利用者に対する支援行動に変化があったと思いますか。支援行動の中で変化があったと思われるものについてどのように変化したのかランダムでよいので話してください。」

(3) コンサルティのバーンアウト・リスクを評価するために用いた調査尺度：Maslach Burnout Inventory 日本語版バーンアウト尺度（久保・田尾, 1994）

MBIは、MaslachとJackson（1981）により開発された調査項目である。久保・田尾が看護師向けに翻案・修正し、17項目の尺度に作成したものである。本研究では、この尺度を福祉従事者にも適用できると考えた。

本尺度を用いてバーンアウト傾向の有無を把握することによって、教育的支援としての行動コンサルテーションがバーンアウト・リスクの軽減に関与するかどうかを検討できると考えた。よって、行動コンサルテーション実施前後のMBIの測定値を比較することにした。

#### 4. 実施した行動コンサルテーション

(1) 実施期間：201X+3年4月～201X+5年3月

(2) 実施場面：調査実施場面と同様に事業所内相談室を使用し、コンサルタントとコンサルティがテーブルを挟んで向かい合う形で実施した。また、コンサルタントとコンサルティ双方から見える位置にパソコンを設置した。これは、利用者（行動コンサルテーションのクライアント）の行動および介入に対する応答などの観察記録を一緒に確認するためであった。

(3) 参加者

(a) コンサルティ：既述のとおりである。

(b) クライアント：就労継続支援A型事業所に通所する利用者1名であり、研究3と

同一人物であった。

(c) コンサルタント：本研究の著者が担った。

(4) コンサルテーション手続き

クライアントの通所しぶりの改善のための指導介入を行動コンサルテーションの技法を用いて実施した。

(a) コンサルテーションの内容

本研究では、事前評価 (ses.1~5) に続けて「問題の同定」「問題の分析」「指導介入の実施」「指導介入の評価」の4段階で行われるバーガン・モデル (Bergan, & Kratochwill, 1990; Kratochwill, & Bergan, 1990) の手順を使用した。全24ヶ月間の指導介入について、1ヶ月に1セッション (ses.と表記; ses.6は6ヶ月目に該当) を実施した。また、実施したコンサルテーションの内容は先に Table 8 で示したが、以下の①~⑦であった。

- ①【問題の同定】インフォームドコンセント：ses.6=120分（行動問題の定義、環境の調査）
- ②アセスメントの方法の説明：ses.7=60分（臨床講義：記録方法、ABC分析、ベースライン法）
- ③【問題の分析】支援方法の検討：ses.8=60分（臨床講義：強化と強化子、分化強化、トークン・エコノミー法）
- ④標的行動と支援方法の決定：ses.9=120分（行動観察記録とABC分析から標的行動を決定、トークン・エコノミー法の再確認、強化子、バックアップ強化子）
- ⑤【指導介入の実施】行動記録の確認及びVTRの視聴：ses.10~14=60分（介入の整合性と厳密性の確認）
- ⑥【指導介入の評価】介入の効果の確認及びフォローアップ期の見通し：ses.15~19=60分（出勤率の確認、強化子の効果）
- ⑦【指導介入の評価】VTRの視聴及び介入の効果の確認：ses.20~24=60分（訪問率と出勤率の関連）

(b) コンサルテーションの結果

ses.7~8でのコンサルタントの臨床講義により、コンサルティの支援行動が変化した。コンサルティは、クライアントの行動問題を「通勤しぶり」に絞り、支援行動を定義し、ベースライン法を用いて確実に記録するようになった。そのため、トークン・エコノミー法導入の前後で結果を比較できた。この頃から、クライアントの通勤しぶりが徐々に減少し、当初

60%台だった出勤率が70%を越すようになった。さらに、ses.10からは出勤率が100%になり、通所を促すための支援の割合（支援率）も40%台から徐々に減少し、ses.14からは10%台になり、ses.20からは0%になった。このように行動コンサルテーションにより、通所を促すための支援の割合を低減させても、クライアントは通所しぶりを示すことなく、出勤率を高めることができた。この行動コンサルテーションの前後で、従属変数に関する比較を行った。

## 5. 分析方法

行動コンサルテーションを実施する前に事前調査を、実施した後に事後調査を行った。

(1) 知識面についてはKBPACの得点を、(2) 態度面についてはPAC分析の結果を、(3) バーンアウト・リスクについてはMBIによる調査結果（評定値）を、それぞれ前後比較した。

## 第3項 結果

### 1. コンサルティの知識面の変化

Table 9に、KBPACの得点に関する前後比較の結果を示す。

コンサルテーション実施前では3/25（12%）だったものが、実施後では、20/25（80%）まで、その得点が上昇した。

回答の詳細を見ると、行動コンサルテーション実施の前後で変わらず正答していたのは、行動除去（罰の与え方）、強化子（強化子の選択）、行動形成（強化随伴）の3項目のみであった。また、誤答で変化がなかったのは、行動除去（タイムアウト）、行動形成（目標行動、漸次接近）、行動理論（強化随伴）、行動理論（行動形成）、強化子（行動形成）の5項目であった。行動形成技法に関する誤答傾向が見出された。その他17項目は、行動コンサルテーション実施後に正答へと変化した。

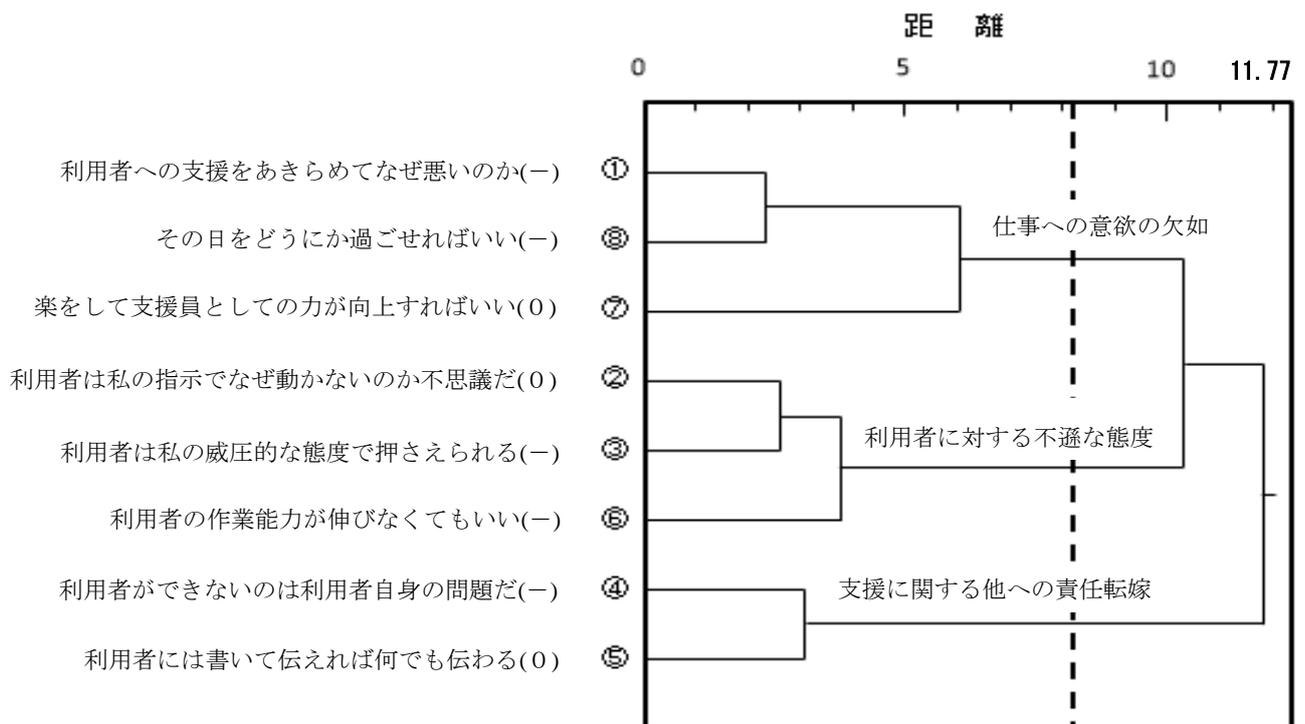
**Table 9 KBPAC の得点に関する前後比較**

各項目の内容	正 誤		各項目の内容	正 誤	
	前	後		前	後
(1)環境統制 (動因操作)	×	○	(14)行動理論 (行動形成)	×	×
(2)行動除去 (罰の与え方)	○	○	(15)行動除去 (タイムアウト)	×	○
(3)行動維持 (強化スケジュール)	×	○	(16)行動分析 (行動観察)	×	○
(4)行動除去 (タイムアウト)	×	×	(17)行動形成 (強化随伴)	×	○
(5)行動除去 (DRO)	×	○	(18)行動除去 (タイムアウト)	×	○
(6)行動分析 (目標行動)	×	○	(19)行動理論 (強化随伴)	×	○
(7)行動分析 (強化子)	×	○	(20)行動形成 (強化随伴)	○	○
(8)強化子 (強化子の選択)	○	○	(21)行動形成 (目標行動、漸次接近)	×	○
(9)行動形成 (目標行動、漸次接近)	×	×	(22)行動維持 (強化スケジュール)	×	○
(10)罰 (罰の与え方)	×	○	(23)行動理論 (学習)	×	○
(11)行動理論 (強化随伴)	×	×	(24)強化子 (行動形成)	×	×
(12)行動形成 (漸次接近法)	×	○	(25)行動形成 (強化随伴)	×	○
(13)行動除去 (タイムアウトームの選択)	×	○			

## 2. コンサルティの態度面の変化

### (1) 行動コンサルテーション実施前の態度構造

Figure 12 に、PAC 分析の結果を示す。



**Figure 12** 行動コンサルテーション実施前の CTE のデンドログラム

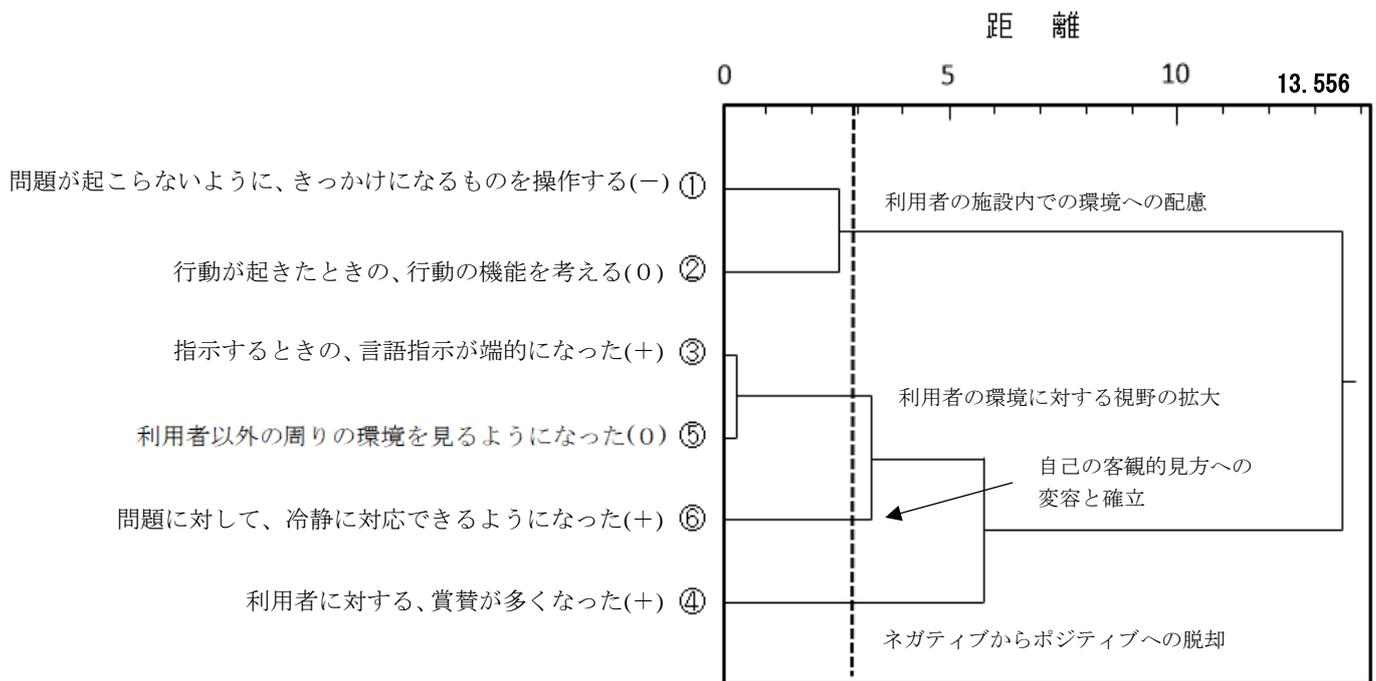
○内の数値は重要順位、各項目の後ろの ( ) 内の符号は単独でのイメージ

コンサルティに全体についてのイメージや解釈を尋ねると、「自分が支援者として最低であること」「そのような自分に利用者は困っていること」「利用者からは何も期待されていないこと」「支援が上手くいかないのは利用者本人の問題であること」などの発言が見られた。

コンサルティが連想した項目①から⑧により、各クラスターを、第1に「仕事への意欲の欠如」、第2に「利用者に対する不遜な態度」、第3に「支援に関する他への責任転嫁」と命名した。また、各クラスター間の比較においては、第1と第2では「利用者個々を無視した態度」、第2と第3では「利用者の理解」、第3と第1では「利用者の差別的扱い」と、それぞれ分類した。この分析においては、施設利用者に対する嫌悪感や仕事への意欲の欠如など、支援に対する消極的な姿勢が顕著であった。

(2) 行動コンサルテーション実施後の態度構造

Figure 13 に、PAC 分析の結果を示す。



**Figure 13** 行動コンサルテーション実施後の CTE のデンドログラム

○内の数値は重要順位、各項目の後ろの ( ) 内の符号は単独でのイメージ

コンサルティに全体についてのイメージや解釈を尋ねると、「支援の力量が向上したこと」「行動の背景にあるものを見ようとするようになったこと」「利用者のできない面よりできる面に注目すること」「他の職員も行動コンサルテーションによって良い方向に変わってほしいこと」などの発言が見られた。

コンサルティが連想した項目①から⑥により、各クラスターを、第1に「利用者の施設内での環境への配慮」、第2に「利用者の環境に対する視野の拡大」、第3に「自己の客観的見方への変容」、第4に「ネガティブからポジティブへの脱却」と命名した。また、各クラスター間比較においては、第1と第2では「行動の観察」、第1と第3では「客観的見方の確立」、第1と第4では「利用者のプラス面の行動への着眼」、第2と第3では「行動問題への対処」、第2と第4「行動の情報量の焦点化」、第3と第4では「行動の機能」と、それぞれ分類した。

本研究の終了後、追加的に行ったインタビューでも、「利用者を好意的な視点で見られるようになったこと」「自己の支援の力量が向上したこと」などが語られた。

### 3. コンサルティのバーンアウト・リスクの軽減

Table 10 に、MBI による調査結果（評定値）に関する前後比較の結果を示す。

行動コンサルテーション実施前では、情緒的消耗感（18点：平均）、脱人格化（14点：平均）、個人的達成感（15点：注意）となっていた。バーンアウト・リスクは「低い」が「要注意」の判定結果であった。実施後では、情緒的消耗感（14点：まだ大丈夫）、脱人格化（13点：平均）、個人的達成感（16点：平均）であった。「要注意」の状態は解消され、バーンアウト・リスクの心配は小さくなった。

**Table 10 MBIによる調査結果（評定値）に関する前後比較**

質問項目	実施前	実施後	
1. 「こんな仕事、もうやめたい」と思うことがある。（情）	4	3	
2. 我を忘れるほど仕事に熱中することがある。（達）	3	3	
3. こまごまと心配りすることが、面倒に感じることがある。（脱）	3	3	
4. この仕事は、私の性分に合っていると思うことがある。（達）	2	3	
5. 同僚や施設利用者の顔を見るのも、嫌になることがある。（脱）	3	2	
6. 自分の仕事が、つまらなく思えて仕方がないことがある。（脱）	1	2	
7. 一日の仕事が終わると「やっと終わった」と感じることがある。（情）	4	3	
8. 出勤前、職場に出るのが嫌になって、家にいたいと思うことがある。（情）	3	2	
9. 仕事を終えて、今日は気持ちの良い日だったと思うことがある。（達）	3	3	
10. 同僚や施設利用者、何も話したくなくなることもある。（脱）	3	3	
11. 仕事の結果はどうでもよいと思うことがある。（脱）	2	2	
12. 仕事のために心にゆとりがなくなったりと感じることがある。（情）	4	3	
13. 今の仕事に、心から喜びを感じることもある。（達）	3	3	
14. 今の仕事は、私にとって余り意味がないと思うことがある。（脱）	2	1	
15. 仕事が楽しくて、知らないうちに時間が過ぎることがある。（達）	2	2	
16. 体も気持ちも、疲れ果てたと思うことがある。（情）	3	3	
17. 我ながら、仕事をうまくやり終えたと思うことがある。（達）	2	2	
	情緒的消耗感	18	14
	脱人格化	14	13
	個人的達成感	15	16

註記：（情）は情緒的消耗感、（脱）は脱人格化、（達）は個人的達成感を表す。

質問項目へは、いつもある(5)、しばしばある(4)、時々ある(3)、まれにある(2)、ない(1)の5件法によって回答する。

## 第4項 考察

### 1. 行動コンサルテーションがコンサルティに及ぼした影響

KB PACの行動コンサルテーションの実施前の得点は、25問中3問正答（正答率12%）留まっていた。これは、行動の前後関係や環境に及ぼす機能に着目する行動変容法の知識を習得していなかったことを示唆している。志賀(1983)が指摘するように、クライアントに対して抽象的な言語的説得により変容を促そうとしていた可能性が考えられる。一方、行動コンサルテーションの実施後は、明らかに行動変容法の知識を習得しており、25問中20問の正答（正答率80%）であった。志賀(1983)が行った親への調査によれば、行動変容法の知識の習得はクライアントの発達レベルと関連がなく、親が積極的に学習する機会さえ持つことができれば十分に可能であることが明らかにされている。本研究では、行動コンサルテーションによって学習（知識・技能・動機づけ）の機会が設けられ、そのことによってコンサルティは知識を習得したと考えることができる。けれども、習得された知識は断片的なものであった（KB PACの得点は満点ではなかった）。これは、行動コンサルテーションの実施過程で、臨床講義で取り上げられた内容の中から必要な知識のみがコンサルティに集積されたことを示唆するものかも知れない。

本研究から得られた結果は、行動コンサルテーションによる介入効果を反映したものと考えられた。コンサルティは臨床講義と演習で身につけた知識を、実際の支援行動に役立てており、そのことによりKB PACの得点が上昇していた。たとえば、コンサルティはクライアントに対する強化子を詳細に調査しており、行動コンサルテーションの協議がコンサルティへの支援行動に還元されていた。また、臨床講義で採用した「行動観察の記録方法」や「データのまとめ方」などの内容もクライアントへの具体的な支援に役立てられていた。このように、行動コンサルテーションにおける協議、臨床講義および演習は、コンサルティの支援技能を向上させたものと推測される。

### 2. 介入厳密性の高まりによる行動コンサルテーションの効果の実感

コンサルティの“実感”に基づいて意識や態度を調べるPAC分析の結果から、コンサルティに対して実施した行動コンサルテーションは一定の効果を示したと考えられた。すなわち、行動コンサルテーション実施前に見られた「行動コンサルテーションに対する期待度の低さ」や「施設利用者に対する差別的態度」が改まり、「積極的に支援しようとする意欲」

が見られるようになった。また、PAC 分析の結果からコンサルティの支援のあり方や利用者の行動について、客観的に見ようとする態度の芽生えが現れていると考えられた。さらに、コンサルティは今後のクライアントへの支援について建設的な展望を示すようになった。その際、支援についての知識を積極的に得ようとする意欲があることも分かった。しかしながら、本研究では「介入厳密性」の高まりを仲介変数（Figure 3 参照）として想定しているだけであり、直接測定はしていない。ただ、支援に対する意欲の高まりは、独立変数として操作した行動コンサルテーションやコンサルタントの助言に対するコンサルティの受容性とクライアントへの介入厳密性が高まった結果であると見なすことで、本研究の結果を無理なく理解できると考えられる。

一方、コンサルティが他の職員に対して支援行動の変容を求めようとする態度が見られるようになったという逸話が施設側から報告された。これは、コンサルティが職員組織に教育的支援を波及させたいという意図の現れとも捉えることができる。しかし反面、それが叶わない時の閉塞感が内在しているとも考えられ、組織内での孤立に発展し、バーンアウトに連鎖しないように、「組織行動マネジメント」の視点（内田, 2004）を考慮に入れた組織体制への包括的な支援が求められる。

コンサルティに追加的に行った最終インタビューで、「あなたは、コンサルテーション実施前ではバーンアウトする可能性はありましたか」という質問に対し、“利用者への支援が芳しくなく、仕事をやめたいという意識があった”と答えていた。また、「コンサルテーションの実施はあなたのバーンアウトの予防につながりましたか」という質問に対しては、“支援の仕方が分かり、コンサルタントからの指示で確実に利用者の行動が改善してきたことが自信につながった”と話していた。バーンアウト・リスクが軽減し、仕事に対して意欲的に取り組めるようになったことをコンサルティ自身が認識できていたことは、行動コンサルテーション全体に対する受容性向上の要因になると考えることができる。

行動コンサルテーションの実施がバーンアウト予防のツールになれば、ヒューマンサービスの質の向上とその安定した提供を担保することになるであろう。そして、ひいては重要な社会貢献に結びついていく。本研究では、行動コンサルテーションの実施が、コンサルティの支援の力量向上（の実感）とバーンアウト・リスクの軽減に及ぼす効果について検討しようとした。そして、行動コンサルテーションがクライアントの行動改善に有効であるだけでなく、コンサルティのバーンアウト・リスクの軽減につながる可能性があることも示唆された。

## <付記>

PAC 分析に使用したソフトウェアは以下のものである。

- ・ クラスタ分析：クラスタ分析アドイン  
(早狩進 <http://www7b.biglobe.ne.jp/~hayakari/index.html>)
- ・ PAC アシスト (s7) 20080324  
(土田義郎 <http://wwwr.kanazawa-it.ac.jp/~tuchida/lecture/pac-asist.htm>)

## 第 2 節 テキストマイニングを用いた知的障害者支援施設職員への行動コンサルテーションの有効性に関する量的分析 (研究 5)

### 第 1 項 問題と目的

先述したのように、これまでの行動コンサルテーションにおける先行研究は、支援提供者（保育者や療育者、教師、障害者支援施設職員など）にスタッフ・トレーニングを行い、知識・態度の変容に及ぼす効果を検証したものが多数見受けられるが、そのことがこれらスタッフのバーンアウト・リスクの軽減や、自尊感情の高揚に結びつくことを示した研究はほとんど見られない。むしろ、これまでの実践の中では、この種の測定を問題にはしてこなかったとも言える。しかしながら、短期的に見たクライアントの行動変容に加え、長期的に見たコンサルティの変容・成長発達は、その影響がクライアントへの支援において長期に及ぶため極めて重要であると考えられる。

そこで、バーンアウト・リスク軽減に対する行動コンサルテーションの教育的効果を明らかにする目的で、研究 1、2 で得た結果を基に、今まで実施した行動コンサルテーションによってコンサルティの意識に変化が見られたかどうかの効果評価を行った。分析の対象にしたのは、コンサルティに対し行ったインタビューでの出現言語である。

行動コンサルテーションの実施により、コンサルティの知識面・態度面に肯定的な変化がもたらされ、その結果としてコンサルティのバーンアウト・リスクが軽減するであろうという仮説を基に、調査対象者（研究 1、2 のコンサルティ）に現在を基準に行動コンサルテーション実施前後の意識・態度等の想起を求めた。その後、出現言語を整理し、テキストマイニングを用い、そのテキストデータを分析した。

## 第2項 方法

### 1. テキストマイニングについて

本研究の分析対象は、実施したインタビューから得られた自由発想に基づいた音声データであり、質問に対する答えもセンテンスが長く、要約した場合、客観性を欠く恐れが想定された。そこでそれを回避する方法として、「軽量テキスト」あるいは「テキストマイニング」と呼ばれる手法を用い、量的分析と質的分析を行った。

従来、テキスト型データを計量的に分析する方法には、Dictionary-based アプローチ（分析者の作成したコーディング基準に沿って言葉や文書を分類する方法）と Correlational アプローチ（多変量解析によって言葉や文書を分類する方法）のいずれかを用いることが多かった。しかし、前者には、分析者の理論や問題意識の影響を極力受けない形でデータを要約・提示できるという利点がある一方で、多変量に大きく依存しているため、理論や問題意識を自由に操作化し追求する上では限界がある（樋口, 2004）。そこで、これら2つのアプローチを補完する形で統合されたのがテキストマイニングである。

マイニング (mining) とは「採掘する」という意味で、テキストマイニングとは大量かつノイズを含むデータを対象に情報科学やデータ科学に基づいて分析を行い、有用な情報を掘り出すことをいう（石田ら, 2013）。こうした計量的分析手法は、テキストデータを客観的な数値データで示すことができ、テキスト（文章）型のデータを分析する際の客観性及び信頼性を担保し得る方法として提案されている。

### 2. 調査対象者

調査対象者は、A 県 B 市知的障害者支援施設の放課後等デイサービス事業所の指導員（主任）であり、201X 年+3 年 5 月から当該施設に勤務している。

この指導員を、行動コンサルテーションのコンサルティとした。地元の普通高校を卒業後、地元企業に就職し、18 年間勤務した。その後現職に移り、現在は放課後等児童デイサービス部門を担当している。コンサルティは、何事にも誠実であり、畑違いの職種であったことも相まって緊張が高く、責任感や使命感も顕著であった。利用者に対しては愛情をもって接し、同僚からの信頼も厚かった。また、行動コンサルテーションにおけるコンサルタント（本研究の著者）による臨床講義の内容を積極的に学習し、利用者への介入も厳密に行う努力を惜しまなかった。本研究における研究 1、2 のコンサルティと同一人物である。

### 3. 調査期日とデザイン

本研究では、約3年間に及ぶ行動コンサルテーションの効果としてコンサルティの知識・態度等とバーンアウト・リスクに関する影響を調査した。

・調査期日：201X年+8年1月X日 14:36～15:07

調査にあたっては、事業所内の相談室を使用し、コンサルタントとコンサルティがテーブルを挟んで向かい合う形で実施した。また、インタビューの会話記録には、ICレコーダー（SONY ICD-UX560F）を用いた。

### 4. 連想刺激文

行動コンサルテーション実施前後の印象を想起するにあたり、次のような連想刺激文を作成し、コンサルティに質問した。

#### (a) 行動コンサルテーション実施前での連想刺激文

「あなたは、行動コンサルテーション実施前では、利用者に対する支援行動やご自分の意識・態度等においてどのような印象をもちますか。連想できる事柄をランダムでよいので話してください。」

#### (b) 行動コンサルテーション実施後での連想刺激文

「あなたは、行動コンサルテーション実施後では、利用者に対する支援行動やご自分の意識・態度等に変化があったと思いますか。変化があったと思われるものについてどのように変化したのかランダムでよいので話してください。」

### 5. 分析方法

インタビューによって得られた音声データを、Excelにテキストデータとして入力し、Excelアドイン・テキストマイニングツール（富士通ソフトウェアテクノロジーズ社：トレンド・サーチ 2015 アカデミック版）を用い、分析した。

## 第3項 結果

### 1. 行動コンサルテーションの実施前後における出現言語の変化

Table 11 に、行動コンサルテーションの実施前後におけるコンサルティの出現言語の出現

率を示す。

行動コンサルティング実施前で、自身の支援活動に対する不安を表現した語は、「わからない」「失敗する」「できない」「話し方」であり、実施前の出現言語全体の25%で一番高かった。次いで、行動コンサルティングの印象に関する言語であり、「監視」「指導」「不安」「怖い」と表現され、20.8%であった。また、自身の支援の評価に関する言語は、「無駄」「空虚」「大雑把」のように表現され、12.5%であった。結局のところ支援に活動に関しては「独学(で)」「取り組み」「動く(しかない)」と感じており、12.5%であった。最後に、支援方法に関して、なぜそのような方法をとるのかという意味での「理由」が挙げられ、4.2%であった。

行動コンサルティング実施後では、実施前に抱いていた不安が解消し、「感謝」「存在(意義)」「自信」「余裕」「考え方」「変わった」「成功」「励み」「嬉しい」「信じる」「止めない」「頑張る」「気持ち」「変わる」「やりがい」「楽しい」「取り組む」「子ども」と発言し、実施後の出現言語全体の34%と変化した。また、行動コンサルティングの印象に関する発言は、「理屈(論理性)」「具体的」「視点」「疑問」「教育」「関係」「知識」「状況」「対応」「物事(事象)」「難しい」「終わらない」「仕事」「相談」「増える」「課題」「解決」「具体的内容」「増やす」「応用力」「理由」「支援」であり、41.5%であった。次に、自身の支援の評価に関する発言は、「自分」「生活場面」「改善した」「家族間」「機会」「増えた」「悩み」であり、13.2%であった。新たに、自身の支援技能に関する発言もあり、「話す」「伝え方」「褒める」「話しかける」「回数」であり、9.4%あった。「バーンアウト・リスク」は1.9%であった。注目すべき点として、行動コンサルティング実施前では、「子ども」という発言は1件だったものが、実施後では5件に変化し、「成功」は、実施後のみに6件見られた。

Table 11 行動コンサルティング実施前後の出現言語とその割合

<実施前>

(回数：回、割合：%)

出現言語	回数	割合	出現言語	回数	割合
わからない	2	7.14	無駄	1	3.57
不安	2	7.14	空虚	1	3.57
できない	2	7.14	話し方	1	3.57
仕事	2	7.14	大雑把	1	3.57
監視	1	3.57	子ども	1	3.57
指導	1	3.57	好き	1	3.57
怖い	1	3.57	触れあう	1	3.57
独学	1	3.57	考える	1	3.57
取り組む	1	3.57	癒やされる	1	3.57
失敗する	1	3.57	支援	1	3.57
理由	1	3.57	今後	1	3.57
動く	1	3.57	止めたい	1	3.57

<実施後>

出現言語	回数	割合	出現言語	回数	割合
成功	6	7.50	家族間	1	1.25
子ども	5	6.25	機会	1	1.25
増えた	3	3.75	話しかける	1	1.25
仕事	3	3.75	回数	1	1.25
自分	2	2.50	状況	1	1.25
自信	2	2.50	対応	1	1.25
具体的	2	2.50	物事	1	1.25
話す	2	2.50	難しい	1	1.25
変わった	2	2.50	励み	1	1.25
知識	2	2.50	嬉しい	1	1.25
終わらない	2	2.50	信じる	1	1.25
止めない	2	2.50	頑張る	1	1.25
気持ち	2	2.50	変わる	1	1.25
支援	2	2.50	相談	1	1.25
感謝	1	1.25	増える	1	1.25
存在	1	1.25	やりがい	1	1.25
理屈	1	1.25	楽しい	1	1.25
余裕	1	1.25	課題	1	1.25
生活場面	1	1.25	解決	1	1.25
視点	1	1.25	悩み	1	1.25
疑問	1	1.25	具体的内容	1	1.25
考え方	1	1.25	増やす	1	1.25
教育	1	1.25	応用力	1	1.25
伝え方	1	1.25	バーンアウト	1	1.25
褒める	1	1.25	取り組む	1	1.25
関係	1	1.25	理由	1	1.25
改善した	1	1.25			

## 2. テキストマイニングによる出現言語間の関連

Figure 14 に、共起ネットワークを用いた出現言語間の関連を示す。

共起ネットワークとは、出現パターンの似通った語、すなわち共起の程度が強い語を線で結んだネットワークのことである。共起の程度が強いほど線は太くなり、出現頻度が高い語の円が大きくなる。

共起ネットワークの形は、行動コンサルテーション実施前後で左右に分かれた。語い数は圧倒的に実施後が高かった。

行動コンサルテーション実施前では、「仕事」「できる」「不安」との関連が高かった。実施後では、「成功」「解決」との関連が高かった。

特徴として、実施前と実施後では「子ども」が共通的な語として上がっており、関連性の高さが窺われたが、「子ども」は実施前と実施後での話す内容に関わらず用いられていた。また、「生活場面」「対応」「課題」との関連が若干高かった。

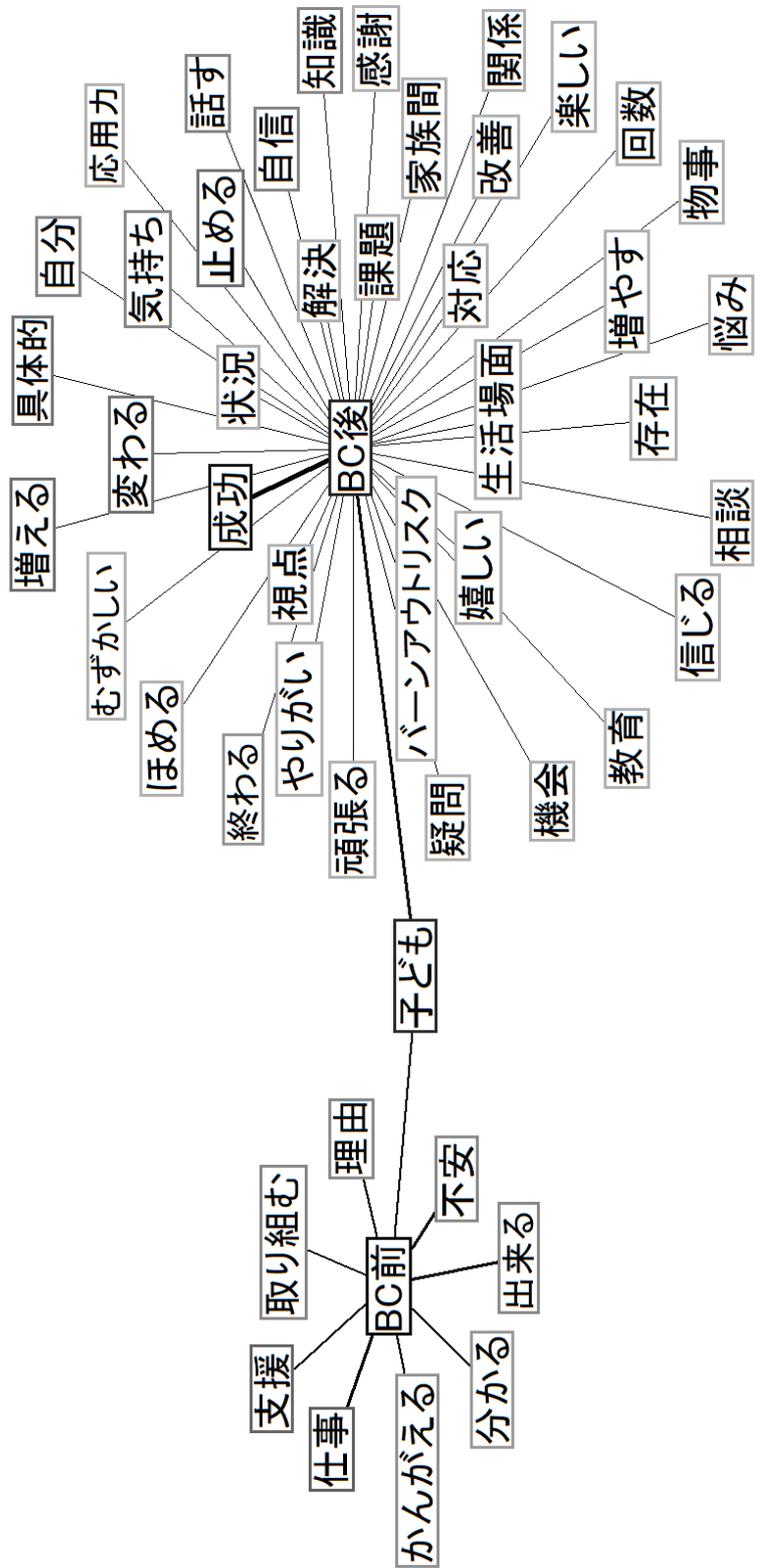


Figure 14 行動コンサルテーションに関する出現言語の共起ネットワーク

## 第4項 考察

### 1. 支援活動に対する不安を表現した語とバーンアウト・リスクの変化について

語の出現頻度及び共起ネットワークから、行動コンサルテーション実施前では「仕事」「出来る」「不安」との関連性が高く、調査対象のコンサルティも、特にこの語が意味するところの「仕事ができるのかどうか不安」という気持ちが表現されたものと推察できる。

また、「子ども」との関連が指摘され、共起の程度も高いが、コンサルティは毎日「子ども」に対する責任を常を感じ、支援にどのように取り組めばいいのか、そのことばかり考えていたということである。つまり、支援活動に対し展望の持てない生活を送っていたということであるが、具体的に仕事自体を止めたいと明確に自覚するまでには至らなかったようだ。この時点のコンサルティ自身の内面を想起した際、バーンアウト・リスクをあまり感じてはいなかったようだが、行動コンサルテーション実施後の自分と比較した場合、実施前では、体調を崩したことや支援の結果が首尾良くいかなかった等を考慮すると、バーンアウト・リスクは存在していたとの発言が確認できた。

これらのことから、行動コンサルテーション実施前では、コンサルティにとって福祉関連施設への就労は初体験であり、支援活動以前に漠然とした不安が存在し、取り組むための術がなかったと考えることができる。その中で支援対象となる「子ども」に対する責任を感じ、閉塞感が増していったものと考えられる。

一方、行動コンサルテーション実施後での語の出現頻度及び共起ネットワークは、「成功」「解決」「課題」「対応」「生活場面」「視点」「状況」「嬉しい」「バーンアウト・リスク」との関連が強いことを示唆し、支援活動に対する漠然とした不安は解消したと考えられる。特に、「成功」「解決」については出現頻度も高く、行動コンサルテーションの実施全体において、支援が成功裏に終了し、問題が円滑に「解決」されることが、コンサルティにとっては重要な要素となっていたことが判明した。そして、それが新たな「課題」を積極的に見つけようとする動機付けになったものと推察する。また、「生活場面」という語があったことに関してコンサルティは、習得した知識を日常の生活場面に生かそうと心がけたようで、自分の家族関係についても、より好ましいものになるように努力するようにしたことであった。さらに、「視点」「状況」「生活場面」という語の発言があったが、支援活動を客観的に見るための条件であり、状況を科学的に考えたり、支援活動を評価したりする姿勢の現れでもある。

さて、行動コンサルティング実施前では「止めたい」と発言していた語が、実施後初めて「バーンアウト・リスク」という語に変化した。以前の職場では聞き慣れない言葉であったようだが、福祉関連施設に就労したことにより理解した言葉であった。行動コンサルティング実施後では、「以前は、バーンアウト・リスクはあったように思う」と話し、「今はない」と発言した。

このように、コンサルティの内省からは、バーンアウト・リスクの軽減が図られたものと判断した。

## 2. 行動コンサルティング実施後のコンサルティの意識変化

行動コンサルティング実施後の発言は、以下の3つにカテゴライズできる。

- (1) コンサルティ自身のアイデンティティーに関連する語について
- (2) 支援活動に関連する語について
- (3) 支援活動以外の場面に関連する語について

これらのカテゴリーそれぞれについて考察する。

### (1) コンサルティ自身のアイデンティティーに関連する語について

コンサルティの自身のアイデンティティーに関連する語として挙げられるのは、「感謝」「存在」「自信」「余裕」「考え方」「変わった」「成功」「励み」「嬉しい」「信じる」「止めない」「頑張る」「気持ち」「変わる」「やりがい」「楽しい」「取り組む」「子ども」である。

当初、行動コンサルティング実施に関しては、「監視」「指導」「怖い」と表現しており、懐疑的であった。しかし、行動コンサルティングにおける協議や実際の支援の中で、好ましい支援ができたという経験が学習となり、「成功」体験したことが「自信」「余裕」「励み」「信じる」「頑張る」に変化し、「嬉しい」「楽しい」というポジティブな感情になったものとする。さらに、「やりがい」「取り組む」という感情が生まれ、行動コンサルティング実施前に抱いていたネガティブな対象としての「子ども」がポジティブな対象に変化していったと推察する。共起ネットワークからも「成功」「子ども」との関連性が高いことが窺える。

特に、「存在」という語が見られたことは、施設内での存在意義を実感したということであり、「考え方」についても支援活動に対する方法論が見出せたものと捉えることができる。それらのことが「変わった」「変わる」という語で表現され、コンサルティ自身の支援活動

に対する客観性が 1 つの自覚となり、アイデンティティーの確立を裏付けていると考えられる。

## (2) 支援活動に関連する語について

支援活動について関連する語は、支援のための方法論に関連しているものと考えられる。共起ネットワークから見ると、「理屈」「具体的」「視点」「疑問」「教育」「関係」「知識」「状況」「対応」「物事」「難しい」「終わらない」「仕事」「相談」「増える」「課題」「解決」「具体的内容」「増やす」「応用力」「理由」「支援」が関連する語として考えられる。

行動コンサルテーションにおける協議や実際の支援では、コンサルタントからコンサルティに支援方法に関する具体的内容が伝えられることになるが、その中では具体的で合理的な支援方法を提供することになる。コンサルティの発言に見られる「具体的」「具体的内容」は、行動コンサルテーションにおける協議で得られた「理屈」「知識」が具体的なものであったという感想であろう。そして、「知識」が「増える」という語で示しているように、コンサルティの内面で知識の増加による変化が生じた結果と捉えられる。また、「教育」「対応」「相談」「課題」「解決」「支援」の語が見られるが、支援活動における一連の流れに関連する語として挙げられており、コンサルタントが行った行動コンサルテーションの過程を理解し、捉えているものと考えられる。例えば、「教育」という語の意味は、支援活動全般におけるコンサルティの支援態度であり、クライアントに対する「相談」や「対応」は教育的展望をもって行わなければならないことを表現したものと考えられる。その上で、「課題」の「解決」をするということに他ならない。

一方、「視点」「疑問」「関係」「状況」「物事」「難しい」「終わらない」「仕事」「増やす」「応用力」「理由」は、行動コンサルテーションにおける協議で得た知識であり、1 つの「視点」「疑問」を持ち、「状況（現状）」「物事（事象）」を把握し、評価としての「理由」を求めるといった Bergan のモデルによる行動コンサルテーションの過程を示している。これは、コンサルティに、行動コンサルテーションが課題解決のための援助技法であることが定着し、「知識」を「増やす」ことで「応用力」が付いたことを意味しているものと考えられる。そのように考えると、行動コンサルテーション実施前では、考えもしなかった支援方法が理解できるようになり、支援活動は簡単ではない「難しい」ものであると同時に、「終わらない」「仕事」であることを実感したと推察される。

共起ネットワークに見られる関連するその他の語として、「話す」「伝え方」「褒める」

「話しかける」「回数」が挙げられる。「話す」「伝え方」「褒める」「話しかける」は支援技能であり、クライアントに接する際の配慮が重要であるとの認識によるものである。

「回数」は、計測することの重要性を実感しており、応用行動分析学の基本が理解されたことによるものとする。

### (3) 支援活動以外の場面に関連する語について

「自分」「生活場面」「改善した」「家族間」「機会」「増えた」「悩み」は、コンサルティ自身の支援活動に対する評価と考えられる。行動コンサルテーション実施後で、これまでとは異なることはないかを尋ねた際、家庭生活の中で、家族との関係に変化があったことを述べた。

行動コンサルテーション実施前では、家庭生活において子どもの躰の面でかなり厳しかったようだが、実施後では、行動コンサルテーションにおける協議により、クライアントへの支援活動の方針を立て、計画的に支援を行うことができていた。そのことの効果がコンサルティ自身の家族への接し方に波及し、変化をもたらしたものと推測する。「家族間」での団欒の「機会」が「増え（た）」関係が円満になったことを喜んでいて、家族からも「おかあさん、変わったね」と評価されたとのことであった。また、それまでとは質の違う「悩み」が出てきたようだが、ネガティブなものではなかったし、漠然としたものではあったが、子どもが言うことを聞くようになったことを実感していた。

## 第4章 結語

### 第1節 行動コンサルテーション実施上の課題

#### 第1項 行動コンサルテーション実践のバーンアウト・リスク軽減への応用

本研究は、実際に行動コンサルテーションを実施し、クライアントの問題を解決する中で、コンサルティのバーンアウト・リスクが軽減されるのかどうかを調査・検討することを目的とした。

研究1、2、3の結果が示すように、クライアントの問題は解決され、研究4、5で示したように、行動コンサルテーション実施前に見られたコンサルティのバーンアウト・リスクは微少なながらも軽減した。このことは、1つの条件を示唆したものと考えられる。すなわち、行動コンサルテーションは、行動上の問題を解決する間接的援助技法であることから、問題解決はその目的であると換言できるが、このことは、行動コンサルテーションが成功裏に終わり、問題解決されることがバーンアウト・リスクの軽減の条件であるということにほかならない。障害児・者の支援に従事する知的障害支援施設職員は、常時、職場ストレスに曝されているとあって過言ではない。一口に職場ストレスといってもその種類は様々で、単に施設利用者との軋轢だけではなく、施設運営そのものの中にこそ要因が潜んでいると考えられる。先述した先行研究にもあるように、バーンアウトを規定する要因、あるいは要因同士、そのメカニズムは未だ解明されている訳ではない。しかしながら、バーンアウト・リスク抑止効果という視点では、職場内でのスーパービジョンが教育的効果として期待できることが報告されている。したがって、施設利用者の問題を解決するという狭小な範囲での実践であっても、行動コンサルテーションはスーパービジョンとしての機能を十分果たすものと考えられる。

さて、研究1、2、3について、バーンアウトの要因となるクライアントの問題から再度考察する。

対象としたクライアントは年齢に差はあったが、どのライフステージにおいても、社会生活を困難にしているという点において、いわゆる行動問題を呈していたと言える。先述したように、行動問題は教育分野においても、また、福祉分野においてもバーンアウト・リスクを生む問題とされている。言い換えれば、クライアントの年齢が進むにつれて、個人の問題のみでなく周囲に影響を及ぼし、社会的問題に発展する可能性を含んでおり、その渦中に置かれた担当者がストレスを抱え、バーンアウトへと移行してしまうのである。

こうした行動問題に対する対応は、教育、福祉の分野を問わず緊急度が高く、科学的かつ合理的な方法が考えられなければならないが、必ずしも十分というわけではない。行動コンサルテーションは、そのような状況の中で実施されることが多く、外部からの支援者（コンサルタント）や担当者（コンサルティ）、対象者（クライアント）は、常に問題解決のために邁進しなければならない。これら3者の関係こそがコンサルテーション関係なのであり、この状況に対し、仮に論理的かつ意識的な解決方法、言うなれば一般的法則性（例えば、行動の原理などの行動論的アプローチ）が用いられなくても、何らかの相談関係が成立すれば

コンサルテーションは実施されているものとみなすことはできる。しかし、その相談関係の中に科学的かつ合理的な方法論が導入されれば、より速やかに問題を解決できる可能性は高まり、同時に、行動コンサルテーションの実践可能性も高まるのである。このように、問題解決の過程で習得される知識や技能が、コンサルティとなる担当者に対し、ストレス解消の機会と方法を提供し、これがバーンアウト・リスクの発生に対し、抑止効果として機能しているものと考えられる。

さて、研究1では、クライアントの認知力と課題が見合っていないことが要因で起こった事例に対する問題解決のプロセスを報告した。この事例は、クライアントの実態把握が十分にされなかったことが問題の要因となっており、生態学的アセスメントの重要性が浮き彫りになった。実態把握の精度が上がってからは、スムーズに問題解決がなされた。

研究2は、知的障害児・者の排泄行動の未自立に関する問題解決事例であった。排泄行動の未自立は、彼らの生活の質に重要な影響を与え、このことは、子どもの成長に伴い、人権上の観点からも放置できない緊急性を要する問題になる可能性を秘めていた。このような事例は、知的障害児童のための支援施設・事業所に止まらず、学校においても確認され、保護者や学校の適切な支援がないまま、いたずらに時間だけが過ぎている感が強い。さらに、解決にあたる側のスタッフの支援技法に関する力量不足の問題もあるが、いずれにせよ早期の解決が望まれる教育的・社会的問題である。本研究では、コンサルティの努力によって、家庭からの大きな支援及び学校の協力（当初、学級担任は問題視していなかった）も得ることができたことがクライアントの問題の早期解決と、排泄行動の維持につながったと言える。

研究3では、知的障害者支援施設の通所しぶりの問題を取り上げた。不登校の問題に比して、施設を対象にこれら解決策を案出する研究例が、わが国では少ない。また、研究1については、行動連鎖がスムーズにできない事例だったが、研究2を含め、どの事例においても、問題を環境との相互作用において捉え、単にクライアントの問題としてだけではなく、担当指導員との関係や、事業所内の他の利用者との関係、あるいは、クライアントの行動がもたらす結果に対する認識など、より多面的かつ機能的にこの問題にアプローチしようとした点においては共通していた。さらに、研究3の事例に関しては、問題解決期間が長期に及んだが、コンサルティの粘り強い努力が問題解決につながったとすることができる。そして、コンサルティの支援に対するモチベーションが維持されたのは、行動コンサルテーションの効果であったとコンサルティのエピソードから確認できた。問題解決の期間が長期化すると、通常モチベーションの保持が困難になるが、この事例では問題が複雑だったことも

あり、行動コンサルテーションによる問題解決の過程での結果分析が、コンサルティの支援行動を維持・強化したものと考える。このことが、抱えていたバーンアウト・リスクの発生を抑止したものと考えられる。

これらのことから、行動コンサルテーションによる問題解決は、それが的確かつ円滑になされれば教育的効果につながり、クライアントの行動問題を要因とするバーンアウト・リスクに対する抑止効果があることを確認できた。

研究1において、クライアントの、園の玄関から次の活動場所に移動する際起こしてしまう停滞は、クライアントの認知面の弱さに起因したものと推察できるが、そのことにコンサルティやその他のスタッフ、さらには学校が気づけなかったことが、問題を深刻化したように考えられる。しかも、その原因を本人の精神状態や身体の不調などに求めてしまう、いわゆる医学的なモデルに依存したことが、問題をさらに複雑化したようにも考えられる。しかし、研究1でもそうであったように、行動論的アプローチでは、客観的な指標に基づいた要因追求を行うことが求められるため、十分な生態学的アセスメントを行うことが大変重要であった。そのことにコンサルティが気づけるように支援することが、行動論的アプローチの真骨頂であり、行動コンサルテーションの目的でもある。コンサルティの即時的対応がクライアントにとって幸運であった。また、行動論的アプローチにおいては、介入前の状況の把握が重要であり、通常ベースライン法を評価方法として導入した場合、ベースライン期での状況を正確に分析する必要がある。研究1においても、コンサルテーション実施前では、コンサルティ以下、ほとんどのスタッフが医学的モデルを想定した。もともとこれは通常ありがちなことであり、概して支援者自身の考え方や行動を顧みることにはしないため、なぜそのモデルを想定したのかという問いに対する根拠のある解答は得られるはずもない。クライアントのベースライン期の状況は、個別指導でカードの選択課題を実施しなければ、認知面での弱さを把握することができなかった。認知面での弱さが確認できたため幸いにも「慣れ」させることを強いるような訓練的方法は行われなかった。しかし、かなりの確率でそのような悲劇が起こることは予想できる。実際に本研究でもコンサルテーション初期における支援者の状況はそれに近いものであった。これは、多分に人間性を欠く支援になりがちで、支援者、対象者の両方にとって不幸を招く可能性があることを認識すべきである。

研究2においては、クライアントが定時排泄に取り組む関係から、1日の排泄状況を把握する必要があった。事業所内で過ごしている時は、スタッフが確実に促し、トイレを使用する状況であったし、家庭や学校にも定時排泄を依頼するなどのできる限りの努力をしてい

た。しかし、家庭からも学校からもクライアントの排尿の支援についてはなかなか協力が得られなかった。そこで、家庭と学校に排泄の状況を細かく尋ねた結果、家庭では「やっている」ようではあったが連続的ではなく、学校では排尿行動そのものに取り組んでいないことがわかった。このことについては、「やっても上手くいくはずがない」という諦めがあったと考えられる。しかし、事業所が本格的に取り組み始め、取り組み方や記録表などの使い方を提案するなど、数回にわたる丁寧なインフォームド・コンセントを行うことによって、少しずつ取り組み始め、最終的には家庭、学校、事業所が協力し合い、取り組みは成功した。生態学的アセスメントを介入前に行っていたことが厳密な介入につながったと考えることができる。

これら2つの実践から、生態学的アセスメントを実施することは、単に現状の把握にのみならず、それ以降の介入段階でのアプローチ方法にまで影響する。したがって、介入前にどの程度のアセスメントを行ったかが大変重要になる。

## 第2項 支援技法に関する課題

研究1、2、3においては、トークン・エコノミー法と適時的に取り入れた強化基準変更がクライアントの行動変容を招き、行動コンサルテーションの有効性を高めたものと考えられる。

研究1、2、3では、このような行動原理に基づき、クライアントの実態に即した方法がコンサルティによって実施されたと言える。このことから、行動コンサルテーションの目的は十分達成され、その有用性は実証されたと考えられる。

さて、トークン・エコノミー法の適用方法の中で、対象者の実態に合わせたバックアップ強化の基準変更や、本研究での目標達成基準の拡大など、対象者に応じて工夫することが重要であったことは前述したが、トークン・エコノミー法はふだん何気ない日常の中で行われている可能性がある。

トークン・エコノミー法は、使用する側にとって方法が容易で実施しやすいことから、行動コンサルテーションの有効性を高める可能性がある。このことは、コンサルタント側から見ても具体的な方策を提供し易いという利点で一致している。例えば、記録方法（ベースライン法など）や支援の手続き変更のタイミング（グラフデータのトレンドや達成率など）など、データを基にした客観的なアドバイスや、スーパービジョンができるという点である。

しかし、トークン・エコノミー法の現状として、家庭や学校、障害者支援施設において、行った行動に対し褒美を与えることのみでの理解で実施している例が多々あり、システムとして機能せず、失敗することも稀ではない。

トークン・エコノミー法は、それ自体で成立するものではなく、目的とするものがあってこそ成立する。また、繰り返しになるが、強化基準の変更にしても対象児の実態に合わせて行うものである。これらのタイミングの良い利用が高い効果を生むものと考えられるが、対象児の成長によって、トークンもリワードも日々変化するものであるから、実態を常に把握しておくことは極めて重要である。奥田（2005）も指摘するように、対象者それぞれの支援方法はアセスメントに基づいて決定されるが、その方略を明示することが今後の課題であり、行動論的アプローチとしての行動コンサルテーションの一般化に寄与するものとしている。

行動コンサルテーションの一般化にあたっては、トークン・エコノミー法がより実施しやすいものに工夫されることも必要であり、実施の主体が家庭あれば、学習機会も多くなり、一般化される可能性が高い。さらに、家庭と家庭以外の機関が一緒に取り組めば、一層効果を高めることも可能になってくるし、行動コンサルテーションがより実施し易いものになる。今後は、トークン・エコノミー法に限らず、行動論的技法を、行動コンサルテーションのツールとして様々なケースに応用し、コンサルティに対し正しい理解を促すことによって、その有効性はさらに高まるものと期待できる。

## 第2節 行動コンサルテーションの有効性に関する課題

行動コンサルテーションの有効性を検討する上で、間接的支援者としてのコンサルタンとコンサルティとの間の介入厳密性の保障が重要であり、コンサルティの受容性の把握を進めつつ、間接的支援の妥当性を検証することがこの分野での1つの研究課題となる。

本研究においては、クライアントの行動変容という直接的な目標達成の他に、コンサルティの意識変化に焦点を当てた3つのカテゴリー（知識・態度・バーンアウトリスク）を設定し評価した。これによりカテゴリーの内容は、行動コンサルテーションの有効性を規定する要因になる可能性が示唆された。さらに、テキストマイニングによるコンサルティの出現言語の量的分析により、コンサルティの内省の一側面をテキストという形で把握することは

できた。しかし、エビデンスという点では未だ曖昧さが残るため、今後の課題である。

#### 第1項 介入厳密性及び受容性の把握に関する課題

本研究で残される課題を概括すると、その第1は、本研究は1名のコンサルティの変容について記述したに留まり、施設の条件や同僚等他のスタッフとの連携の様相、さらにはクライアントの特性やコンサルタントとの人間関係における影響への考慮が不十分であった点である。その解決には様々なケースの分析・検討が必要であり、事例数の確保が課題となる。今後は、事例を増やし継続研究することが必要である。

第2は、クライアントへの支援の好結果（成功）が、コンサルティに対し提案された支援方法への受容性を高め、コンサルティの意欲と相まって、相乗効果によって介入厳密性を高めることを証明するだけの、客観的なデータを集めることが難しいことであった。すなわち、クライアントへの厳密な行動変容の手続きの実行は、コンサルティの意識変化を生むというさらなる分離できない連動を常にもたらし、因果関係を分かりにくくしてしまう研究方法上の課題が残る。特に、コンサルティの意識変化の把握については、PAC分析は被検者の内面を探る有効な手法の1つとは考えられるが、質的分析であり、客観性という点では課題があるように考えられる。また、テキストマイニングも出現言語をテキストデータとして置き換え、その量を測ることににおいては量的分析の1つと言えるが、テキスト同士の関連を分析する上では、完全に検査者の主観を排除することができないように考えられる。したがって、これらの分析方法を組み合わせ、それぞれの分析を補填できるようなさらなる工夫が必要であると考えられる。客観的データの収集法の1つとして、KBPAのような知識の習得度を測定するものは、量的分析としてはかなり有効だが、本研究でも課題とした介入厳密性や受容性の高まりを測定するための手段としては、それらと知識や態度との関連を説明するための根拠が希薄なため不十分である。しかし、例えとして、習得した知識を実際場面で使用できているのかという視点からの行動観察法による把握などは、記録方法等が高い精度で行われたならば、客観性を担保できる手法として期待できると思われる。また、知識は言語や映像などによって記憶されていると言われるが、PAC分析の実施でも、コンサルティが語った事柄をテキストに置き換え、それをテキストマイニングで分析するといった合わせ技的方法も考えられる。その場合、クラスターとして構築されるプロセスが、テキストによって表現され、テキスト同士の関連を分析できる可能性は高い。いずれにしても、評

価手法の工夫や新たな手法の開発が求められる。

さらに、第3として、行動コンサルテーションの有効性を規定する要因に関して、本研究では MBI によってバーンアウト・リスクを捉えることでコンサルティの受容性とバーンアウト・リスクの軽減との関連性を確認しようとした。その場合、仮にその軽減が何の要因によるものか大まかには分かったとしても、その詳細を客観的指標によって表すことはほとんど困難であり、当事者の“実感”でしかない。そのような中に受容性は存在していると考えられ、その度合いを客観的に示すこともまた困難である。本研究ではバーンアウト・リスクの軽減が受容性向上に関連すると仮定した。実際のところ「教育的」支援の1つとして考える行動コンサルテーションは、バーンアウトを抑止する効果があることが、微少なながら MBI の得点、コンサルティのエピソードからのテキストマイニングによる内省から示唆された。このことから、行動コンサルテーションの成功とバーンアウト・リスクの軽減の条件が整えば、コンサルティの受容性向上の可能性が高まると推測できる。

## 第2項 行動コンサルテーションの地域社会への応用

行動コンサルテーションは、問題解決のための援助技法の1つであるが、先述したように、実施形態は間接的であり、具体的支援方法は応用行動分析学の知見による行動論的アプローチである。既に、応用行動分析学の立場の研究者の中では、様々な形で行動コンサルテーションの実践がなされてきてはいるが、研究数は極端に少ない。現状を分析した場合、そもそもこの理論がわが国に紹介された年代が近年（ここ約10年余）であること、また、応用行動分析学に対する誤解や無理解があることなど、普及にあたり阻害要因が少なからず存在していると考えられる。

しかし、2000年代以降、WHOによる障害の定義の改正や、障害者自立支援法の制定、学校教育法の改訂など、教育、福祉領域における急速な変化に伴い、応用行動分析学の守備範囲が広まりつつある。2018年改訂の特別支援学校学習指導要領（文科省, 2018）を概観すると、児童及び生徒の指導方法に関して、応用行動分析学の方法論上の知見が散見されるようになり、具体的記述の増加が認められる。

一方、学校における特別支援教育コーディネーター（文科省, 2007）の配置など、教育行政による具体的施策は、今後の共生社会実現に向けた障害者理解のための方法論と捉えることができる。特別支援教育コーディネーターの役割は、当初から主に連絡調整機能に力点

が置かれてきたように考えられるが、国立特別支援教育総合研究所（2012，以下、特総研と記載）は「教育相談情報提供システム」の中で、小中学校への支援に関して、いわゆる「発達障害」への対応のニーズが高まっていることを受け、これまであまり出会ったことのない障害等についても、指導や対応に関する情報や技能の提供が必要となることを指摘している。また、小中学校を対象にした「学校コンサルテーション（school consultation）」と呼ばれる支援が見られるようになった。この支援については、わが国においては行動コンサルテーション・モデルとして捉えられるかどうかは不明であるが、米国においては行動論的アプローチによる行動コンサルテーション・モデルの1つ（Erchul, & Martens, 2002）として紹介されている。学校コンサルテーションにおいては、特別支援教育コーディネーターがコンサルタン、小中学校教員がコンサルティという立場での支援が想定されるとしている。学校内外で特別支援教育コーディネーターがコンサルテーションで果たす役割を、以下の3点にまとめている。

- (1) 連絡・調整に関すること
- (2) 特別支援教育のニーズがある児童生徒や保護者の理解に関すること
- (3) 障害のある児童生徒など教育実践の充実にに関すること

特に、(3)の“教育実践の充実にに関すること”では、「個別の教育支援計画の作成」に関するアセスメント（見立て）の視点が重要であり、子どもの状態を多面的に捉えるための幅広い知見や専門性の必要性を指摘している。このことは、本研究でも生態学的アセスメントの重要性を指摘した。

さて、このように特別支援教育コーディネーターに求められる資質・技能は多岐にわたるが、それを特総研（2012）では、以下のように示している。

- (1) コーディネーションの力
- (2) コンサルテーションの力
- (3) ファシリテーションの力
- (4) カウンセリングの力
- (5) アセスメントの力

これらの資質・技能の習得のためには、一定期間の訓練を設定するか、あるいは、コンサルテーション活動を実施しながら訓練するのか、いずれの場合にも指導者が必要になるように考えられる。すなわち、特別優秀な特別支援教育コーディネーターでもない限り、いきなりコンサルタンの役割を負わせるのはいささか乱暴であり、コンサルタンは、

コンサルティの経験期間を経なければ、コンサルタントにはなり得ないのである。そのように考えると、特別支援教育コーディネーターのための研修は、全国的にはかなりの数が開催され、重要な役割を担うものと推察できるが、座学には限界があるように考えられる。ここで重要なのは、実地での臨床的研修が必要であるということである。さらに、実地における臨床的研修の重要さは、福祉領域における障害児・者の支援においても同様であり、障害者の行政機関や支援施設においてリーダーとなる人材育成も重要な鍵となる。

そこで、特別支援教育に特に学識の高い者（大学教員、特別支援学校教員など）がコンサルタントとなり、コンサルティとしての特別支援教育コーディネーターに対し、学校における行動コンサルテーションの実践を積極的に進めることや、教育・福祉系大学の履修カリキュラムの中に行動論的アプローチに関する内容を取り入れるなどして、行動コンサルテーションの実施可能な人材の育成を行うことが急務であり、まさに教育の問題と言っても過言ではないと考える。

さて、教育、福祉領域からのバーンアウトする職員は相当数あることは先述したが、障害児・者の支援施設を例にとると、注目すべき報告がある。厚生労働省（2013）の調査では、介護職員全体の離職率を全産業平均と比較すると、福祉分野（16.3%）は全産業平均（14.4%）よりも高く、経年での減少傾向は見られないという結果が出ている。この問題は、障害児・者を取り巻く1つの社会問題と捉えることができる。きょうされん（2017）が実施した「障害者支援事業所職員労働実態調査報告」では、職場の改善点として挙げられたもののうち「給与水準の改善」が一番高く、次いで「達成感のある利用者支援」であった。このことは、裏返すとバーンアウト・リスクを引き起こす要因である可能性が非常に高く、「給与の改善」が最大の要因だとしても、「利用者支援」も大きな要因の1つと考えられる。また、本研究が前提としていたコンセプト、すなわち、行動コンサルテーションの「教育的」機能は、バーンアウト・リスクの軽減に対しその効果を発揮できるという1つの仮説は、職員のニーズに合致している。具体的には、教育的営みによって利用者への支援技能が高まることは、職員の求める「達成感のある利用者支援」への対応という意味があり、本研究の研究4,5で得られた結果は、そのことを指示しているものと考えられる。

本研究におけるバーンアウト・リスク軽減に対する行動コンサルテーションの有効性が研究結果から確認できたことにより、行動コンサルテーションの実施が可能となる条件、例えば、制度面、財政面などが整えば、行動コンサルテーションは、地域社会の教育・福

社領域におけるバーンアウト問題を解決する上での一助として応用できる可能性は十分あると考える。

### 第3項 展望

本研究においては、介入厳密性という観点から、コンサルティによるクライアントへの介入の際、介入がいかに厳密に行われるかが重要であり、コンサルティの支援に関連する支援技法の理解度や問題の背景要因の正確な把握が、行動コンサルテーション全体の可否に影響することを把握できた。しかし、介入厳密性は、コンサルティの受容性にも影響されることからコンサルティの受容度を測定する必要があるが、客観的指標を設定することが困難であった。そのため、コンサルティへのインタビューを実施し、その出現言語からテキストマイニングによって、出現言語の出現頻度や語と語の関連度を統計的に検討しようとした。しかし、出現言語自体コンサルティの内省であり、必ずしも認知と行動が一致しないように、出現言語が即厳密な支援行動になるかどうか疑問と言わざるを得ない。

また、バーンアウト・リスクという観点では、行動コンサルテーションの教育的効果からバーンアウト・リスクの軽減がもたらされることも、PAC分析、MBIの得点結果やテキストマイニングによって、コンサルティの内省から把握することができた。しかし、これも介入厳密性と同様、エビデンスという点から見れば曖昧さが残った。

換言すれば、行動コンサルテーションの有効性に対し想定される規定要因、及びコンサルティの意識変化に関係する客観的指標を検討し、行動コンサルテーションを実施する中でその関連性を明らかにしようと明確な回答を求めた際、様々な阻害要因が作用することも確認された。

今後の課題として考えられることは、行動コンサルテーションの成功要因の因果関係をどのように把握するかである。つまり、常につきまとう疑問として、成功要因がコンサルタントにあるのか、それともコンサルティにあるのかという点である。逆説的にはなるが、行動コンサルテーションは実践活動であるが故、行動コンサルテーションの成功の鍵を握る要因として介入厳密性が挙げられ、これを高めることが重要である。さらに、介入厳密性を高める基盤として、コンサルティの受容性が重要である。しかし、介入厳密性や受容性という概念は、もともと行動コンサルテーション全体の可否を解釈するために導入されたものであったにもかかわらず、客観的指標はあるわけではなく、計量的視点では考えにくい事象

となっている。現在、行動コンサルテーションの実践知見は、わが国では極端に少なく、今後の蓄積が待たれるところであり、研究方法が模索段階であると言っても過言ではない。

また、バーンアウト・リスクの軽減に関して、行動コンサルテーションの教育的効果は期待できるにしても、それは教育的な事柄の範疇に入る内容にバーンアウト・リスクの原因がある場合であり、その他の要因に対して有効なのかどうかは、調査対象を広げてみなければ明確にはわからないことである。本研究においては、教育的内容に起因したバーンアウト・リスクであったことが、その軽減には有効であったと言えるが、バーンアウトの原因が教育的内容でなかった場合、仮に対処方法がわかっても、如何ともし難いかもしれないということである。したがって、バーンアウトの要因の種類を特定し、要因同士の分析が課題になると考えられる。

また、知的障害者のための支援施設におけるバーンアウト・リスクの軽減については、行動コンサルテーションの教育的効果は期待できるにしても、それはバーンアウト・リスクの生じる原因が施設内における研修等の教育的な対応にある場合であり、その他の要因に対して有効なのかどうかは、調査対象を広げてみなければ明確にはならない。本研究においては、教育的対応に起因したバーンアウト・リスクであったことが、その軽減には有効であったと言えるが、バーンアウトの原因が教育的対応にない場合、仮に対処方法がわかっても、如何ともし難い事態になる可能性がある。したがって、バーンアウトの要因の種類を特定し、要因同士の分析が課題になると考えられる。

これまでのコンサルテーション活動は、学校での実践が多かったと言えるが、加藤・大石（2004）も指摘するように、行動コンサルテーションについては有用範囲が広いことから、今後の展開として、更なる実践上の積み上げが必要となると考える。

例えば、保健・医療機関と教育との連携としての、一貫した乳幼児期からの支援を保障する取り組みや、福祉・労働機関と教育の連携としての、義務教育や後期中等教育修了後の地域・社会への移行支援の取り組みが想定される。これらの接続点では、行動コンサルテーションがアクション・リサーチとして存在する意味は大きいものとする。

しかしながら、ここに大きく行動コンサルテーションの発展を妨げる事態がある。

それは、本研究において行動コンサルテーションの有効性が単にクライアントの行動変容をもたらすことのみならず、バーンアウト・リスク軽減に対してもその教育的効果により有用であることが示唆できたからこそ言及できることではあるが、行動コンサルテーシ

ョンをさらに発展させる必要性は大である。そのためには、行動理論、特に応用行動分析学に対する理解が絶対的に必要である。

応用行動分析学は、Skinner（1953）による人間行動の徹底的観察の末、その行動から科学的原理を導いた応用科学であり、人間性を重視したいわば「行動科学」と呼べるものである。そして、1970年代における人間の行動科学分野のめざましい発展に伴い、北米を中心に応用行動分析学として確立され、アメリカ心理学上の20世紀最大の功績と言える。また、応用行動分析学による行動の原理の正しさは既に証明され、障害者への支援に有効であるのみならず、日常生活、社会生活、スポーツ、企業コンサルティング等様々な分野の中で活かされている。しかしながら、現在わが国においてこれを学ぶための場として存在しているのは、ごく限られた大学や大学院でしかなく、それ故、必然的にこの分野の研究者や実践者も絶対的に不足している。この問題の背景には、特に教育分野において、教育の営みを人間の行動という視点から科学的に捉えるという考え方を否定する傾向が見られ、教師一人の職人芸による精神主義的な営みを肯定してきたことが見え隠れする。わが国に行動療法が紹介された1960年代では、その概念をオペラント条件付けやレスポナント条件付け理論などに置くことから、それら基礎理論と混同し、応用行動分析学に対する誤った認識があったように考えられる。そのためわが国にはなじまない学問として扱われてきた節がある。

さて、行動コンサルテーションを実施するための絶対的条件として、行動理論を理解し、実践レベルでのアプローチの方法を駆使できるスキルがなくてはならないことは既に述べた。しかし、その修得には一定の研修期間（少なくとも2年間くらい）、特に実際場面を想定した実地研修が必要であることを考慮すると、この学問体系を学ぶためには、例えば、教育・福祉分野の社会人にとっては、研修機会を得ることがかなり困難である。また、無作為に大学や大学院を選択し、研修機会を得ようとしても良いというわけではない。したがって、このような状況は今後も継続するものと考えるのが妥当かもしれない。

一方、昨今、教育現場における発達障害の存在はそれが許されない状況になっている。といのも、小中学校に在籍する発達障害のある児童生徒の割合は全体の6.5%という数値が示されており、40人1学級に換算すると2、3人になると言われている（文部科学省，2014）。発達障害の児童生徒が示す行動は、通常学級を担当する教師にとってまったく理解できないものであろうことは容易に推察できるが、このことに関連して、柘植（2018）は、ABA（応用行動分析学）に関しては、世界中の心理学や教育学等の分野に関連する複数の学術誌で取

り上げられ、発達障害者の問題行動を標的にした多数の論文が掲載され続けていることから、発達障害のある子どもの指導・支援に欠かせないものとしている。

また近年、企業ではその組織作りにおいて、応用行動分析学による組織マネジメントの考え方を取り入れるようになってきた。企業組織マネジメントの究極の課題は、社員、すなわち、人間の行動の問題である（舞田・杉山，2008）とし、企業組織運営にも科学の必要性を説いている。企業経営も人間の行動の問題に関連すると捉えるならば、当然、行動問題の発生はあり得るはずであり、その解決に当たっては、行動コンサルテーションが重要な鍵を持つことになる。実際に、応用行動分析学による組織マネジメントを積極的に導入しようとしている企業においては、内部に問題解決のためのコンサルタントを任命し、業務の効率化、社員の人間関係の修復・改善などに生かしている。また、そのようなコンサルタントの設置をガバナンスとしている企業も見られるようになっている。

このように、応用行動分析学は、ヒューマン・サービスに関わる者の基礎的なスキルと言ってよい。また、行動コンサルテーションも分野にかかわらず応用可能なものであるが、幸運にも、わが国では前項でも触れた教育分野における特別支援教育コーディネーターの配置や、巡回相談の実施等、いわゆる外堀としての制度が整いつつある。そこで、そのような中で、行動コンサルテーションの実施が可能となる内堀としての内容の環境整備が必要となる。まず、緊急的課題は、応用行動分析学を教員養成系大学や福祉系大学のカリキュラムに必須科目として位置づけることや、都道府県や市区町村の教育センター等での現職教員研修において、必須の研修内容に設定する等の対応である（柘植，2018）。

今日、学校や福祉施設では、発達障害の児童生徒に対する対応、特に行動問題にどのように対応するかに苦慮している。とは言え、手をこまねくばかりで過ごしているわけではなく、地域の人材資源を用い可能な限りの対応をしているという事実はある。しかしながら、そこでは、教師や指導員たちの経験に頼った非合理的な方法が少なからず展開され、効果が見られず、ともすれば悪化の一途をたどる状況があるように聞く。

今こそ、確かな学術研究に裏打ちされたエビデンスに基づく指導・支援の方策が用いられなければならないし、関係する諸機関はそのことを実現できるように、速やかに行動することが望まれる。

## 文 献

- Alberto, P. A. & Troutman, A. C. (1986) *Applied behavior analysis for teachers* (2nd ed.). Charles Merrill, Columbus, Ohio. 佐久間徹・谷晋二 訳 (1992) はじめての応用行動分析. 二瓶社.
- Alvord, J. R., & Cheney, C. D. (1994) *The home token economy*. Third edition. MA, Cambridge Center for Behavioral Studies.
- 有川宏幸 (2003) 自閉症児の小遣い帳記録時における指示待ち行動の変容母親の言語援助への介入を通して－. 特殊教育学研究, 41, 415-424.
- Ayllon, T. (1999) *How to use token economy and point systems*. Second edition. Texas, PRO-ED, Inc.
- Baer, D. M. (1994) The status and impact of prereferral intervention: We need a better way to determine success. *Psychology in the Schools*, 31, 309-318.
- Baer, D. M., Wolf, M. M., & Risley, T. R. (1968) Some current dimensions of applied behavior analysis. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 1, 91-97.
- Bergan, J. R., & Tombari, M. L. (1976) The analysis of verbal interactions occurring during consultation. *Journal of School Psychology*, 13, 209-226.
- Bergan, J. R. and Kratochwill, T. R. (1990) *Behavioral consultation and therapy*. New York, Plenum press.
- Bijou, S. W., Peterson, R. F., & Ault, M. H. (1968) A method to integrate descriptive and experimental field studies at the level of data and empirical concepts. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 1, 175-191.
- Brown, D., Prywansky, W. B., & Schhlte, A. C. (1995) *Psychological consultation: Introduction to theory and practice*. Boston, Allyn and Bacon.
- Brown, D., Prywansky, W. B., & Schhlte, A. C. (1998) Introduction to consultation. *Psychological Consultation: Introduction to Theory and Practice*. Allyn and Bacon, Boston, 1-81.
- Buschbacher, & Fox, (2003) Understanding and intervening with the challenging behavior of young children with autism spectrum disorder. *Journal of Language, Speech, Hearing in the Schools*, 34, 217-227.
- Caplan, G. (1963) Types of mental health consultation. *American Journal of Orthopsychiatry*, 33, 470-481
- Caplan, G. (1970) *The theory and practice of mentalhealth consultation*. New York, Basic Books.

- Cooper, J. O., Herten, T. E., & Heward, J. K. (1987) *Applied behavior analysis*. Columbus, Merrill publishing.
- Dalrymple, N. J. & Ruble, L. A. (1992) Toilet training and behaviors of people with autism: Parent views. *Journal of Autism and Developmental Disorders*, 22, 265-275.
- Donenberg, G. & Baker, B. L. (1993) The impact of young children with externalizing behaviors on their families. *Journal of Abnormal Child Psychology*, 21, 179-198.
- Domina, T. (2005) Leveling the home advantage: Assessing the effectiveness of parental involvement in elementary school. *Sociology of Education*, 78, 233-249.
- Durand, V. M. (1990) *Functional communication training: An intervention program for severe behavior problem*. New York: Guilford.
- Ellis, N. R. (1963) Toilet training the severely defective patient: An S-R reinforcement analysis. *American Journal of Mental Deficiency*, 68, 98-103.
- Embregts, P. J. C. M., du Bois, M. G., & Graef, N. (2010) Behavior problems in children with mild intellectual disabilities: An initial step towards prevention. *Research in Developmental Disabilities*, 31, 1398-1403.
- Erchul, W. P., & Martens, B. K. (2002) *School consultation: conceptual and empirical based of practice*. New York, Kluwer Academic/Plenum Publishers.
- Erchul, W. P., & Martens, B. K. (2002) Bases of an integrated model of school consultation. *School Consultation: Conceptual and Empirical Bases of Practice*. Kluwer Academic/Plenum Publishers, New York, pp.73-96.
- Floyd, F. J., & Gallagher, E. M. (1997) Parental stress, care demands, and use of support services for school age children with disabilities and behavior problem. *Family Relation*, 46, 208-217.
- Foxx, R. M. & Azrin, N. H. (1973) *Toilet training the retarded: A rapid program for day and night time independence toileting*. Research Press, Champaign. 東正監訳 (1976) トイレット・トレーニング:自立指導の実践プログラム. 川島書店.
- 藤原義博 (1999) 発達障害児に対する Positive Behavioral Support—今日的意義と方法論の特徴—. 日本行動分析学会第 17 回年次大会発表論文集, 42.
- Gray, K. M., Piccinin, A. M., Hofer, S. M., Mackinnon, A., Bontempo, D. E., Einfeld, S. L., Parmenter, T., & Tonge, B. J. (2011) The longitudinal relationship between behavior and emotional disturbance in young people with intellectual disability and maternal mental health.

- Research in Developmental Disabilities*, 32, 1194-1204.
- Gresham, F. M. (1989) Assessment of treatment integrity in school consultation and prereferral intervention. *School Psychology Review*, 18, 37-50.
- Gresham, F. M., Gansle, K. A., Noell, G. H., Cohen, S., & Rosenblum, S. (1993) Treatment integrity of school-based behavioral intervention studies: 1980-1990. *School Psychology Review*, 22, 254-272.
- 長谷部慶章・中村真理 (2005b) 知的障害施設職員のバーンアウト傾向との関連要因. 特殊教育学研究, 43, 267-277.
- 長谷部慶章・中村真理 (2009) 知的障害施設職員のバーンアウト関連要因の因果モデル. 特殊教育学研究, 47, 147-153.
- Hastings, R. P., & Brown, (2000) Functional assessment and challenging behavior: Some future directions. *Journal of the Association for Persons with Severe Handicaps*, 25, 229-240.
- Hastings, R. P., Horne, P., & Mitchell, G. (2004) Burnout in direct care staff in intellectual disability services: A factor analysis study of the Maslach Burnout Inventory. *Journal of Intellectual Disabilities Research*, 48, 268-273.
- 樋口耕一 (2004) テキスト型データの計量的分析—2つのアプローチの峻別と統合—. 理論と方法, vol. 19(1), pp. 101-115.
- Hogopian, L.P., Fisher, W., Piazza, C.C., & Wierzbicki, J.J. (1993) A water-prompting procedure for the treatment of urinary incontinence. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 26, 473-474.
- Houts, A.C., Peterson, J.E., & Liebert, R.M. (1984) Effect of prior imipramine treatment on the results of conditioning therapy in children with enuresis. *Journal of Pediatric Psychology*, 9, 505-509.
- Houts, A.C., Peterson, J.E., & Whelan, J.P. (1986) Prevention of relapse in full-spectrum home training for primary enuresis: A components analysis. *Behavior Therapy*, 17, 462-469.
- Houts, A.C., Whelan, J.P., & Peterson, J.E. (1987) Filmed versus live delivery of full-spectrum home training for primary enuresis: Presenting the information is not enough. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 55, 902-906.
- 廣瀬由美子・加藤哲文・小林重雄 (2003) 独語行動の軽減を目指した自閉症児の指導. 特殊教育学研究, 41, 395-403.
- 石田基広・小林雄一郎 (2013) Rで学ぶ日本語テキストマイニング. ひつじ書房.
- Issenman, R.M., Filmer, R.B., & Gorski, P.A. (1999) A review of bowel and bladder control development in children: How gastrointestinal and urologic condition relate to problems in toilet

training. *Pediatrics*, 103, 1346-1352.

加藤哲文（2004）特別支援教育における「行動コンサルテーション」の必要性. 加藤哲文・大石幸二編著, 特別支援教育を支える行動コンサルテーションー連携と共同を実現するためのシステムと技法ー, 第1章, pp. 2-15. 学苑社.

加藤哲文・野口和也（2004）特別支援教育における「行動コンサルテーション」の必要性. 加藤哲文・大石幸二編著, 特別支援教育を支える行動コンサルテーションー連携と共同を実現するためのシステムと技法ー, 第4章, pp. 42-64. 学苑社.

Kazdin, A. E. (1994) *Behavior modification in applied setting* (5th. ed.). Pacific Grove, Brooks./Cole.18)

国立特別支援教育総合研究所（2012）教育相談情報提供システム. (引用、[http:// forum.nise.go.jp/soudan-db/htdocs/index.php?page\\_id=58](http://forum.nise.go.jp/soudan-db/htdocs/index.php?page_id=58))

厚生労働省（2013）労働市場分析レポートー福祉分野の雇用動向について.

厚生労働省（2014）「障害児支援の在り方に関する検討会」（報告書）（2016年7月1日引用、URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000050945.html>)

厚生労働省（2015）公認心理師法. URL: <http://www.mhlw.go.jp/>

小林正幸（2003）不登校児の理解と援助ー問題解決と予防のコツ. 金剛出版.

Kratochwill, T. R. & Bergan, J. R. (1990) *Behavioral consultstion in applied settings: An individual guide*. New York, Plenum Press.

久保真人（2004）バーンアウトの心理学ー燃え尽き症候群とはー. サイエンス社.

久保真人・田尾雅夫（1994）看護婦におけるバーンアウトーストレスとバーンアウトとの関係ー. 実験社会心理学研究, 34, 33-43.

黒田未来・東敦子・津田望（2002）重度知的発達障害児への補助・代替コミュニケーション（AAC）指導. 特殊教育学研究, 39, 25-32.

きょうされん（2017）障害者支援事業所職員労働実態調査報告. (旧称、共同作業所全国連絡会).

Lucyshyn, J. M., Horner, R. H., Dunlop, G., Albin, R. W., & Ben, K. R. (2002) Positive behavior support with families. In J. Lucyshyn, G. Dunlop, & R. Albin (Eds.), *Families and positive behavior support: Addressing problem behavior in family contexts*. Paul H. Brookes, Baltimore, Maryland, 3-43.

Luiselli, J.M. (1996a) A transfer of stimulus control procedure applicable to toilet training program for children with developmental disabilities. *Child & Family Behavior Therapy*, 18, 29-34.

- Luiselli, J. M. (1996b) A case study evaluation of a transfer-of stimulus control toilet training procedure for a child with pervasive developmental disorder. *Focus on Autism and Other Developmental Disabilities*, 11, 158-162.
- Luxem, M. C., & Christophersen, E.R. (1994) Behavioral toilet training in early childhood: Research, practice, and implications. *Developmental and Behavioral Pediatrics*, 15, 370-378.
- Luxem, M. C., Christophersen, E. R., Purvis, P. C., & Baer, D. M. (1997) Behavior-medical treatment of pediatric toileting refusal. *Developmental and Behavioral Pediatrics*, 18, 34-41.
- Mace, F.C. (1994) The significance and future of functional analysis methodologies. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 27, 385-392
- 舞田竜宣・杉山尚子 (2008) 行動分析学マネジメントー人と組織を変える方法論ー, 日本経済新聞社, pp. 10-13.
- Maslach, C. (1976) Burned-out. *Human Behavior*, 5(9), 16-22.
- Maslach, C., & Jackson, S. E. (1981) The measurement of experienced burnout. *Journal of Occupational Behavior*, 2, 99-113.
- 増田真也 (1999) バーンアウト研究の現状と課題ーMaslach Bournout Inventory の尺度としての問題点ー, コミュニティ心理学研究, 3(1), 21-32.
- 松岡勝彦 (2011) 行動コンサルテーションで使われる技法. 加藤哲文・大石幸二編著, 学校支援に活かす行動コンサルテーション実践ハンドブックー特別支援教育を踏まえた生徒指導・教育相談への展開ー, 第 I 部 行動コンサルテーションの考え方と方法, 第 4 章, pp57-73. 学苑社.
- 松岡勝彦・加藤哲文 (2004) 行動コンサルテーションの特徴. 加藤哲文・大石幸二編著, 特別支援教育を支える行動コンサルテーション, 第 3 章, pp. 28-41. 学苑社.
- McCartney, J. R., & Holden, J. C. (1981) *Toilet training for the mentally retarded*. In J. L. Matson & J. R. McCartney (Eds.), *Handbook of behavior modification with the mentally retarded*. Plenum Press, New York, 29-60.
- Miltenberger, R. G. (2001) *Behavior Modification: Principles and Procedures* (2nd ed.).
- 園山繁樹・野呂文行・渡部匡隆・大石幸二 訳 (2006) 行動変容法入門. 二弊社.
- Mitchell, G. & Hastings, R. P. (2001) Coping, burnout, and emotion in staff working in community service for people with challenging behavior. *American Journal on Mental Retardation*, 106, 448-459.
- 三井菜摘・熊谷恵子 (2007) 自閉症児に対するエコロジカルなアセスメントを用いたコミ

- コミュニケーション指導. 特殊教育学研究, 45, 217-227.
- Moncher, E. J., & Prinz, R. J. (1991) Treatment fidelity in outcome studies. *Clinical Psychology Review*, 11, 247-266.
- 望月昭 (1989) 福祉実践の方法論としての行動分析学—社会福祉と心理学の新しい関係—. 社会福祉学, 41, 64-84.
- 文部科学省 (2007) 特別支援教育の推進について (通知) .
- 文部科学省 (2014) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について.
- 文部科学省 (2018) 特別支援学校学習指導要領解説. 開隆堂.
- 武藤崇・唐岩正典・岡田崇宏・小林重雄 (2000) トイレット・マネイジメント手続きによる広汎性発達障害児の排尿行動の形成—短期集中ホーム・デリバリー型の支援形態における機能アセスメントとその援助—. 特殊教育学研究, 38, 1-10.
- 内藤哲雄 (1993) 個人別態度構造の分析について. 信州大学人文科学論文集, 27, 43-69.
- 奈良理央・長尾かおる・増田貴人 (2016) 行動連鎖に困難を示す自閉症児への行動コンサルテーションの効果—トークン・エコノミー法と強化基準変更によるカード理解の促進—. 弘前大学教育学部紀要, No.116-2, 1-8.
- 奈良理央・小沼順子・長尾かおる (2017) 自閉症児のトイレでの排尿行動の形成における行動コンサルテーションの効果. 弘前大学大学院地域社会研究科年報, 13, 39-50.
- 奈良理央・増田貴人・大石幸二 (2017) 通所しぶりを示した知的障害者の通所行動を再形成するための知的障害者施設への行動コンサルテーション. 発達障害研究, 39, 368-378.
- 奈良理央・増田貴人・大石幸二 (2017) 行動コンサルテーションによる知的障害者支援施設職員の知識・態度の変容とバーンアウト・リスクの軽減. 発達障害研究, 39, 400-410.
- Neece, C. L., Green, A., & Baker, B. L. (2012) Parenting stress and child behavior problem: A transactional relationship across time. *American Journal on Intellectual and Developmental Disabilities*, 117, 48-66.
- Neef, N. A., & Iwata, B. A. (1994) Current research on functional analysis methodologies: An introduction. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 27, 211-214
- 日本知的障害者愛護協会 (1998) 重度化・高齢化問題研究報告書, 16-17.
- 日本知的障害者福祉協会 (2004) 平成 14 年度全国知的障害児・者施設実態報告書, 5-10.
- Noell, G. H., Duhon, G. J., Gatti, S. L., & Connell, J. E. (2002) Consultation, follow-up and implementation of behavior management interventions in general education. *School Psychology*

*Quarterly*, 31, 217-235.

Noell, G. H., & Witt, J. C. (1999) When does consultation lead to intervention implementation

Critical issues for research and practice. *Journal of Special Education*, 33, 29-36.

野口昇子 (2008) 知的障害者更生施設における行動問題を示す利用者にする支援方法の検討  
ー施設的环境に適合した利用者中心の支援に視点をおいてー. *発達障害研究*, 30, 352-361.

野口幸弘・園山繁樹・大塚玲・長畑正道 (1987) 無発語状態の幼児が発話にいたるまでの指  
導経過. *心身障害学研究*, 11 (2), 63-69.

O' Dell, S., Benlolo, L., & Flynn, J. (1979) An instrument to measure knowledge of behavioral  
principles as applied to children. *Journal of Behavior Therapy and Experimental Psychiatry*, 10,  
29-34.

大石幸二 (2000) 知的障害教育における「研修現場」への応用行動分析学のアプローチ.  
*特殊教育学研究*, 38, 53-63.

大石幸二 (2017) 行動コンサルテーションの問題同定面接におけるコンサルタントの言語  
行動および非言語行動の生起特徴に関する予備的分析. *発達障害研究*, 39, 379-385.

奥田健次 (2005) 不登校を示した高機能広汎性発達障害児への登校支援のための行動コン  
サルテーションの効果ートークン・エコノミー法と強化基準変更法を使った登校支援プ  
ログラムー. *行動分析学研究*, 20, 2-12.

小野昌彦・小林重雄 (2000) 女子小学生不登校への再登校行動の形成ーかかわり形成が困難  
であった事例ー. *行動療法研究*, 25, 37-45.

小野昌彦・小林重雄 (2002) 中学生不登校の再登校行動維持への主張的スキル訓練. *特殊教  
育学研究*, 40, 355-362.

太田千佳子・青山真二 (2012) 自閉症児の行動連鎖を妨げる要因のエコロジカルな分析と  
指導の展開ー特別支援学校での登校後の荷物整理と着替えの場面を通してー. *特殊教育  
学研究*, 50, 393-401.

Reimers, T. M., Wacker, D. P., & Koepl, G. (1987) Acceptability of behavioral interventions: A  
review of the literature. *School Psychology Review*, 16, 212-227

Repp, A. C., Karsh, K. G. (1994) Hypothesis-based interventions for tantrum behaviors of persons  
with developmental disabilities in school settings. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 27, 21-31.

Richman, S. (2001) Raising a child with autism: A guide to applied behavior analysis for parents.

井上雅彦・奥田健二監訳 テーラー幸恵 (2003) 自閉症への ABA 入門ー親と教師のための  
ガイド. 東京書籍.

- 佐藤秀紀・中嶋和夫（1996）精神薄弱者更正施設職員におけるバーンアウトモデル. 民族衛生, 62, 348-358.
- 志賀利一（1983）行動変容法と親トレーニング(その知識の獲得と測定). 自閉児教育研究, 6, 31-45.
- 志賀利一（1990）応用行動分析のもう1つの流れー地域社会に根ざした教育方法ー. 特殊教育学研究, 28, 33-40.
- 島田茂樹・京極麻希子・中野良顕（1997）応用行動分析に基づく自閉症児の個別指導ー臨床事例研究を通してー. 上智大学心理学年報, 21,35-42.
- Skinner, B. F. (1953) *Science and human behavior*. Macmillan. 科学と人間行動
- Solderfeldt, M., Solderfeldt, B. & Wang, L. (1995) Burnout in social work. *Social Work*, 40, 638-646.
- 杉山尚子（1993）行動分析学におけるオペラント条件づけの位置づけ. 行動科学, 32(2), 48-51.
- 杉山尚子・島宗理・佐藤方哉・マロット, R. W. ・マロット, M. E. (1998) 行動分析学入門. 産業図書.
- 杉山雅彦（1987）自閉症児への行動療法的アプローチー新たな展開とその問題点. 特殊教育学研究, 25, 43-48.
- 園山繁樹・小林重雄（1994）相互行動心理学応用行動分析における文脈的視座ー行動療法発展への示唆ー. 心身障害学研究, 18, 179-190.
- 高下洋之・杉山雅彦（1993）不登校を伴う社会的ひきこもり児に関する社会的スキル訓練. 特殊教育学研究, 31, 1-11.
- Taylor, S., Cipani, E., & Clardy, A. (1994) A stimulus control toilet training program. *Journal of Behavior Therapy and Experimental Psychiatry*, 25, 155-160.
- Tervo, R. C. (2012) Developmental and behavior problems predict parenting stress in young children with global delay. *Journal of Child Neurology*, 27, 291-296.
- Tredgold, R. F., & Soddy, K. (1956) *A textbook of mental deficiency (9th ed.)*. Bailliere, London.
- 柘植雅義（2018）発達障害と「ABA」。内外教育, 第 6689 号, pp. 1. 時事通信社.
- 上野徳美・山本義史（1996）看護者のバーンアウトを予防するソーシャルサポートの効果ーサポート・ネットワーク量・満足度・サポート源との関係を中心としてー. 健康心理学研究, 9, 9-20.
- 内田一成（2004）知的障害者入所施設における応用行動分析学の広範な使用：組織マネジメ

ントについての臨床的研究. 行動分析学研究, 19, 124-136.

Weiss, J. A., Cappadocia, M. C., MacMullin, J. A., Vecili, M., & Lunsy, Y. (2012) The impact of child problem behaviors of children with ASD on parent mental health: The mediating role of acceptance and empowerment. *Autism*, 16, 261-274.

Whelan, J.P., & Houts, A.C. (1990) Effect of a waking schedule on primary enuretic children treated with full-spectrum home training. *Health Psychology*, 9, 164-176.

Wilder, D.A., Higbee, T.S., Williams, W.L., & Nachwey, A. (1997) A simplified method of toilet training adult in residential setting. *Journal of Behavior Therapy and Experimental Psychiatry*, 28, 241-246.

Williams, W. L. (2000) Behavioral consultation. In Austin, J. & Carr, J. E. (Eds.) *Handbook of applied behavior analysis*. Nevada, Context Press, pp. 375-397.